

ごあいさつ

本市では、「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」を市の将来都市像とした、「第5次北茨城市総合計画」を令和2年3月に策定し、令和2年からの5年間を計画期間とした前期基本計画に基づき、各種施策を推進してまいりました。

しかしこの間、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症の大流行は、経済や社会活動に大きな影響を及ぼし、感染が収束に向かった後でも、その影響は私たちの日常生活に色濃く残っております。また、全国的に少子高齢化や人口減少が加速していく中、本市も例外ではなく、社会保障費の増大が現実のものとなり、将来的な税収の減少も見込まれているところであります。さらには、感染症の流行を契機とした社会全体のデジタル化の急激な進行、地球温暖化や気候変動を原因とする災害の激甚化・頻発化など、社会を取り巻く状況は劇的に変化しております。

このような先行きが不透明で予測が困難な中にあっても、活力のある地域社会を維持し、市民の皆様が不便を感じることのない、魅力ある北茨城市を創造していくことが私たちの目指すべき方向であると考えております。

こうしたことから、このたび策定した後期基本計画では、前期基本計画の達成状況を検証し、社会情勢の変化を反映させた内容の見直しを行い、今後5年間に取り組むべき課題を精査いたしました。

今後におきましても、本計画の基本理念である「みんなで考え、みんなで創るまちづくり」、「誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり」、「誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり」を常に意識し、市民の皆様に「住んでよかった」と思っていただける北茨城市的実現に向け、スピード感を持って取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御審議いただきました北茨城市総合計画審議会委員の皆様を始め、貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました市民の皆様、そのほか御協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

北茨城市長 豊田 総

第5次北茨城市総合計画後期基本計画

目 次

I 序 論

1

■ 第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 これまでの計画の経緯	3
第3節 計画の構成と期間	4
第4節 計画策定の視点	6
第5節 計画の点検・評価	7
■ 第2章 北茨城市的概況	8
第1節 位置と地勢	8
第2節 市の沿革	9
第3節 人口等の動向	10
1 人口と世帯	10
2 人口動態(自然増減・社会増減)	11
3 年齢階層別人口	12
4 将来推計人口の推移	13
5 産業構造	15
■ 第3章 市民意向の概要(市民アンケート)	21
第1節 調査の概要	21
第2節 主な設問の回答結果	21
1 北茨城市への定住意識	21
2 現在の市民生活やまちづくりに対する評価(満足度)	23
3 今後の人口減少を抑えるために、行政が力を入れるべき取組み	26
■ 第4章 社会状況の変化と今後のまちづくりの主要課題	27
第1節 社会状況の変化	27
1 今後さらに加速する人口減少・高齢化の進展	27
2 飛躍的に高まる危機管理の重要性	28
3 誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現(多様性の尊重)	29
4 多岐にわたる地域課題の解決に向けて期待が高まるデジタル社会の実現	30
5 地方創生においても重要な「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進	31
第2節 今後のまちづくりの主要課題	34
1 人口減少と少子高齢化への対応	34
2 危機管理能力の充実・強化及び自然環境への配慮	34
3 誰もがいつまでも自分らしくいきいきと暮らせる環境の充実	34
4 持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立	34

II 計画の基本フレーム(人口ビジョン)

35

■ 第1章 人口ビジョンの位置づけ	36
■ 第2章 基本的な視点と取組みの方向性	36
■ 第3章 人口の将来展望(目標人口)	37

■ 第1章 重点プロジェクト(第3期北茨城市創生総合戦略)	40
第1節 重点プロジェクトの体系	40
第2節 重点プロジェクトの進捗管理	41
第3節 重点目標別の施策	41
【重点目標Ⅰ】地域の所得水準の向上に寄与する	41
【重点目標Ⅱ】人の流れをつくり拡大する	43
【重点目標Ⅲ】若い世代・子育て世帯の希望をかなえる	44
【重点目標Ⅳ】持続可能な地域をつくる	45
■ 第2章 分野別計画	48
第1節 分野別計画の施策体系	48
第2節 分野別計画の内容	50
基本目標 I 市民が主役の持続可能なまちづくり	50
【基本施策I—1】市民協働・市民参加の推進	50
個別施策I—1—1 広報・広聴体制の充実	50
個別施策I—1—2 市民協働・コミュニティ活動の推進	53
【基本施策I—2】人権の尊重	57
個別施策I—2—1 人権の尊重	57
個別施策I—2—2 男女共同参画社会の推進	59
【基本施策I—3】都市交流の促進	62
個別施策I—3—1 多文化共生社会の推進	62
個別施策I—3—2 都市交流・市民交流の促進	64
【基本施策I—4】行財政の効率的運営	65
個別施策I—4—1 効率的な行政運営の推進	65
個別施策I—4—2 財政基盤の確立	68
個別施策I—4—3 適正な公共施設マネジメントの推進	71
基本目標 II 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり	73
【基本施策II—1】健康・医療の充実	73
個別施策II—1—1 健康づくりの推進	73
個別施策II—1—2 地域医療の充実	77
【基本施策II—2】地域福祉の充実	80
個別施策II—2—1 地域福祉・生活支援の充実	80
個別施策II—2—2 児童福祉の充実	83
個別施策II—2—3 高齢者福祉の充実	87
個別施策II—2—4 障害者福祉の充実	91
【基本施策II—3】社会保障の充実	94
個別施策II—3—1 社会保障の充実	94
基本目標 III ふるさとを想う教育・文化のまちづくり	98
【基本施策III—1】学校教育の充実	98
個別施策III—1—1 学校教育の充実	98

III 基本計画

【基本施策III—2】生涯学習社会の構築	103
個別施策III—2—1 生涯学習の振興	103
個別施策III—2—2 スポーツ・レクリエーションの振興	106
個別施策III—2—3 文化芸術の振興	109
個別施策III—2—4 青少年の健全育成	113
基本目標 IV 安らぎと利便性が高いまちづくり	115
【基本施策IV—1】地域の特性を活かしたまちづくりの推進	115
個別施策IV—1—1 地域の特性を活かしたまちづくりの推進	115
【基本施策IV—2】都市基盤の充実	119
個別施策IV—2—1 道路・交通ネットワークの整備	119
個別施策IV—2—2 公園・緑地の整備	122
個別施策IV—2—3 住宅政策の推進	124
個別施策IV—2—4 上・下水道事業の推進	127
基本目標 V 人と地球にやさしい安全なまちづくり	131
【基本施策V—1】環境保全・循環型社会の実現	131
個別施策V—1—1 環境保全の推進	131
個別施策V—1—2 温暖化対策・脱炭素社会の推進	134
個別施策V—1—3 循環型社会の推進	136
個別施策V—1—4 環境衛生の充実	138
【基本施策V—2】安全・安心の向上	140
個別施策V—2—1 生活安全の向上	140
個別施策V—2—2 地域防災の推進	143
個別施策V—2—3 消防・救急の充実	146
基本目標 VI 創意に満ちた活力あるまちづくり	148
【基本施策VI—1】産業の振興	148
個別施策VI—1—1 農林水産業の振興	148
個別施策VI—1—2 商工業の振興	155
個別施策VI—1—3 観光の振興	158
【基本施策VI—2】労働環境の向上と消費者行政の推進	161
個別施策VI—2—1 労働環境の向上	161
個別施策VI—2—2 消費者行政の推進	163

IV 資料編

165

1 策定経過概要	166
2 策定体制	167
3 審議会条例	168
4 審議会委員名簿	169
5 諒問	170
6 答申	171
7 第5次北茨城市総合計画後期基本計画(基本施策)とSDGsとの関連	172

I 序 論

第1章 計画策定にあたって

第2章 北茨城市的概況

第3章 市民意向の概要(市民アンケート)

第4章 社会状況の変化と今後のまちづくりの主要課題

第1節 計画策定の趣旨

総合計画は、市全体として目指すべき都市の将来像やその実現のために主たる政策分野ごとに骨格となるまちづくりの基本目標等を掲げた基本構想と、同構想に即して基本目標を具現化するための主な施策を体系的に示した基本計画、具体的な実施計画で構成された北茨城市的最上位計画です。

本市では、令和2（2020）年3月に「北茨城市第5次総合計画」を策定しました。この計画では、「基本構想（計画期間：令和2（2020）年度～11（2029）年度）」において、「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けた「前期基本計画（計画期間：令和2（2020）年度～6（2024）年度）」に基づき、これまで市民とともに総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

基本構想の計画期間が開始して以降、本市を取り巻く社会環境は、我が国全体でかつて経験したことのない人口減少・少子高齢社会への移行が急速に進むとともに、気候変動の影響等による災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした社会全体のデジタル化の進展に対する期待感の高まりなど、多岐にわたる面で大きな変化を続けています。

近年、本市でもこのような社会環境の変化による影響は避けられず、また、過去から現在の延長線上で推移した場合、将来的に人口が大きく減少していくと予測されることから、今後は、行政はもとより、市民・事業者など地域社会を構成する多様な主体の総力を結集して人口減少を可能な限り抑制するため、市内外のより多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちづくりに一層注力することが求められています。

このような基本認識のもと、本市では、次世代に強い誇りと自信をもって継承できる、未来への希望に満ちた北茨城の実現を目指し、新たに令和7（2025）年度～11（2029）年度までの5か年を計画期間とする「北茨城市第5次総合計画後期基本計画」を策定するものです。

第2節 これまでの計画の経緯

これまでの総合計画の経緯は以下のとおりです。

北茨城市総合計画 (昭和50(1975)年度～60(1985)年度)

豊かで、明るく、住みよいまちづくり

石炭産業の衰退に伴い、本市産業のあり方や人口流出問題、公共施設の不備、公害や交通災害に対する要請、生活圏・経済圏の拡大に伴う広域的な問題など、本市の新たな発展への道を切り開き、豊かで、明るく、住みよいまちづくりのための方向を示しました。

第2次北茨城市総合計画 (昭和60(1985)年度～平成12(2000)年度)

豊かで、明るく、住みよいまちづくり

経済全体が安定成長に移行する中で、市民の意識や価値観の変化、多様化に対応し、大規模プロジェクトを導入した地域振興策を展開するなど、21世紀を展望した理想的なまちづくりの方向を示しました。

第3次北茨城市総合計画 (平成12(2000)年度～21(2009)年度)

きらめき・めぐみ・つどいーたくましく生きるまち北茨城ー

バブルが崩壊し経済の低迷が続く中で、国際化、価値観の多様化、地方分権の推進や情報公開など、新しい地方自治の潮流に対応したまちづくりの方向を示しました。

第4次北茨城市総合計画 (平成22(2010)年度～令和元(2019)年度)

安心 快適 住みたいまち～人・自然・まち・文化 みんなでつくる北茨城～

成長期から成熟期を迎える、急速な少子高齢化の進展や環境問題の深刻化など様々な問題に直面している中、地方分権に伴い、自立した自治体の構築に向け、市民参画と協働を基本に、本市のもつ資源を最大限に活用しながら、「北茨城市に住んでよかった」と誰もが心から感じてもらえるまちづくりの方向を示しました。

第5次北茨城市総合計画 (令和2(2020)年度～11(2029)年度)

誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

本市を取り巻く社会環境が大きく変化している状況の中でも、すべての人が、豊かに、安心して、幸せを感じながら生活できるよう、市民が自ら考え、新たな北茨城市を創造し、市民と行政が協力しあい、誰もが「ずっと住み続けたい」と強く実感できるためのまちづくりの方向を示しています。

I

II

III

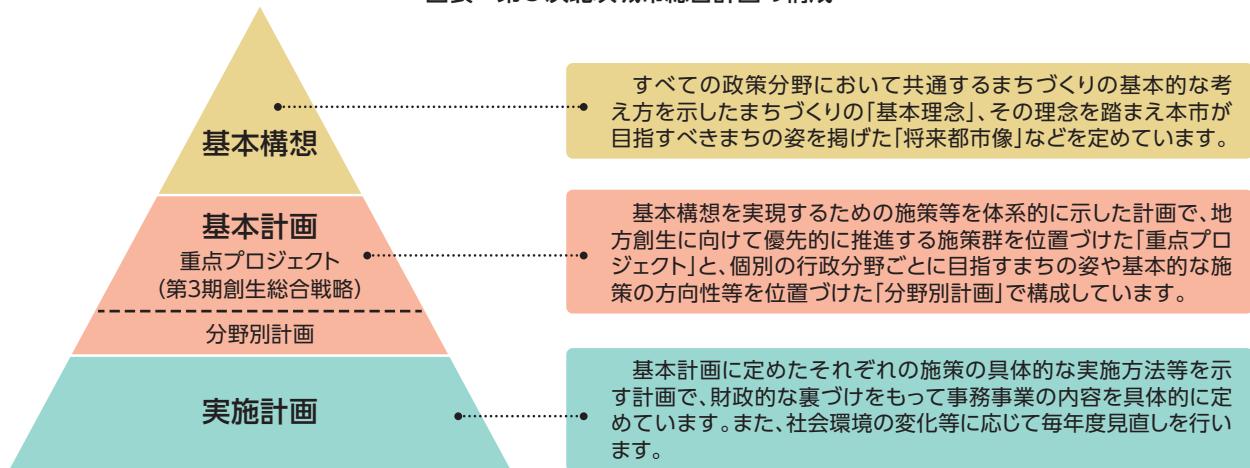
資料

第3節 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次北茨城市総合計画は、本市が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成しています。

図表 第5次北茨城市総合計画の構成



(2) 計画の基本構想

基本理念 社会動向の変化を的確にとらえ、市が抱えている諸課題に対応しながら、北茨城市的新しいまちづくりを進めるにあたり、基本理念を次のように定めています。

基本理念1 みんなで考え、みんなで創るまちづくり

基本理念2 誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり

基本理念3 誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり

将来都市像 まちづくりの基本理念を踏まえ、北茨城市的将来都市像を次のように定めています。

誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城
～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～

基本目標 基本理念を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を定めています。

基本目標I 市民が主役の持続可能なまちづくり

基本目標II 誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり

基本目標III ふるさとを想う教育・文化のまちづくり

基本目標IV 安らぎと利便性が高いまちづくり

基本目標V 人と地球にやさしい安全なまちづくり

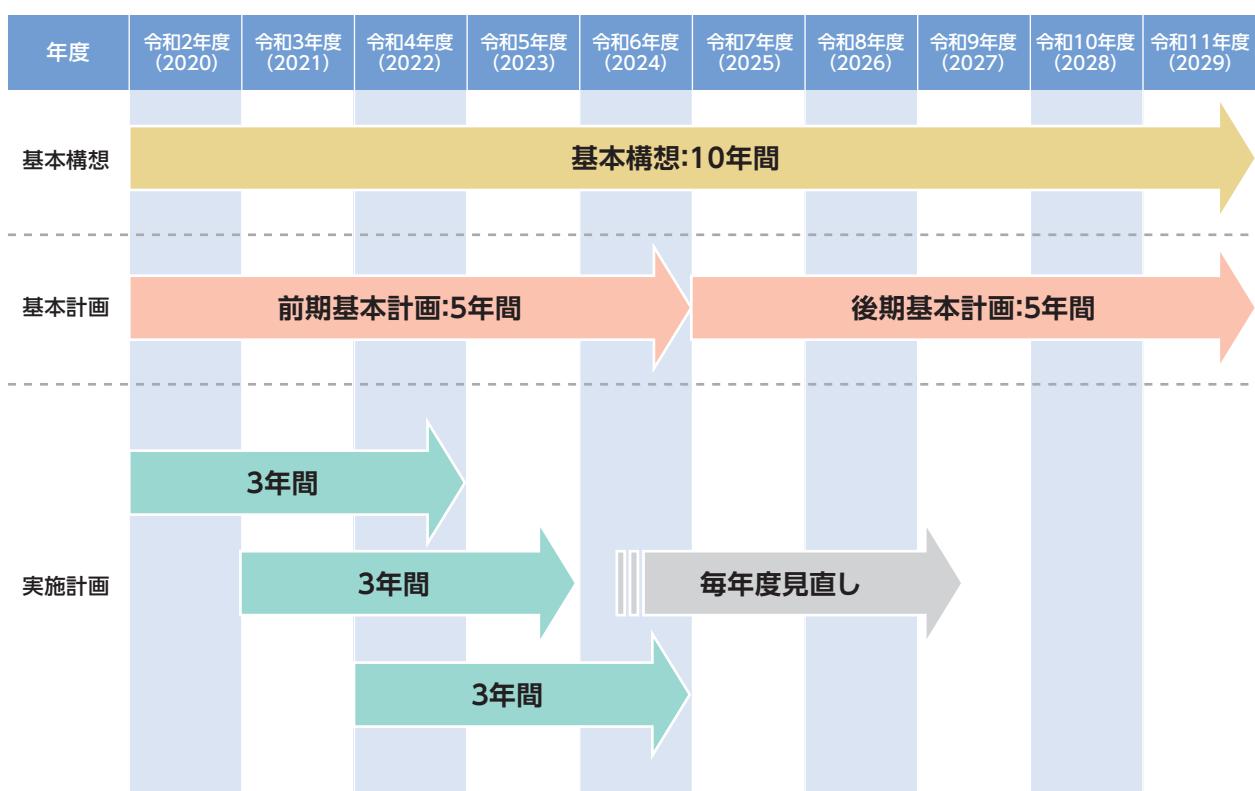
基本目標VI 創意に満ちた活力あるまちづくり

(3) 計画の期間

「基本構想」は、令和2（2020）年度～11（2029）年度までの10年間、「基本計画」は、前期が令和2（2020）年度～6（2024）年度までの5年間、後期が令和7（2025）年度～11（2029）年度までの5年間としています。

また、「実施計画」の計画期間は3年間としていますが、施策や事業の実効性（地域課題の解決に向けた高い効果）を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

図表 第5次北茨城市総合計画の計画期間



第4節 計画策定の視点

(1) 本市を取り巻く経営環境の将来動向を踏まえた計画の構成

本市を取り巻く経営環境の将来動向を十二分に踏まえながら、人口減少の厳しい状況下においても、「将来にわたり持続可能な北茨城市的確立に向け、行政経営力・地域経営力の飛躍的な向上」に結びつく後期基本計画及び重点プロジェクト^{*}（第3期創生総合戦略）を策定します。

※重点プロジェクト（第3期創生総合戦略）とは

本市では、国が東京への人口の過度な一極集中を是正するとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26（2014）年11月に制定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、これまで2期にわたり「北茨城市創生総合戦略」を策定し、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、地方創生に向けた取組みを進めてきました。

国は、令和4（2022）年12月、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・進化させるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（第2期総合戦略）」を策定しました。これに伴い、地方自治体では国における同戦略を勘案し、既定の創生総合戦略を改定することが必要となりました。

そのため、本市においても、デジタルの力を活用した地方創生に向け、より戦略的な施策展開を図るため、前期基本計画の中で重点プロジェクトとして位置づけた「第2期北茨城市創生総合戦略」を見直し、「第3期北茨城市創生総合戦略」を策定します。

(2) 策定がゴールではなく、計画期間中に高い実効性を発揮する基本計画等の策定

計画を策定すること自体が目的化し、策定した後に形骸化するのではなく、計画策定後も高い実効性（地域課題の解決に向けた効果）を発揮できる後期基本計画及び重点プロジェクト（第3期北茨城市創生総合戦略）を策定します。

(3) 経営資源が有限であることを前提とした選択と集中に資する基本計画等の策定

様々な行政サービスを実施するために不可欠な財源・職員等の行政経営資源は有限で、かつ将来に向けて減少していくと見込まれる状況では、基本構想の実現に向けて、より重要で優先順位の高い施策・事業を選択し経営資源を集中させることが不可欠です。

このため、総花的でメリハリのない内容ではなく、予測し得る将来の問題や課題の重要度、優先度を踏まえながら、その解決に向けた中長期的な戦略や戦術（施策・事業）を立案し、必要な経営資源の確保と施策等の推進に資する後期基本計画及び重点プロジェクト（第3期北茨城市創生総合戦略）を策定します。

第5節 計画の点検・評価

本計画は、行政のすべての取組みを推進する指針を示す性格を有し、全体の取組みの中から優先順位や重点化を行う行政経営の指針として活用することになります。

そのため、個別施策ごとに「目指すまちの姿」を示すとともに、その実現に向けた手段にあたる具体的な施策を推進することで、どの程度目指すまちの姿に近づいているのかを客観的に把握できるよう、「施策の進捗状況を測定するための指標」を設定し、「計画 (PLAN) → 実施 (DO) → 点検・評価 (CHECK) → 改善 (ACTION)」からなる行政評価サイクルを確立するための仕組みを取り入れています。

本計画に掲げた施策やその配下に位置づけた事業を対象に、計画の進捗状況を把握し、施策及び事業の改善・改革を継続的に推進することで、限りある行政経営資源の最適配分に努めます。

図表 行政評価サイクルのイメージ



I

II

III

資料

第1節 位置と地勢

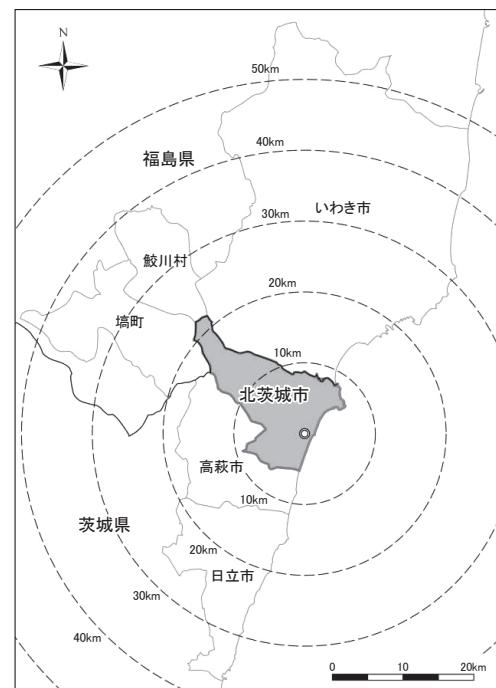
茨城県の最北端に位置し、東京までは鉄道・自動車利用で約2時間の時間距離にあります

本市は、茨城県の最北端、太平洋を望んだ東京から仙台に至るまでのほぼ中間に位置し、県庁所在地の水戸市までは約50km、東京までは約180kmの距離にあり、市域の南は高萩市、北は福島県いわき市、西は福島県鮫川村及び塙町に接しています。

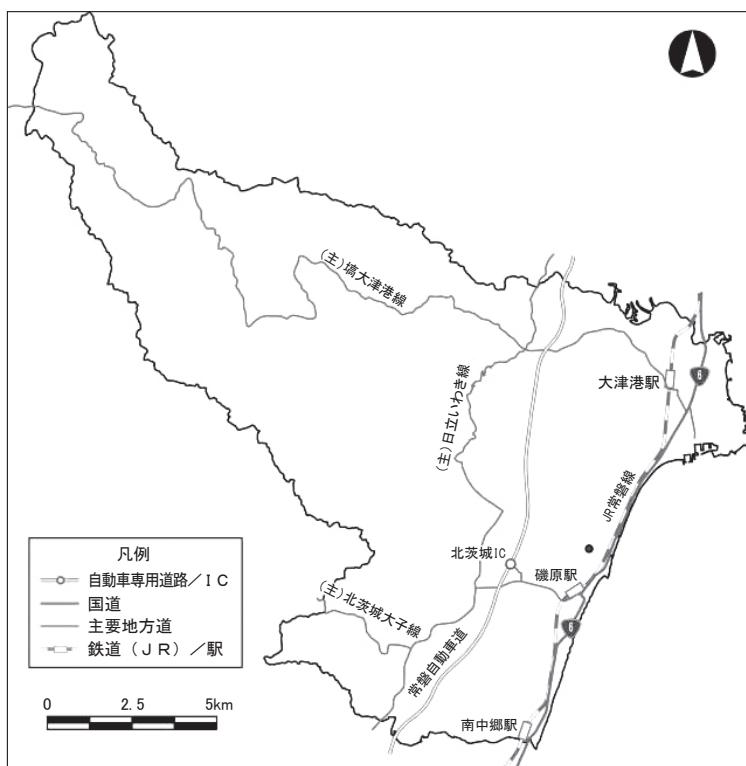
市域は、東西約24km、南北約22km、面積は186.79km²で県内44市町村中14番目の広さとなっています。地勢は、林野率が約70%、東側は太平洋に面し、西側は阿武隈高地が南北に連なり、塩田川、大北川、花園川、里根川が東流し、流域には平坦な丘陵を形成しています。

市内を縦断するかたちでJR常磐線及び常磐自動車道が南北方向に走り、東京まではともに約2時間の時間距離にあります。また、茨城空港へは常磐自動車道・東関東自動車道で約1時間30分の時間距離にあります。

図表 本市の位置



図表 本市の広域交通体系



第2節 市の沿革

東日本大震災の発生以降、急速な少子高齢化とそれに伴う人口減少に歯止めがかからない深刻な状況が続いています

本市は、昭和 31（1956）年 3月 31 日、磯原町・大津町・平潟町・関南村・関本村・南中郷村の 6 町村が合併して市制が施行され、県内 15 番目の市として誕生しました。

古くから農業や漁業を中心に栄えていた本市ですが、明治時代には石炭産業が大規模な発展を遂げ、最盛期には大小 20 以上の炭鉱が操業していました。しかし、昭和 30 年代（1955 年～）に入ると、「石炭から石油へ」のエネルギー革命の影響を受け徐々に衰退し、昭和 46（1971）年にはすべての炭鉱が閉山となり、同時に大幅な人口減少に見舞われました。

昭和 40（1965）年代初頭からは、磯原工業団地の造成に着手し、併せて住宅団地の造成を進めるなど職住一体の工業都市への転換を進めた結果、人口が回復傾向に転じるとともに、これまで遅れていた都市基盤の整備が急ピッチで進められました。

昭和 63（1988）年には常磐自動車道がいわき中央インターチェンジまで開通し、工業団地等への企業誘致が一層促進されました。この開通によって、東京都市圏との時間距離が一気に縮められ、平潟港温泉の整備やガラス工房シリカのオープンなど、観光分野にも新たな展開をもたらすこととなりました。

平成 23（2011）年 3月 11 日の東北地方太平洋沖地震では、沿岸地区を中心に地震・津波による甚大な被害が広範囲にわたって発生し、関連死を含む 10 名の尊い生命が失われました。市民生活の基盤となる住宅や宅地、さらには農林水産業や観光業等の地域産業にも大きな被害をもたらしました。

また、福島第一原子力発電所事故は、環境、健康、産業、教育等あらゆる分野に影響をおよぼし、特に基幹産業である農業や水産業、観光業等へは、実害に加え風評被害による大きな損害をもたらしました。

その後は、「明日を信じて元気！北茨城」を合言葉に、市民と行政が一体となって復旧・復興に取組み、現在に至っていますが、近年は急速に進行する少子高齢化とそれに伴う人口減少に歯止めがかからない深刻な状況が続いています。

I

II

III

資料

第3節 人口等の動向

1 人口と世帯

人口は平成7（1995）年以降、一貫して減少傾向で推移しています

令和2（2020）年10月1日現在の人口は4万1,801人であり、平成2（1990）年以降で最多だった平成7（1995）年の5万2,074人と比べて約20%（1万273人）減少しています。平成22（2010）年以降は東日本大震災の影響もあり、増減率がいずれも前回調査時点と比べてマイナス5%台の高い状況が続いている。

世帯数¹は平成17（2005）年以降、1万7,000世帯前後の横ばい傾向で推移しています。また、1世帯当たり人員（一般世帯²人員÷一般世帯数）は、平成2（1990）年の3.41人から令和2（2020）年の2.40人に減少しており、世帯の小規模化が進行していることが見て取れます。

図表 人口・世帯数及び1世帯当たり人員の推移



		平成2年(1990)	平成7年(1995)	平成12年(2000)	平成17年(2005)	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)
人口	実数(人)	51,093	52,074	51,593	49,645	47,026	44,412	41,801
	増減数(人)	—	981	▲481	▲1,948	▲2,619	▲2,614	▲2,611
	増減率(%)	—	1.9	▲0.9	▲3.8	▲5.3	▲5.6	▲5.9
世帯数	実数(世帯)	14,888	15,915	16,672	17,090	16,966	16,871	17,042
	増減数(世帯)	—	1,027	757	418	▲124	▲95	171
	増減率(%)	—	6.9	4.8	2.5	▲0.7	▲0.6	1.0
1世帯当たり人員	実数(人)	3.41	3.24	3.07	2.86	2.73	2.58	2.40

出典：総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」
注) 1世帯当たり人員=一般世帯人員÷一般世帯数

1 「世帯数」は、「一般世帯」と「施設等の世帯」を合わせた総世帯数を意味する。

2 「一般世帯」は、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・診療所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等からなる「施設等の世帯」以外の世帯をいう。

2 人口動態（自然増減・社会増減）

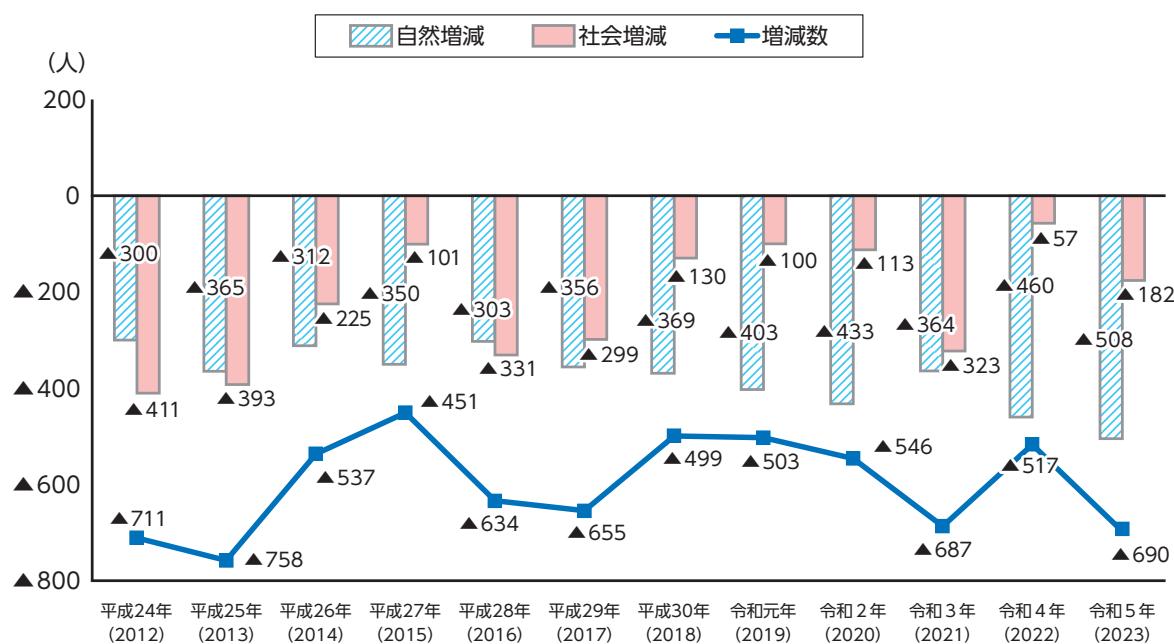
令和5年の自然増減と社会増減を合わせた人口増減数は
マイナス690人で、引き続き大幅な減少となっています

平成24（2012）年以降、自然増減数（出生数と死亡数の差）は、出生数が平成26（2014）年の302人をピークに概ね減少傾向で推移しているのに対し、死亡数が高齢化の進展等を背景として、特に令和元（2019）年以降は概ねいずれの年次も600人台で推移していることから、減少幅が拡大傾向にあります。

一方、社会増減数（転入数と転出数の差）は、転出数が転入数を上回る転出超過の傾向が続いており、令和5（2023）年では減少幅がマイナス182人となっています。

自然増減と社会増減を合わせた人口増減数はマイナス690人で、引き続き大幅な減少となっています。

図表 自然増減・社会増減の推移



	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
①自然増減数(人)	▲300	▲365	▲312	▲350	▲303	▲356	▲369	▲403	▲433	▲364	▲460	▲508
出生数(人)	295	244	302	244	278	256	226	223	204	200	198	164
死亡数(人)	595	609	614	594	581	612	595	626	637	564	658	672
②社会増減数(人)	▲411	▲393	▲225	▲101	▲331	▲299	▲130	▲100	▲113	▲323	▲57	▲182
転入数(人)	958	1,009	979	1,087	937	931	1,064	1,023	979	902	1,187	1,129
転出数(人)	1,369	1,402	1,204	1,188	1,268	1,230	1,194	1,123	1,092	1,225	1,244	1,311
①+②増減数(人)	▲711	▲758	▲537	▲451	▲634	▲655	▲499	▲503	▲546	▲687	▲517	▲690

出典：茨城県政策企画部「茨城県常住人口調査（各年1月～12月）」

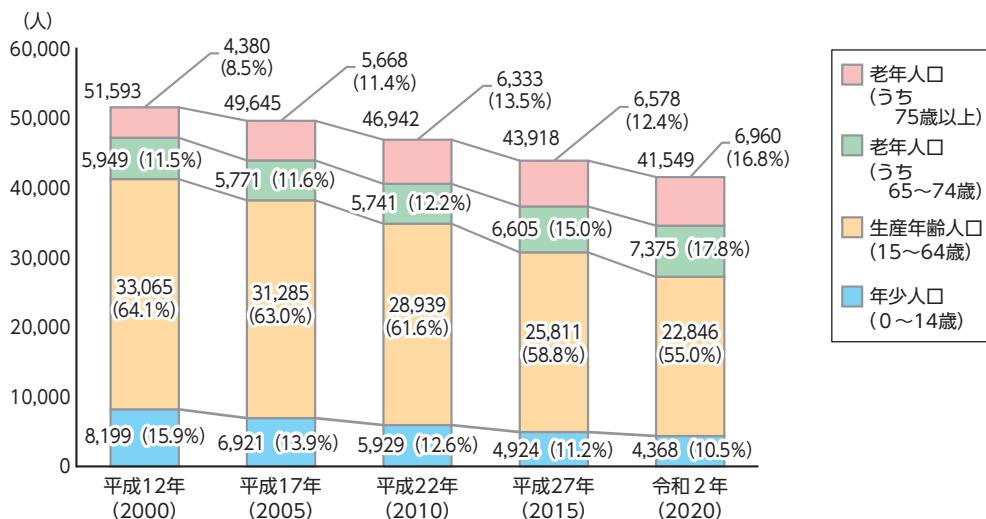
3 年齢階層別人口

平成 12 年以降、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向、老人人口（65 歳以上）は増加傾向が続いています

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在の年齢階層別人口は、年少人口（0～14 歳）が 4,368 人（構成比 10.5%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 2 万 2,846 人（55.0%）、老人人口（65 歳以上）が 1 万 4,335 人（34.5%）、また、老人人口のうち 75 歳以上が 6,960 人（16.8%）となっています。

平成 12（2000）年以降の推移を見ると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は、一貫して前回調査時点を下回っているのに対し、老人人口（65 歳以上）は一貫して増え続けています。老人人口のうち、令和 2（2020）年の 75 歳以上は、平成 12（2000）年の 4,380 人から約 1.6 倍（2,580 人増）となっています。

図表 年齢階層別人口の推移



		平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)
老人人口 (65 歳以上)	実数 (人)	10,329	11,439	12,074	13,183	14,335
	増減数 (人)	—	1,110	635	1,109	1,152
	増減率 (%)	—	10.7	5.6	9.2	8.7
	構成比 (%)	20.0	23.0	25.7	30.0	34.5
うち 75 歳以上	実数 (人)	4,380	5,668	6,333	6,578	6,960
	増減数 (人)	—	1,288	665	245	382
	増減率 (%)	—	29.4	11.7	3.9	5.8
	構成比 (%)	8.5	11.4	13.5	15.0	16.8
生産年齢人口 (15～64 歳)	実数 (人)	33,065	31,285	28,939	25,811	22,846
	増減数 (人)	—	▲ 1,780	▲ 2,346	▲ 3,128	▲ 2,965
	増減率 (%)	—	▲ 5.4	▲ 7.5	▲ 10.8	▲ 11.5
	構成比 (%)	64.1	63.0	61.6	58.8	55.0
年少人口 (0～14 歳)	実数 (人)	8,199	6,921	5,929	4,924	4,368
	増減数 (人)	—	▲ 1,278	▲ 992	▲ 1,005	▲ 556
	増減率 (%)	—	▲ 15.6	▲ 14.3	▲ 17.0	▲ 11.3
	構成比 (%)	15.9	13.9	12.6	11.2	10.5

出典：総務省「国勢調査（各年 10 月 1 日現在）」
注）総数に年齢不詳は含まない。

4 将来推計人口の推移

過去から現在の延長線上で推移した場合、
総人口は令和 22 年頃には約 3 万人まで減少すると予測されます

本市が統計的な手法を用いて独自に推計した将来人口（日本人住民と外国人住民の合計）について、令和 7（2025）年以降の推移を 5 年ごとに見ると、今後、総人口は一貫して減少傾向で推移し、年を経るごとに減少幅が拡大していくと予測されています。

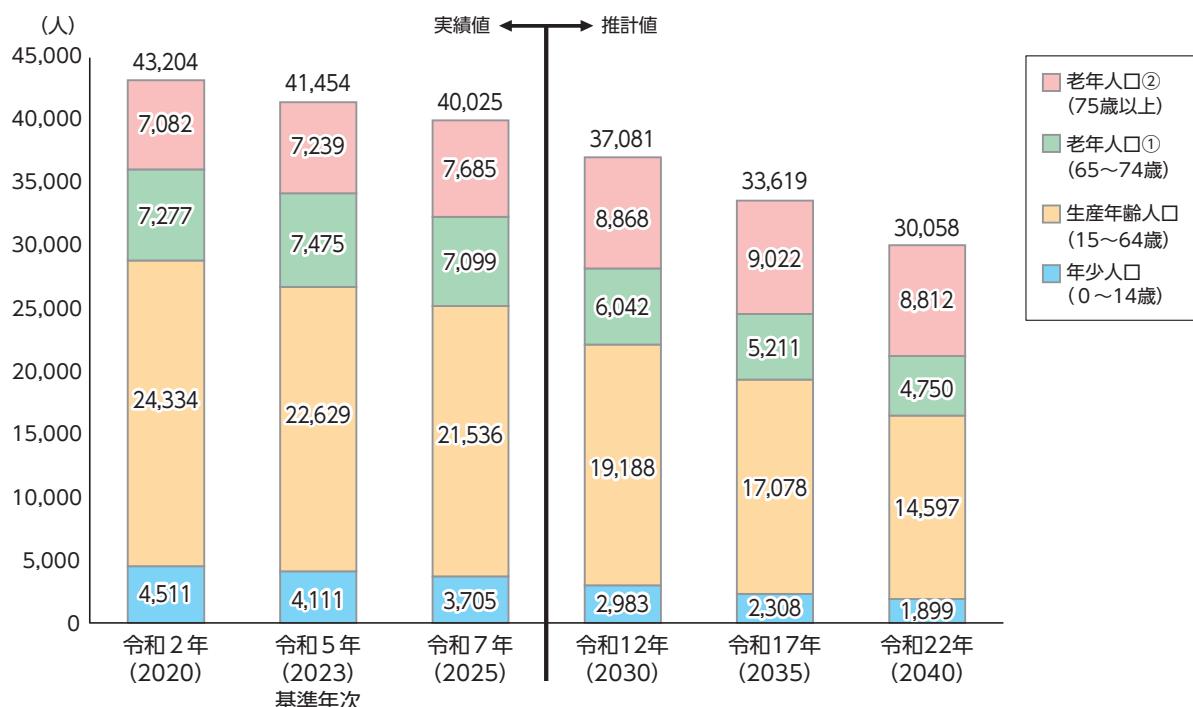
※この将来人口は、あくまで近年の人口動向がこれからも継続することを前提とした試算であり、実際には市を取り巻く今後の社会経済情勢の変化等によって大きく変動する可能性があります。

令和 5（2023）年と令和 22（2040）年の年齢階層別人口を比べると、年少人口（0～14 歳）は 4,111 人から 1,899 人と約 54%（2,212 人）減少、生産年齢人口（15～64 歳）は 2 万 2,629 人から 1 万 4,597 人と約 36%（8,032 人）減少すると予測されています。

一方、老人人口（65 歳以上）のうち、65～74 歳は 7,475 人から 4,750 人と約 37%（2,725 人）減少しているのに対して、75 歳以上は 7,239 人から 8,812 人と約 22%（1,573 人）増加しているのが特徴的といえます。

このような人口減少や人口構造の変化が現実のものとなった場合、コミュニティ機能の弱体化や日常生活に密着した商業・サービス業の衰退を招き、それが地域の経済社会の活力を大きく損なう負の連鎖を引き起こす可能性が懸念されます。

図表 将来推計人口の推移（1／2）



図表 将来推計人口の推移（2／2）

		実績値			推計値			令和5年～22年 増減
		令和2年 (2020)	基準年次 令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	
総人口 (日本人 +外国人)	実数（人）	43,204	41,454	40,025	37,081	33,619	30,058	—
	増減数（人）	—	▲ 1,750	▲ 1,429	▲ 2,944	▲ 3,462	▲ 3,561	▲ 11,396
	増減率（%）	—	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 7.4	▲ 9.3	▲ 10.6	▲ 27.5
老年人口② (75歳以上)	実数（人）	7,082	7,239	7,685	8,868	9,022	8,812	—
	増減数（人）	—	157	446	1,183	154	▲ 210	1,573
	増減率（%）	—	2.2	6.2	15.4	1.7	▲ 2.3	21.7
	構成比（%）	16.4	17.5	19.2	23.9	26.8	29.3	—
老年人口① (65～74歳)	実数（人）	7,277	7,475	7,099	6,042	5,211	4,750	—
	増減数（人）	—	198	▲ 376	▲ 1,057	▲ 831	▲ 461	▲ 2,725
	増減率（%）	—	2.7	▲ 5.0	▲ 14.9	▲ 13.8	▲ 8.8	▲ 36.5
	構成比（%）	16.8	18.0	17.7	16.3	15.5	15.8	—
生産年齢人口 (15～64歳)	実数（人）	24,334	22,629	21,536	19,188	17,078	14,597	—
	増減数（人）	—	▲ 1,705	▲ 1,093	▲ 2,348	▲ 2,110	▲ 2,481	▲ 8,032
	増減率（%）	—	▲ 7.0	▲ 4.8	▲ 10.9	▲ 11.0	▲ 14.5	▲ 35.5
	構成比（%）	56.3	54.6	53.8	51.7	50.8	48.6	—
年少人口 (0～14歳)	実数（人）	4,511	4,111	3,705	2,983	2,308	1,899	—
	増減数（人）	—	▲ 400	▲ 406	▲ 722	▲ 675	▲ 409	▲ 2,212
	増減率（%）	—	▲ 8.9	▲ 9.9	▲ 19.5	▲ 22.6	▲ 17.7	▲ 53.8
	構成比（%）	10.4	9.9	9.3	8.0	6.9	6.3	—

注1) 令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）を基準とした独自推計結果。

常住人口との違い…常住人口とは国勢調査による人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳の増減数により集計したもの。「常住人口」の基準となる国勢調査は住民基本台帳人口とは関係がない実態調査で、住民基本台帳人口は住民票を残したまま単身赴任をしている方や施設に入所している方なども含まれるため、2つの数値には差異が生じる。

注2) 令和12（2030）年以降の推計値の基礎データは、令和5（2023）年の実績値。

5 産業構造

(1) 産業大分類別の事業所数及び従業者数

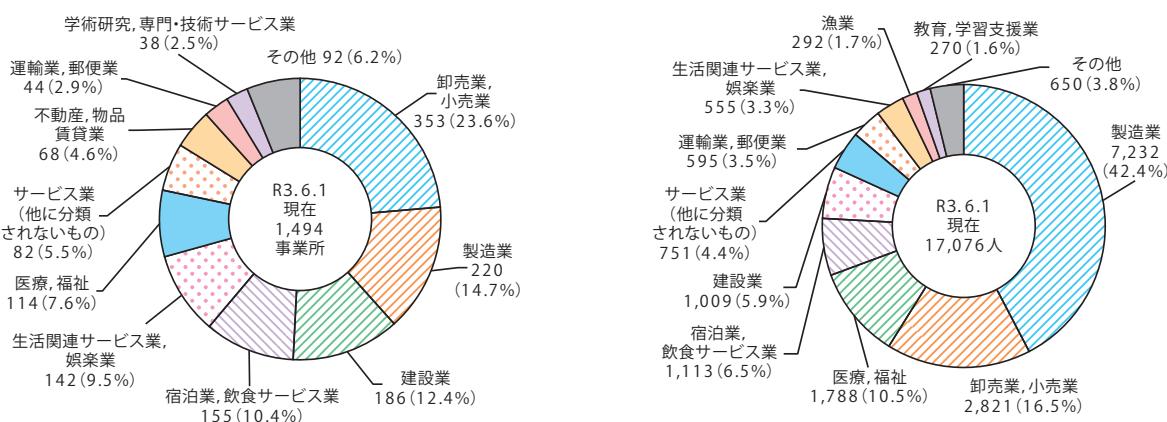
従業者数では製造業が42.4%で突出しており、中でもプラスチック製品、化学工業及び電子部品・デバイス・電子回路が合わせて43.5%を占めています

令和3（2021）年6月1日現在、産業大分類別の事業所の構成比では、「卸売業、小売業」が23.6%（353事業所）で最も多い、以下、「製造業」の14.7%（220事業所）、「建設業」の12.4%（186事業所）の順であり、これらの合計が全体の約50%（759事業所）を占めています。

従業者数では、「製造業」が42.4%（7,232人）で突出しており、以下、「卸売業、小売業」の16.5%（2,821人）、「医療、福祉」の10.5%（1,788人）の順であり、これらの合計が全体の約70%（1万1,841人）を占めています。

図表 産業大分類別の事業所数及び従業者数

順位	産業大分類	事業所		順位	産業大分類	従業者	
		実数 (事業所)	構成比 (%)			実数 (人)	構成比 (%)
1	卸売業、小売業	353	23.6	1	製造業	7,232	42.4
2	製造業	220	14.7	2	卸売業、小売業	2,821	16.5
3	建設業	186	12.4	3	医療、福祉	1,788	10.5
4	宿泊業、飲食サービス業	155	10.4	4	宿泊業、飲食サービス業	1,113	6.5
5	生活関連サービス業、娯楽業	142	9.5	5	建設業	1,009	5.9
6	医療、福祉	114	7.6	6	サービス業（他に分類されないもの）	751	4.4
7	サービス業（他に分類されないもの）	82	5.5	7	運輸業、郵便業	595	3.5
8	不動産業、物品賃貸業	68	4.6	8	生活関連サービス業、娯楽業	555	3.3
9	運輸業、郵便業	44	2.9	9	漁業	292	1.7
10	学術研究、専門・技術サービス業	38	2.54	10	教育、学習支援業	270	1.6
11	教育、学習支援業	37	2.48	11	金融業、保険業	209	1.2
12	金融業、保険業	19	1.3	12	不動産業、物品賃貸業	154	0.9
13	複合サービス事業	13	0.9	13	学術研究、専門・技術サービス業	116	0.7
14	農業、林業	7	0.5	14	複合サービス事業	76	0.4
15	漁業	7	0.5	15	農業、林業	40	0.23
16	情報通信業	5	0.33	16	情報通信業	38	0.22
17	電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.27	17	電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.1
合計		1,494	100.0	合計		17,076	100.0



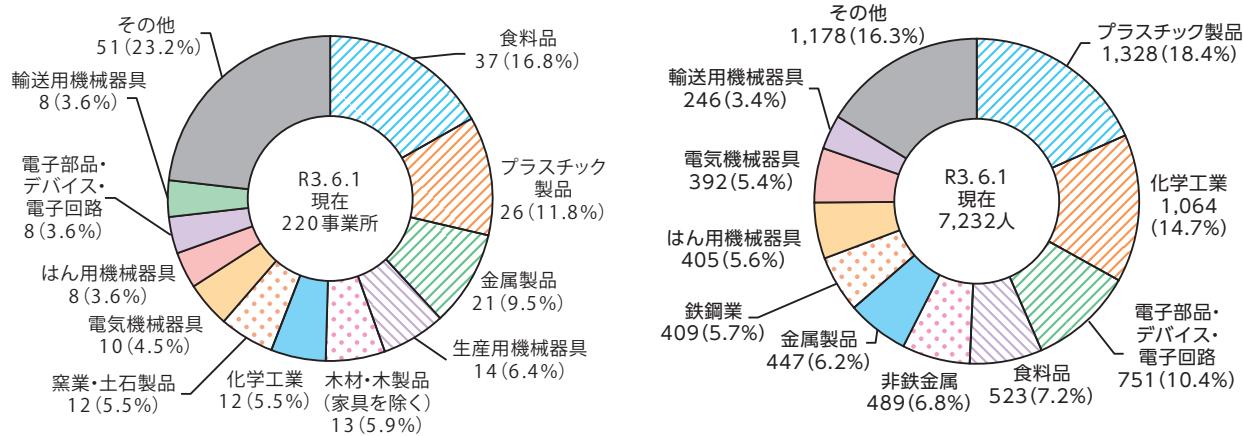
出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査³（令和3年6月1日現在）」

3 全産業分野の売上（収入）金額や費用等の経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

製造業の産業中分類別の構成比を見ると、事業所では「食料品」が16.8%（37事業所）で最も多く、以下、「プラスチック製品」の11.8%（26事業所）、「金属製品」の9.5%（21事業所）の順、また、従業者では「プラスチック製品」が18.4%（1,328人）で最も多く、以下、「化学工業」の14.7%（1,064人）、「電子部品・デバイス・電子回路」の10.4%（751人）の順であり、これらの合計が全体の43.5%（3,143人）を占めています。

図表 製造業の産業中分類別の事業所数及び従業者数

順位	産業中分類	事業所		順位	産業中分類	従業者	
		実数 (事業所)	構成比 (%)			実数 (人)	構成比 (%)
1	食料品製造業	37	16.8	1	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	1,328	18.4
2	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	26	11.8	2	化学工業	1,064	14.7
3	金属製品製造業	21	9.5	3	電子部品・デバイス・電子回路製造業	751	10.4
4	生産用機械器具製造業	14	6.4	4	食料品製造業	523	7.2
	その他の製造業	14	6.4	5	非鉄金属製造業	489	6.8
6	木材・木製品製造業（家具を除く）	13	5.9	6	金属製品製造業	447	6.2
7	化学工業	12	5.5	7	鉄鋼業	409	5.7
	窯業・土石製品製造業	12	5.5	8	はん用機械器具製造業	405	5.6
9	電気機械器具製造業	10	4.5	9	電気機械器具製造業	392	5.4
	はん用機械器具製造業	8	3.6	10	輸送用機械器具製造業	246	3.4
10	電子部品・デバイス・電子回路製造業	8	3.6	11	ゴム製品製造業	228	3.2
	輸送用機械器具製造業	8	3.6	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	205	2.8
13	印刷・同関連業	7	3.2	13	石油製品・石炭製品製造業	160	2.2
14	家具・装備品製造業	5	2.3	14	生産用機械器具製造業	141	1.9
	鉄鋼業	5	2.3	15	窯業・土石製品製造業	112	1.5
	繊維工業	4	1.8	16	その他の製造業	101	1.4
16	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1.8	17	印刷・同関連業	85	1.18
	ゴム製品製造業	4	1.8	18	パルプ・紙・紙加工品製造業	84	1.16
19	石油製品・石炭製品製造業	3	1.4	19	家具・装備品製造業	34	0.5
	非鉄金属製造業	3	1.4	20	繊維工業	24	0.3
21	飲料・たばこ・飼料製造業	2	0.9	21	飲料・たばこ・飼料製造業	4	0.1
合計		220	100.0	合計		7,232	100.0



出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査（令和3年6月1日現在）」

(2) 農林水産業の状況

農林業の状況

基幹的農業従事者のうち、60歳代以上が約90%を占めています

令和2（2020）年2月1日現在の総農家数は1,027戸であり、平成12（2000）年の1,868戸と比べて841戸（45.0%）減少、また、その内訳を見ると、販売農家⁴が1,335戸から687戸（51.5%）減少、自給的農家⁵が533戸から154戸（28.9%）減少しています。

基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者）を年齢階層別に見ると、70歳代が206人（36.8%）で最も多く、以下、60歳代の165人（29.5%）、80歳代以上の143人（25.5%）の順であり、60歳代以上が合計514人で全体の約90%を占めているのが特徴的といえます。

平成29（2017）年以降の農業産出額は、平成29（2017）年の22億7千万円をピークに3年連続して対前年比マイナスで推移し、令和2（2020）年では19億円とピーク時に比べて16.3%（3億7千万円）減少したものの、その翌年には増加に転じています。

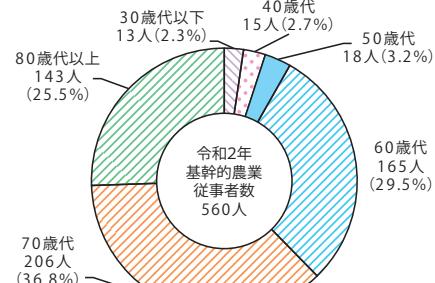
本市の森林は、市民の生活に密着した里山とスギ・ヒノキを中心とした林業生産活動に供されている人工林、さらに天然の樹林帯といった多様性のある林分構成となっています。

図表 農家数の推移



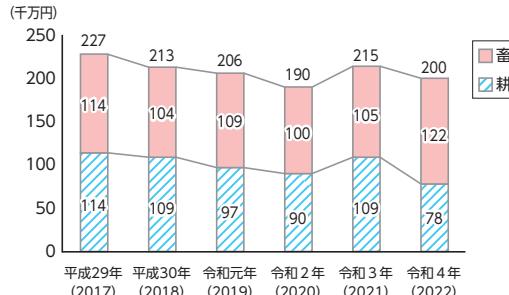
出典：農林水産省「農林業センサス（各年2月1日現在）」

図表 基幹的農業従事者の年齢構成



出典：農林水産省「農林業センサス（2月1日現在）」

図表 農業産出額の推移



出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

4 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

5 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

水産業の状況

大津漁港と平潟漁港を拠点に漁業が行われています

本市の水産業は、海面においては大津漁港と平潟漁港を拠点に、大中型まき網漁業や沖合漁業、船びき網漁業等が営まれており、内水面においては大北川や花園川などで遊漁（釣り）が行われています。あんこう鍋の発祥の地といわれる本市では、産卵を終えた7・8月が禁漁となっている以外は、年間を通じて、あんこう漁が行われています。

平成30（2018）年度以降の漁獲高及び漁獲金額は、水産資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向など、様々な要因の影響を複合的に受け、年度によって大きく変動しています。

図表 漁獲高及び漁獲金額の推移



出典：大津漁業協同組合及び平潟漁業協同組合資料

(3) 商業の状況

平成28年と令和3年を比べると、小売業の売場面積が大きく増加しています

本市の商業施設は、磯原市街地と中郷ニュータウンをつなぐ新陸前浜街道沿道や、関南地区の国道6号沿道等に多く集積しています。令和3（2021）年の小売業の事業所数は276事業所、従業者数は2,315人であり、後者は平成28（2016）年の2,046人と比べて約1.1倍（269人増）となっています。

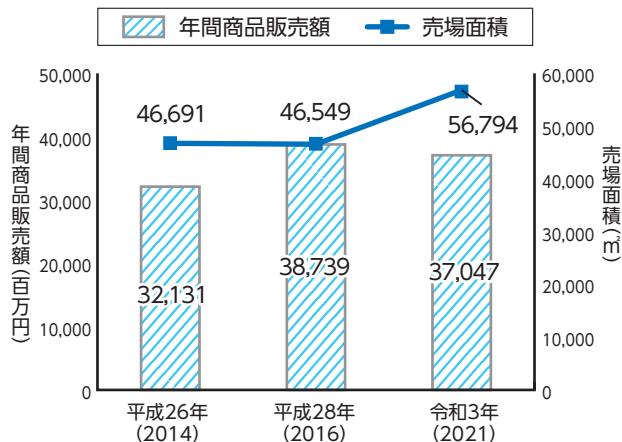
また、令和3（2021）年の小売業の年間商品販売額は370億4,700万円、売場面積は5万6,794m²であり、後者は平成28（2016）年と比べて約1.2倍（1万245m²増）となっています。

図表 小売業の事業所数・従業者数の推移



出典：平成 26 年は「茨城の商業」、平成 28・令和 3 年は
「経済センサス - 活動調査」（各年 6 月 1 日現在）

図表 小売業の年間商品販売額・売場面積の推移



出典：平成 26 年は「茨城の商業」、平成 28・令和 3 年は
「経済センサス - 活動調査」（各年 6 月 1 日現在）

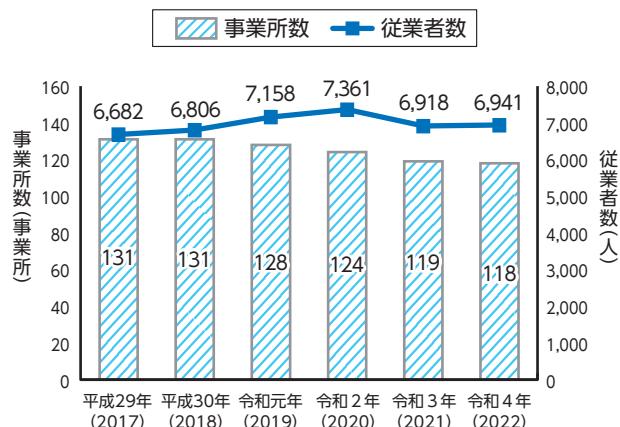
（4）工業の状況

昭和 40 年代初頭から職住一体の工業都市への転換を進めてきました

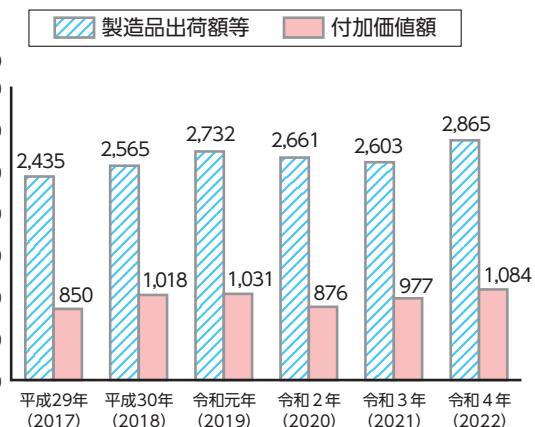
本市は、昭和 40 年代初頭から磯原工業団地の造成に着手し、併せて住宅団地の造成を進めるなど、職住一体の工業都市への転換を進めてきました。現在、市内には磯原 A、磯原 B、上相田、関本、中郷、南中郷といった工業団地があります。

令和元（2019）年以降、工業の事業所数は減少傾向で推移しており、令和 4（2022）年では 118 事業所、平成 30（2018）年の 131 事業所と比べて約 10%（13 事業所）減少しています。一方、従業者数は令和 2（2020）年には、過去 6 年間で最多の 7,361 人に上っています。

製造品出荷額等は、令和元（2019）年の 2,732 億円から 2 年連続で前年を下回っていましたが、令和 4（2020）年では 2,865 億円と再び増加傾向に転じています。

図表 工業の事業所数・従業者数の推移
(従業員 4 人以上の事業所)

出典：「茨城の工業」「経済センサス - 活動調査」「経済構造実態調査」（各年 6 月 1 日現在）

図表 工業の製造品出荷額等の推移
(従業員 4 人以上の事業所)

出典：「茨城の工業」「経済センサス - 活動調査」「経済構造実態調査」（各年 6 月 1 日現在）

(5) 観光の状況

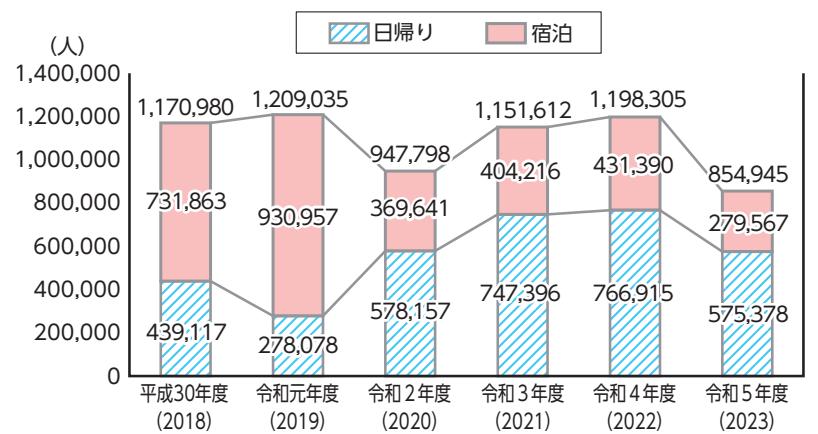
令和5年度の観光入込客数は前年度と比べて大きく減少しています

本市は、国の登録記念物（名勝地・遺跡関係）に選定された大五浦・小五浦や花園渓谷に代表される美しい自然、中郷や五浦地区をはじめとする天然温泉、名物のあんこうで知られる大津漁港・平潟漁港から水揚げされる新鮮な海の幸、国の重要無形民俗文化財に指定されている「常陸大津の御船祭」など、多彩な観光資源を有しています。

平成30（2018）年度以降、日帰り客は令和元（2019）年度の27万8,078人から令和4（2022）年度の76万6,915人と約2.8倍（48万8,837人増）に大きく増加しましたが、令和5（2023）年度は県内外からの来場者が多い「あんこうサミット」が中止となった影響もあり、日帰り客、宿泊客とも減少に転じています。

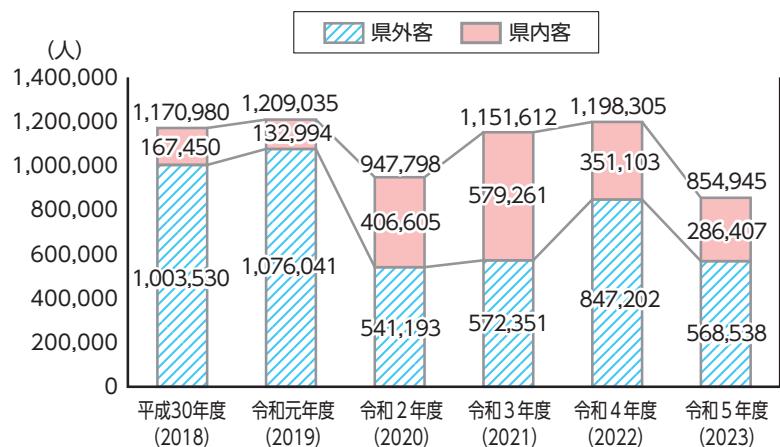
居住地別に見ると、県外客がコロナ禍の影響を受け、令和2（2020）年度では対前年度比で半減したものの、その翌年度には回復傾向に転じています。

図表　日帰り・宿泊別の（花園、五浦、磯原等）観光入込客数の推移



出典：商工観光課資料

図表　県内・県外別の（花園、五浦、磯原等）観光入込客数の推移



出典：商工観光課資料

第1節 調査の概要

本計画の策定にあたっては、本市がこれまでに取組んできた施策に対する満足度や、今後、より充実を図るべき取組み等について、市民の皆さんに幅広く御意見をうかがうためのアンケート調査を実施しました。主な設問の回答結果等は、以下のとおりです。

(1) 調査の実施方法・期間

①調査の対象者

本市に住民登録している満18歳以上の市民の中から、無作為抽出した男女5,000人

②調査の実施方法

郵送による調査票の配布、郵送及びWEB（インターネット）による回収

③調査の実施期間

令和5（2023）年11月15日～12月10日まで

④回収状況

配布数5,000票、有効回収数1,814件（郵送分1,381件、WEB分433件）、回収率36.3%

(2) 設問の構成

【問1～8】回答者の属性等

【問9】まちの印象・暮らしやすさ（住み続けたいか、住み続けたい・住み続けたくない理由）

【問10】日常生活における意識

【問11・12】まちの人口減少について（人口減少を知っていたか、人口減少を抑えるために行政が力を入れるべき取組み（優先順位の高い順に1位から3位まで））

【問13】現在の市民生活やまちづくりに対する評価と今後、行政が特に力を入れるべき取組み

【問14】市民参加のまちづくり（まちづくりの主体）

第2節 主な設問の回答結果

1 北茨城市への定住意識

「住み続けたい」が81.9%で、「住み続けたくない」の14.6%を大きく上回っています

「住み続けたい（51.4%）」と「できれば住み続けたい（30.5%）」を合わせた「住み続けたい」が81.9%で、「できれば住み続けたくない（12.0%）」と「住み続けたくない（2.6%）」を合わせた「住み続けたくない」の14.6%を大きく上回っています。

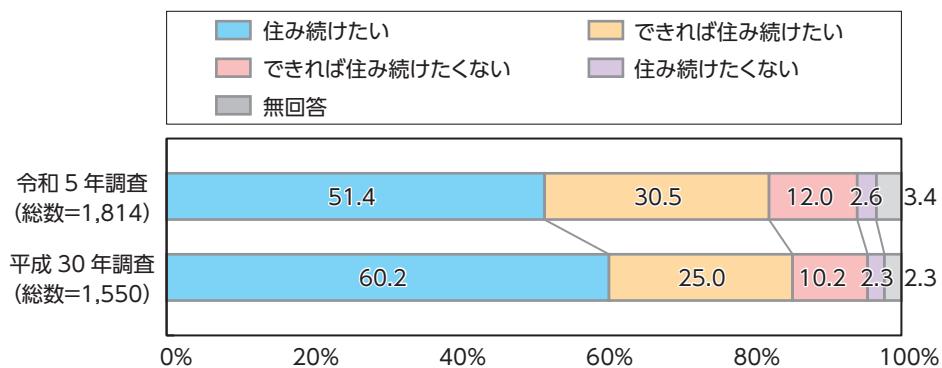
I

II

III

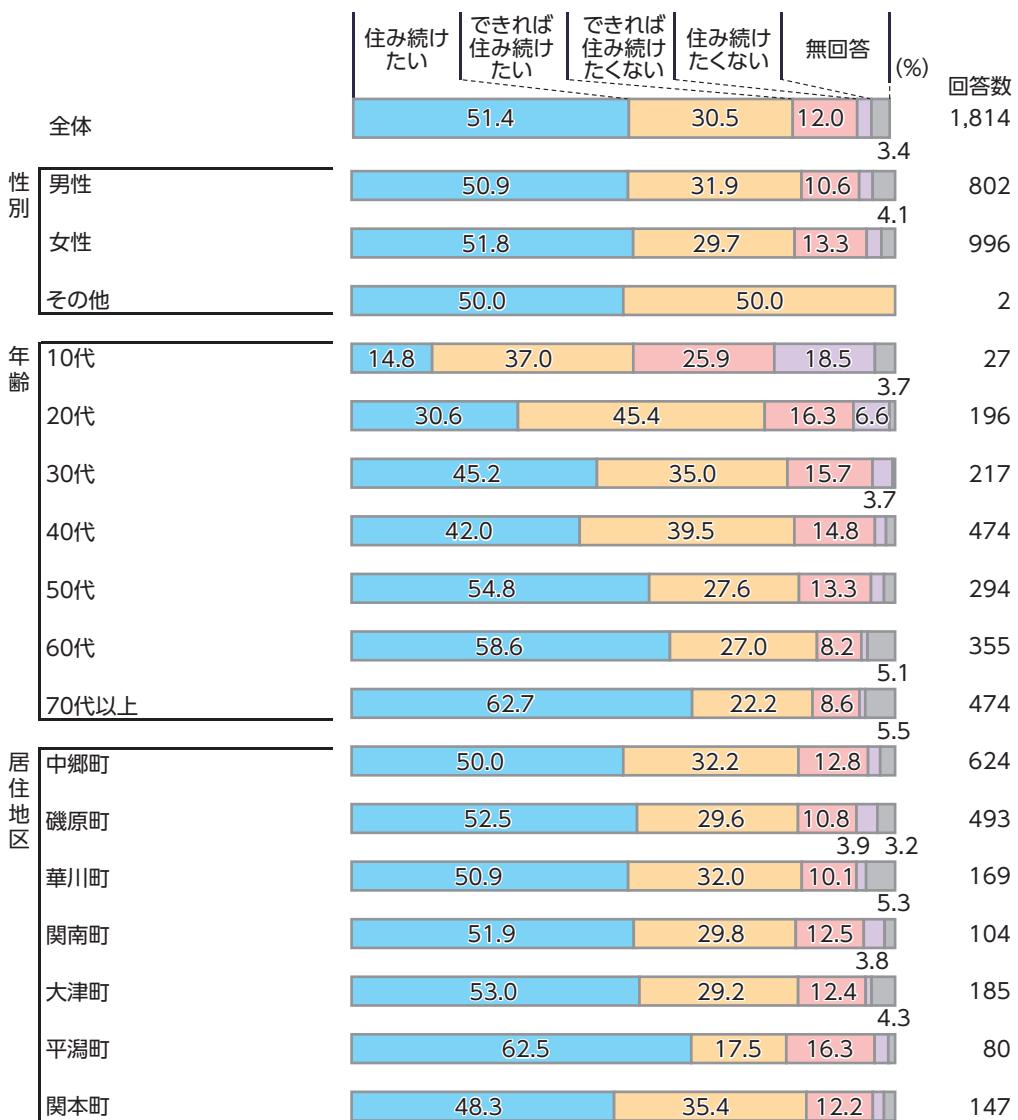
資料

図表 北茨城市への定住意識（前回調査結果との比較）



年齢別に見ると、20代では「できれば住み続けたくない（16.3%）」と「住み続けたくない（6.6%）」を合わせた「住み続けたくない」が22.9%に上っているなど、若い年代ほど「住み続けたくない」の回答率が高い傾向にあります。

図表 北茨城市への定住意識（令和5年調査結果）



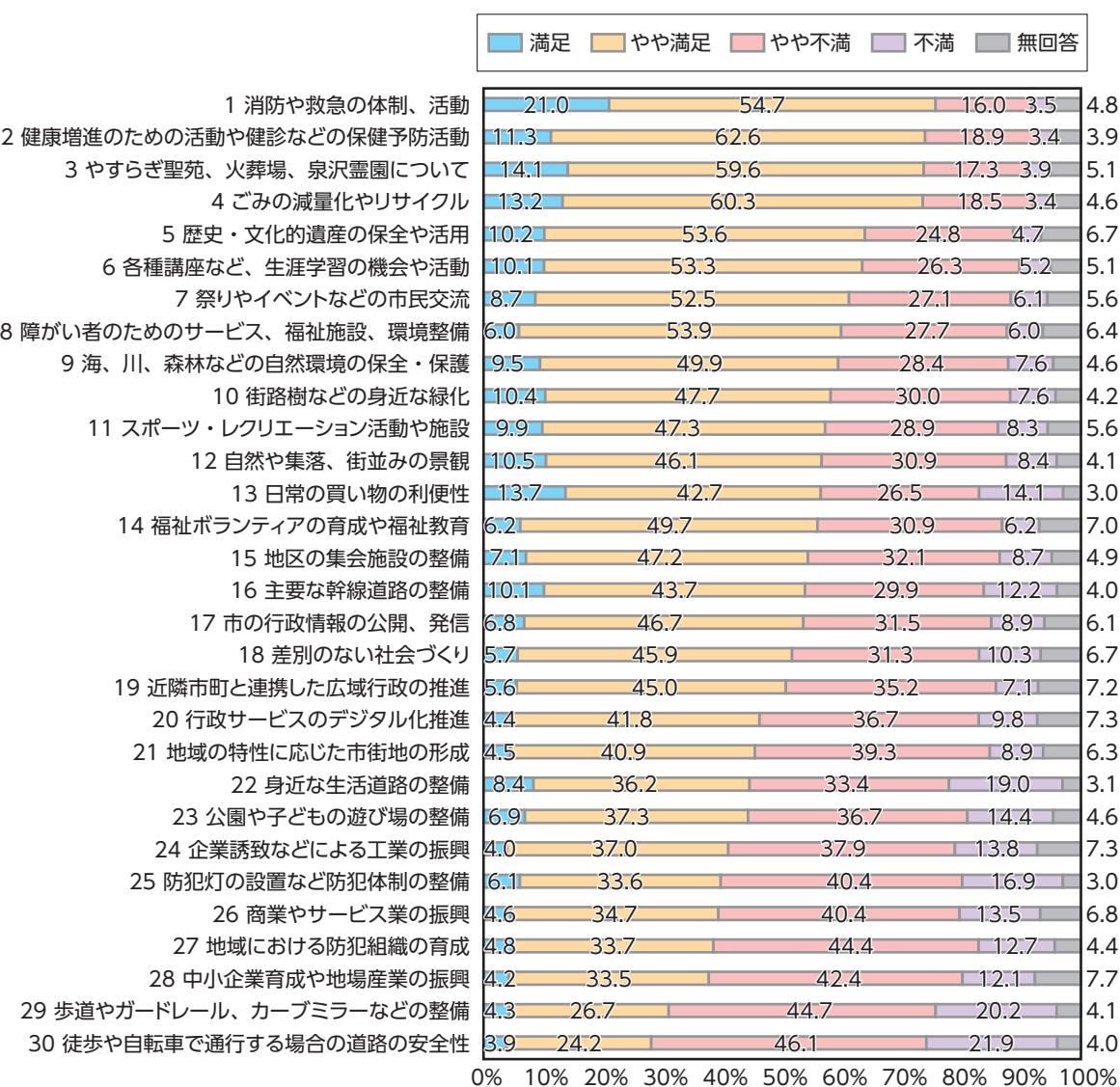
2 現在の市民生活やまちづくりに対する評価（満足度）

市民生活に身近な道路交通の安全性に対する不満度が高くなっています

「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」の回答率が最も高かったのは、「1 消防や救急の体制、活動」の75.7%であり、以下、「2 健康増進のための活動や健診などの保健予防活動」の73.9%、「3 やすらぎ聖苑、火葬場、泉沢霊園について」の73.7%、「4 ごみの減量化やリサイクル」の73.5%、「5 歴史・文化的遺産の保全や活用」の63.8%の順となっています。

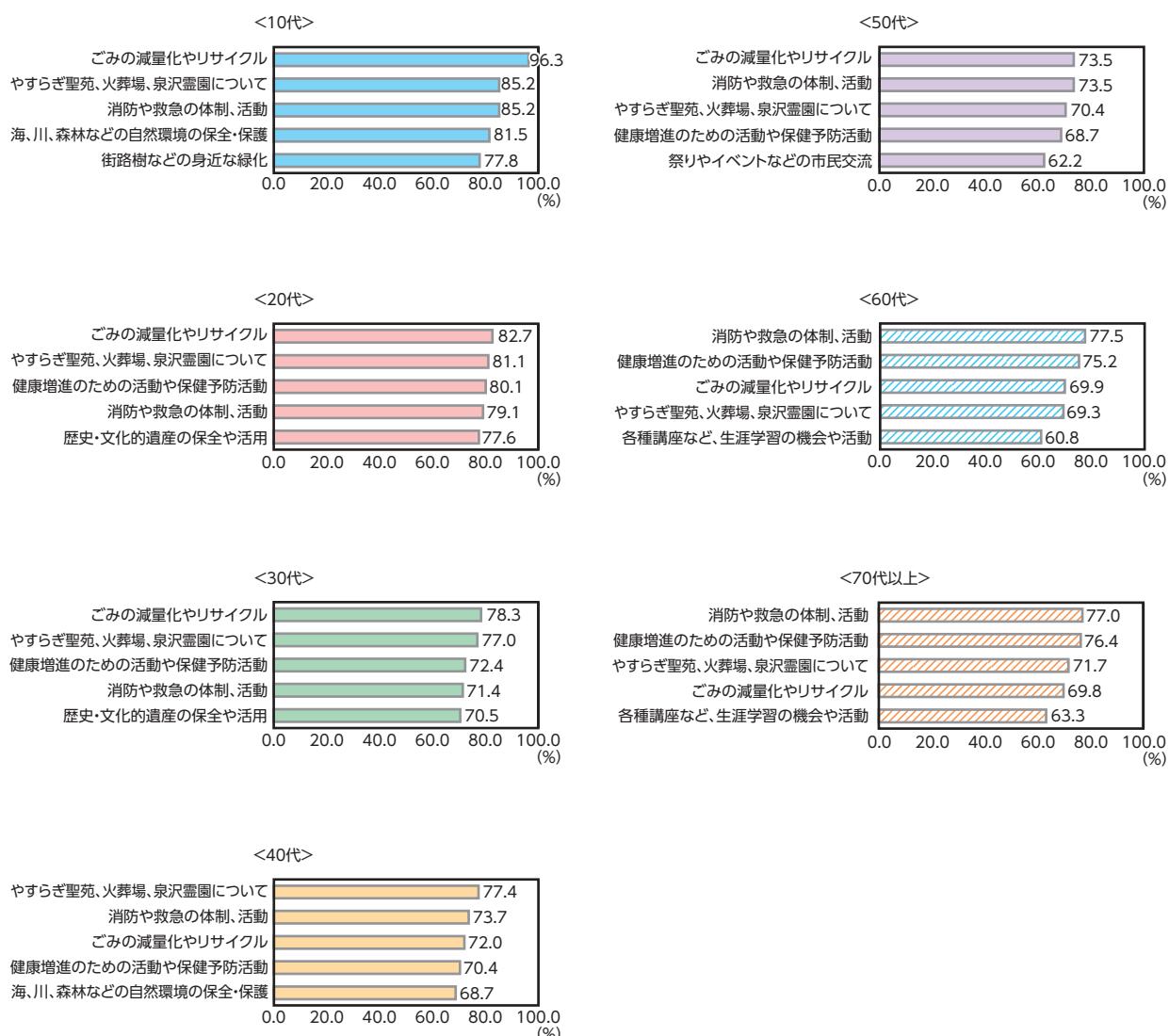
一方、「不満」と「やや不満」を合わせた「不満」の回答率が最も高かったのは、「30 徒歩や自転車で通行する場合の道路の安全性」の68.0%であり、「29 歩道やガードレール、カーブミラーなどの整備」が64.9%でこれに次いでおり、市民生活に身近な道路交通の安全性に対する不満度が高い結果となっています。

図表 現在の市民生活やまちづくりに対する評価（「満足」 + 「やや満足」の合計の高位順）



年齢別に「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」の回答率の上位1位から5位を見ると、いずれの年齢も「ごみの減量化やリサイクル」、「やすらぎ聖苑、火葬場、泉沢霊園について」、「消防や救急の体制、活動」が入っているほか、10代を除くすべての年齢で「健康増進のための活動や健診などの保健予防活動」が入っているのが特徴的といえます。

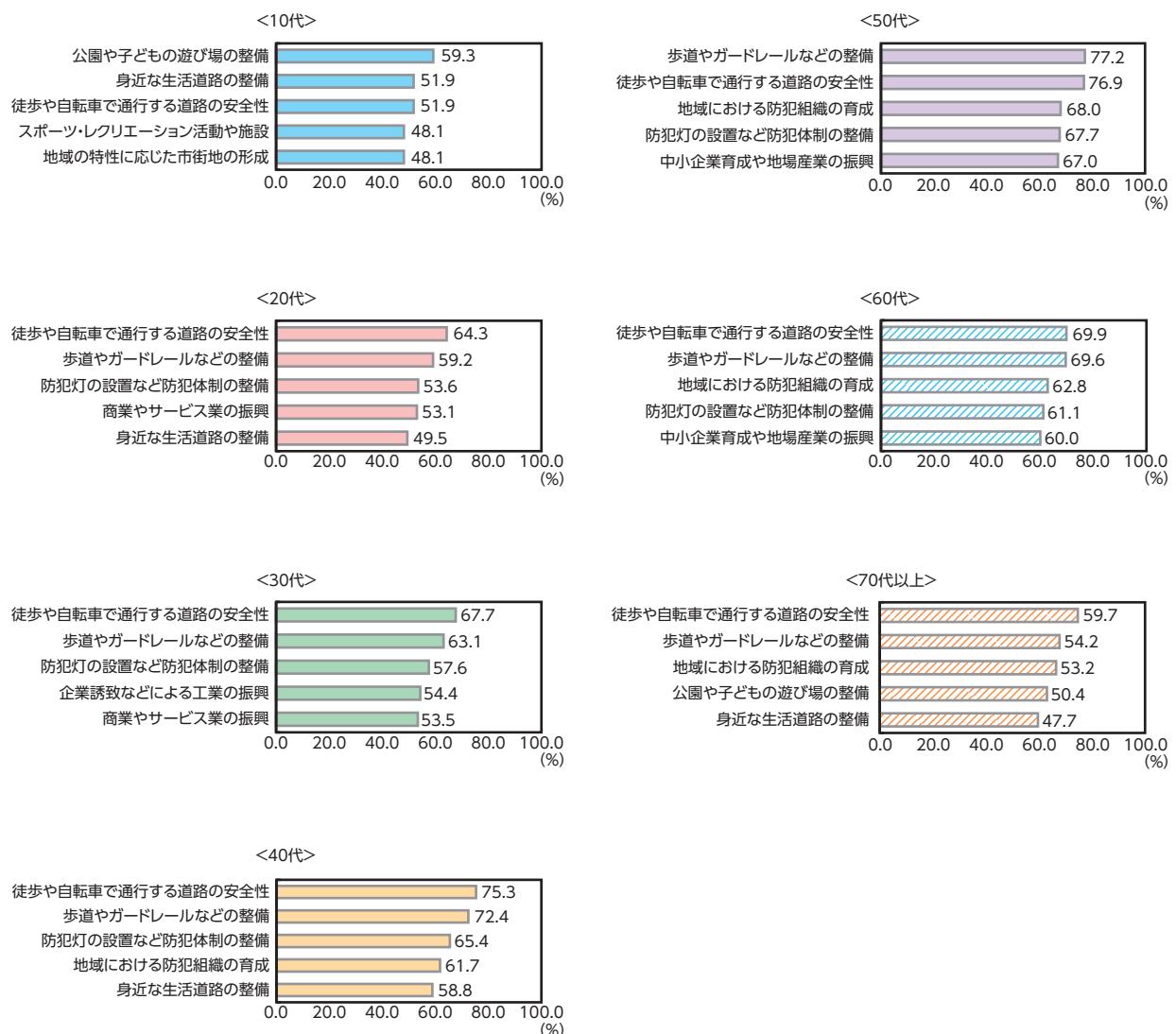
図表 年齢別に見た現在の市民生活やまちづくりに対する評価（1／2）
（「満足」+「やや満足」の合計の上位1位から5位）



注) 図表中で回答の選択肢の表記が長いものは、適宜、表記を一部簡略化している。

年齢別に「やや不満」と「不満」を合わせた「不満」の回答率の上位1位から5位を見ると、10代を除くすべての年齢で「歩道や自転車で通行する場合の道路の安全性」と「歩道やガードレール、カーブミラーなどの整備」が上位2位以内に入っています。特に40代及び50代の回答率が70%台と他の年齢に比べて高くなっているのが目立ちます。

図表 年齢別に見た現在の市民生活やまちづくりに対する評価（2／2）
（「やや不満」+「不満」の合計の上位1位から5位）



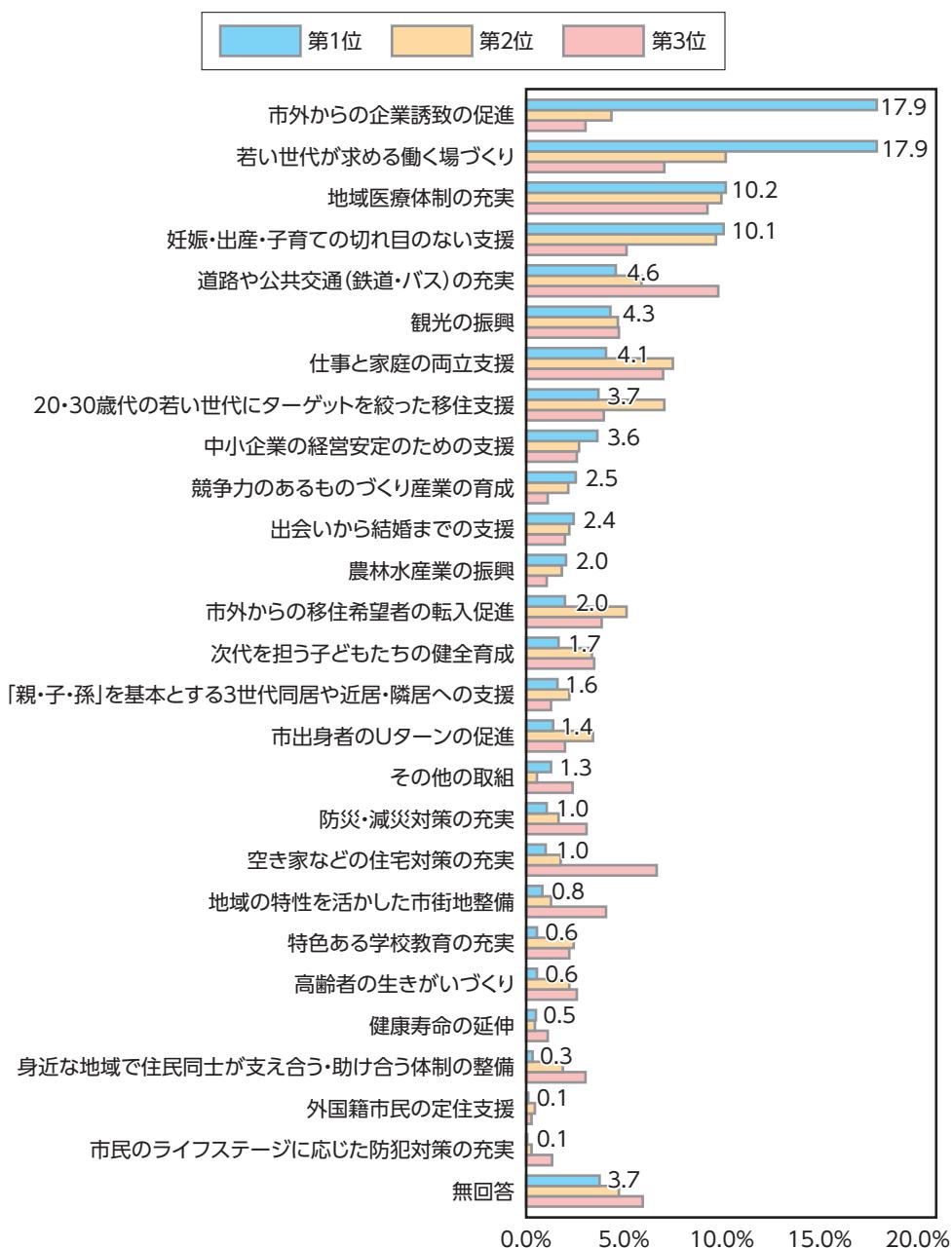
注) 図表中で回答の選択肢の表記が長いものは、適宜、表記を一部簡略化している。

3 今後の人団減少を抑えるために、行政が力を入れるべき取組み

第1位の回答率は、「市外からの企業誘致の促進」と
「若い世代が求める働く場づくり」が最も高くなっています

第1位に挙げられた回答率が最も高かったのは、「市外からの企業誘致の促進」及び「若い世代が求める働く場づくり」の17.9%であり、以下、「地域医療体制の充実」の10.2%、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」が10.1%の順となっています。

図表 今後の人団減少を抑えるために、行政が力を入れるべき取組み
(優先順位の高い順に1位から3位まで)



第1節 社会状況の変化

1 今後さらに加速する人口減少・高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、令和2（2020）年に約1億2,615万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面で推移し、30年後の令和32（2050）年には約1億469万人、対令和2（2020）年比で約2,146万人（17.0%）減少すると予測されています。

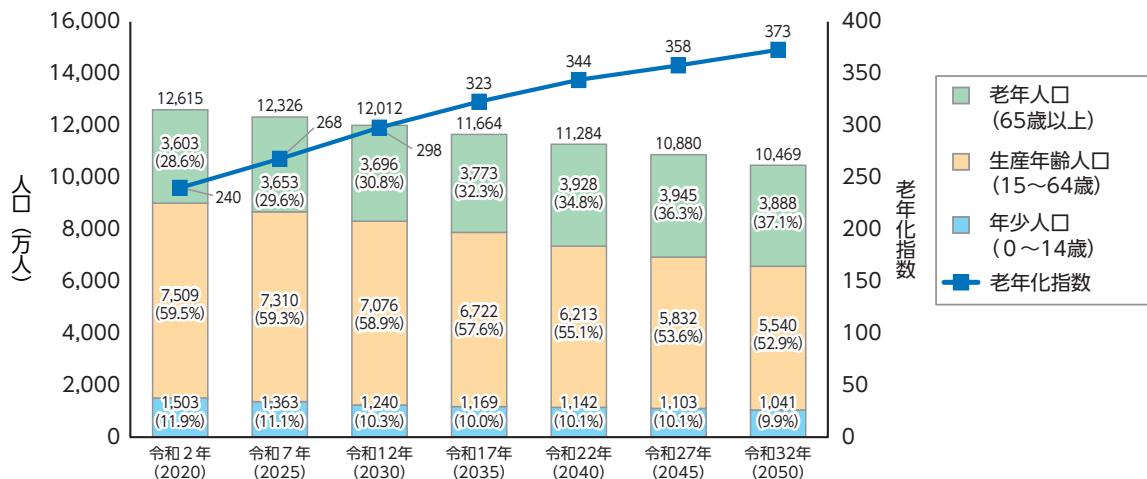
年齢階層別に見ると、地域経済社会の中心的な現役世代にあたる生産年齢人口（15～64歳）は、令和2（2020）年の約7,509万人から令和32（2050）年の約5,540万人と約1,969万人（26.2%）減少し、総人口に占める割合も59.5%から52.9%に低下すると予測されています。

また、将来的な労働力を担うことが期待される年少人口（0～14歳）は、同期間で約1,503万人から約1,041万人と約462万人（30.7%）減少すると見込まれています。これにより令和32（2050）年度の総人口に占める割合が10%を下回ることになると予測されています。

一方、老人人口（65歳以上）は、令和7（2025）～27（2045）年まで一貫して増え続け、令和32（2050）年には約3,888万人、対令和2（2020）年比で約285万人（7.9%）増加し、総人口に占める割合（高齢化率）が37.1%に達すると予測されています。

人口の高齢化の程度をより敏感に表す指標とされている老年化指数⁶は、令和2（2020）年の240から令和32（2050）年の373と約1.6倍に増加すると予測されています。

図表 全国の将来推計人口の推移



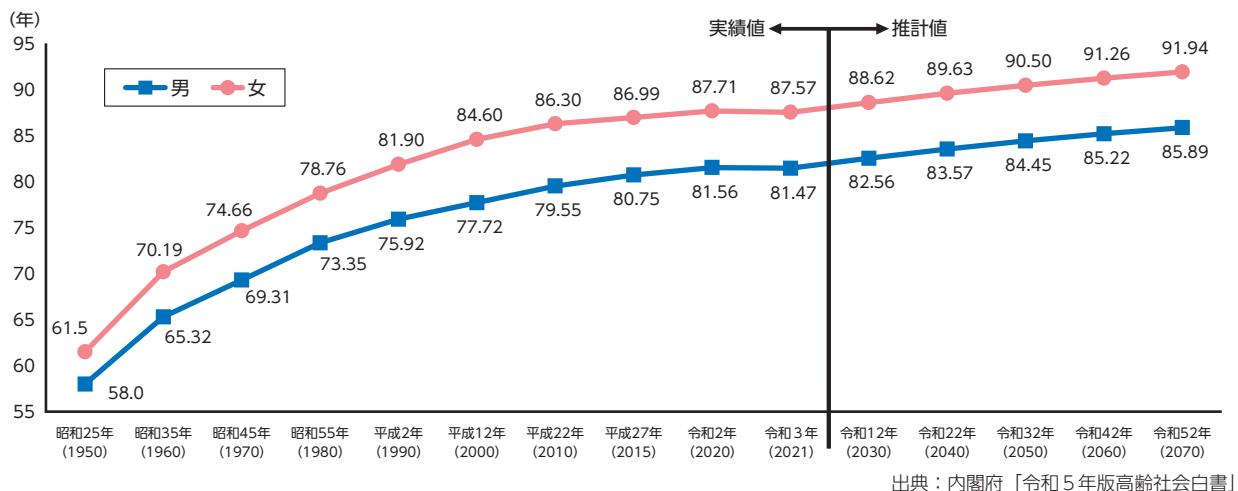
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、令和3（2021）年現在、男性81.47年、女性87.57年となっている我が国の平均寿命は、今後、男女ともにさらに延伸し、令和52（2070）年には男性85.89年、女性91.94年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

⁶ 年少人口に対する老人人口の大きさを示し、これが高いと老人人口が多いこと、あるいは将来の人口を支える年少人口（15歳未満）が少ないことを意味している。

人生100年時代の到来を踏まえ、従来のような「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型ではない、多様な「人生の再設計」をどのように可能としていくのか、これを支える社会・経済システムのあり方が抜本的に問われる時代が到来しつつあります。

図表 平均寿命の推移と将来推計



出典：内閣府「令和5年版高齢社会白書」

2 飛躍的に高まる危機管理の重要性

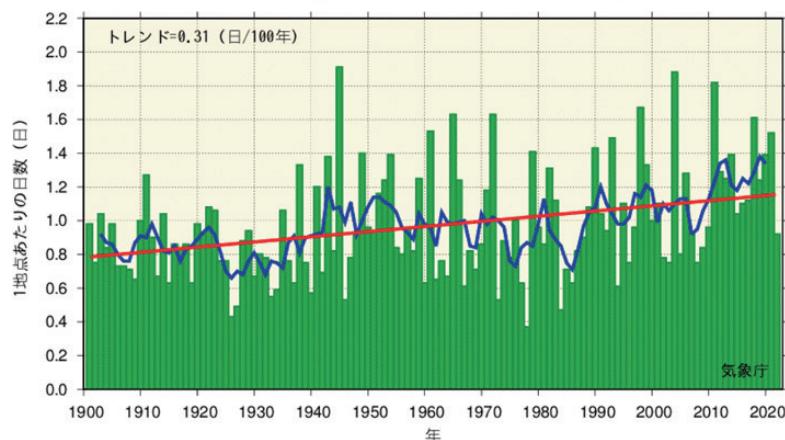
内閣府の「令和5年版防災白書」によると、我が国の年平均気温は100年当たりで1.3℃上昇し、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加や自然変動の影響等により、確実に温暖化が進んでいます。

こうした平均気温の上昇と相関するように、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度も増加し、日降水量100mm以上及び200mm以上の日数は、この100年とともに増加傾向が見られるとしています。また、日本近海における年平均海面水温は平均気温の上昇幅と同程度となっており、海面水温の上昇は、一般に台風の勢力拡大に影響を与え、台風による被害の拡大につながるおそれがあるとしています。

同白書では、この100年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴ってこの傾向が続くことが見込まれるほか、今後発生が想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震への備えも怠ることはできないとしています。そのため、今後もさらに高まる自

図表 全国の日降水量100mm以上の年間日数の経年変化

【全国51地点平均】日降水量100mm以上の年間日数



出典：内閣府「令和5年版防災白書」

注)緑色棒グラフは各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値(1地点あたりの年間日数)を示す。

青色折れ線は5年移動平均値、赤色直線は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

然災害リスクと正面から向き合い、将来予測される被害を回避・軽減するために、あらゆる努力を行うことが求められるとしています。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐヒト・モノ・カネの往来や、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、我が国のみならず、世界の経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしました。

いつ、どこで、どのようなものが発生するのか予測が困難な自然災害の発生や、ウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」に対する市民一人ひとりの意識をより一層積極的に喚起しながら、様々なリスクから市民の貴重な生命や財産を守るために、住民、ボランティア、民間事業者、行政など地域の多様な主体の密な連携・協働に根ざした取組みをより高い実効力を伴ったかたちで進化させる重要性が飛躍的に高まっていると考えられます。

3 誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現（多様性の尊重）

高齢化や生涯未婚率の上昇等を背景に、暮らしにおける人と人との交流・つながりや地域の中でお互いに助けあい・支えあう基盤が弱まっている一方、8050問題に代表される若者や中高年のひきこもり、育児と介護のダブルケア、独居老人の孤独死など、地域が抱える課題の複合化・複雑化が進んでいます。

このような状況下、高齢者が住み慣れた地域において最後まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療を一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の充実を図る必要があります。

さらに現在、我が国では未だに部落差別をはじめ、女性、障害者、性的マイノリティ、その他の社会的弱者の方への差別が存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展等を背景に、人権に関する様々な課題も浮き彫りとなっています。

併せて、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として地域活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことが強く求められます。

地域共生社会は、福祉施策が担う「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域社会の醸成」だけでなく、社会・経済活動の基盤として地域における「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる取組みといえます。

中央教育審議会⁷（令和5（2023）年3月8日答申）では、人生100年時代を見据え、すべての人たちのウェルビーイング⁸の実現のためにも、生涯学び、活躍できる環境を整備することの必要性をうたっています。

⁷ 文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興及び生涯学習の推進を中心とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項の審議を目的に、文部科学省に設置された諮問機関。

⁸ 肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態。

こうした生涯学習を取り巻く国の動向等を踏まえ、市民一人ひとりがより豊かな人生を送ることができるよう、今後、幅広い年代に向けた多様な分野における学びのきっかけづくりや、それぞれの興味・関心や生活スタイルに応じて学習し、その成果をまちづくりに活かすことができる場の確保や活動の支援に取組む重要性が増していくと考えられます。

図表 地域共生社会のイメージ



出典：厚生労働省「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ（概要版）」

4 多岐にわたる地域課題の解決に向けて期待が高まるデジタル社会の実現

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、行政機関同士の不十分なシステム連携に伴う行政の非効率化や度重なるシステムトラブルの発生など、官民においてデジタル化をめぐる様々な課題が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、国は令和2(2020)年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すとしています。

さらに、現在、全国的に人口減少・少子高齢化の進展を背景に、業種・業態を問わずあらゆる分野において人手不足が深刻さを増している中、デジタル技術を活用することで、場所や時間の制約を克服して国土全体にわたって様々なサービスや活動の恩恵が享受できるようになると考えられています。

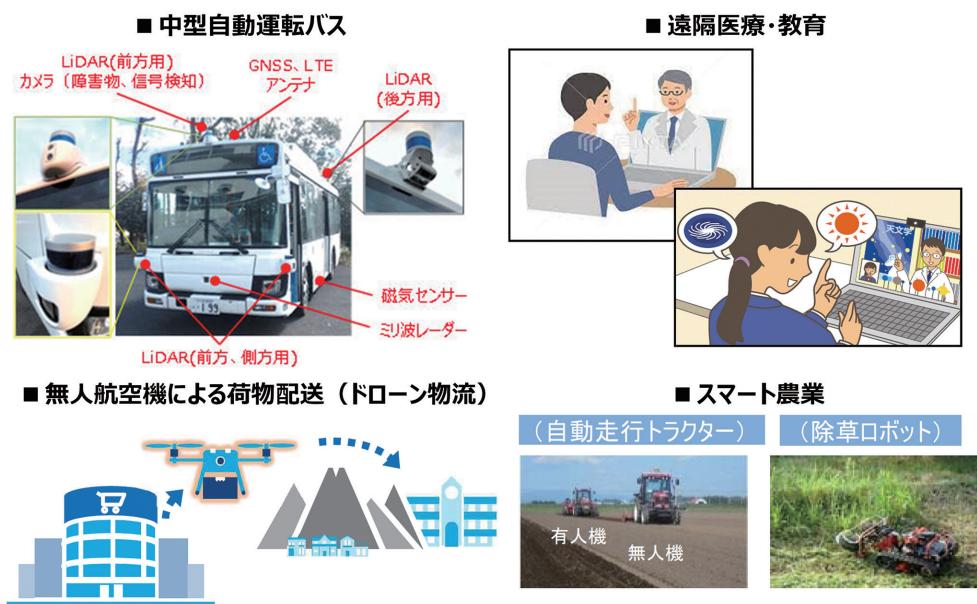
図表 目指すべきデジタル社会のビジョン



出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

同方針のもと、今後、デジタル技術が進展し、AI（人工知能）、5G（第5世代移動通信システム）やBeyond 5G（6G）⁹、Web3.0¹⁰など、デジタルを活用するための環境が整備されていくことで、遠隔診療、遠隔教育、自動配送、自動運転、スマート農林水産業など、様々な分野においてデジタル技術サービスの高度化が進展し、生活利便性の向上、暮らし方や働き方の多様性の確保、産業の高付加価値化・競争力の向上など、多岐にわたる地域課題の解決が可能となるデジタル社会の実現が大いに期待されています。

図表 デジタル技術サービスの高度化のイメージ



出典：未来投資会議資料、国土交通省資料、他

5 地方創生においても重要な「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を期限とする、先進国を中心とした国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

これを受け、我が国では、関係省庁が連携し政府一体となった取組みを可能にする新たな国の実施体制として、平成28（2016）年5月、政府内に内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置されるとともに、同年12月には同本部により「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されています。

同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

9 「高速・大容量」、「低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴的機能のさらなる高度化に加え、「超低消費電力」、「超安全・信頼性」、「自律性」、「拡張性」といった持続可能で新たな価値の創造に資する機能をもった5Gの次の世代の移動通信システム。

10 次世代インターネットとして注目される概念。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴づけられるWeb2.0に続く「第3世代のインターネット」のこと。

図表 SDGsの17のゴールと自治体行政の関係（1／2）

目標（ゴール）	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援が求められています。
2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資源を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による助成や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。
6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

図表 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係（2／2）

目標（ゴール）	自治体行政の果たし得る役割
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は重要なテーマです。これを推進するためには、市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行なうことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう 	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17. パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構
「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）-導入のためのガイドライン-」

地方自治体のSDGs達成に向けた取組みは、持続可能な開発を通して自治体の活性化を促すことで、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した地方創生の実現にも資すると考えられます。

第2節 今後のまちづくりの主要課題

本市を取り巻く今後の社会動向の変化や市独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・少子高齢化の進展によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とにぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた北茨城の確立に向けた、まちづくりの主要課題を次のとおり設定します。

1 人口減少と少子高齢化への対応

本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、こども・子育て家庭へのより一層の支援の充実に取組む必要があるとともに、今後、本市でこどもを生み・育てたいと思っている人々が、より安心して住み続けられるまちづくりを総合的に展開する必要があります。

我が国が世界一の長寿社会を迎え、70歳以上でも個人の意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来しつつある中、「高齢者を支える」発想に加え、一人でも多くの意欲ある高齢者がその能力を存分に発揮することを可能にする社会システムの構築に努める必要があります。

2 危機管理能力の充実・強化及び自然環境への配慮

自然災害の発生やウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」の重要性に対する市民一人ひとりの意識を喚起しながら、様々なリスクから市民の貴重な生命や財産を守るために、市民・ボランティア・民間事業者・行政など地域の多様な主体の密な連携・協働に根ざした取組みをより高い実効力を伴ったかたちで進化させる必要があります。また、自然災害の激甚化・頻発化の原因とされている温室効果ガスの削減など、将来の持続可能な社会のため自然環境にも配慮した施策を進めていく必要があります。

3 誰もがいつまでも自分らしくいきいきと暮らせる環境の充実

誰もが生涯にわたって生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習・スポーツ活動や地域固有の歴史・文化に親しめる機会の充実に努める必要があります。

高齢者介護・子育て支援・生活困窮等の様々な分野において、今後さらに支援ニーズが多様化していくと見込まれる中、市民一人ひとりがお互いに支えあい、いつまでも自分らしく活躍できる地域コミュニティを育み、地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に資する地域活動の普及・促進に努め、地域の中で人と資源が循環する仕組みの構築を目指す必要があります。

4 持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立

市民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、行政全般にわたってAI等に代表されるデジタル技術やデータを積極的に活用するとともに、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくり、財源・職員等の限りある行政の経営資源をより無駄なく最適配分するための仕組みの強化を図る必要があります。

II 計画の基本フレーム(人口ビジョン)

第1章 人口ビジョンの位置づけ

第2章 基本的な視点と取組みの方向性

第3章 人口の将来展望(目標人口)

(1) 人口ビジョンの位置づけ

本市の人口（出典：国勢調査）は、平成7（1995）年の5万2,074人をピークに減少傾向が続いており、今後、市税収入の減少や医療・福祉等に係る社会保障費の増大など、財政状況のひっ迫が見込まれるとともに、既存のコミュニティが衰退し、それが地域社会の活力をさらに損なう負の連鎖に陥る可能性が否めない状況にあります。

そこで本市では、平成28（2016）年2月に策定した「北茨城市人口ビジョン」において、今後の人口減少や少子高齢社会に対応しながら、将来にわたって地域社会の活力の維持・増進を図るために、目指すべき人口の将来展望を示しています。

「第5次北茨城市総合計画後期基本計画」は、本書4ページ目で述べたとおり、「重点プロジェクト（第3期創生総合戦略）」と連動した計画として策定するとしており、人口減少社会下においても、持続可能な北茨城市を確立するために、より高い“実効性”を伴った施策・事業を展開していくよう、本計画内において人口ビジョンの一部見直しを行っています。

(2) 対象期間

人口ビジョンの対象期間は、長期的な視野に立った展望を行う観点から、我が国全体で人口構成のボリュームゾーンを形成している昭和46（1971）年～49（1974）年に生まれた団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えると予測されている令和22（2040）年としています。

平成24（2012）年以降、本市の自然増減数（出生数と死亡数の差）は、出生数が平成26（2014）年の302人をピークに概ね減少傾向で推移しているのに対し、死亡数が高齢化の進展等を背景として、令和元（2019）年以降は概ね600人台で推移していることから、減少幅が拡大傾向にあります。

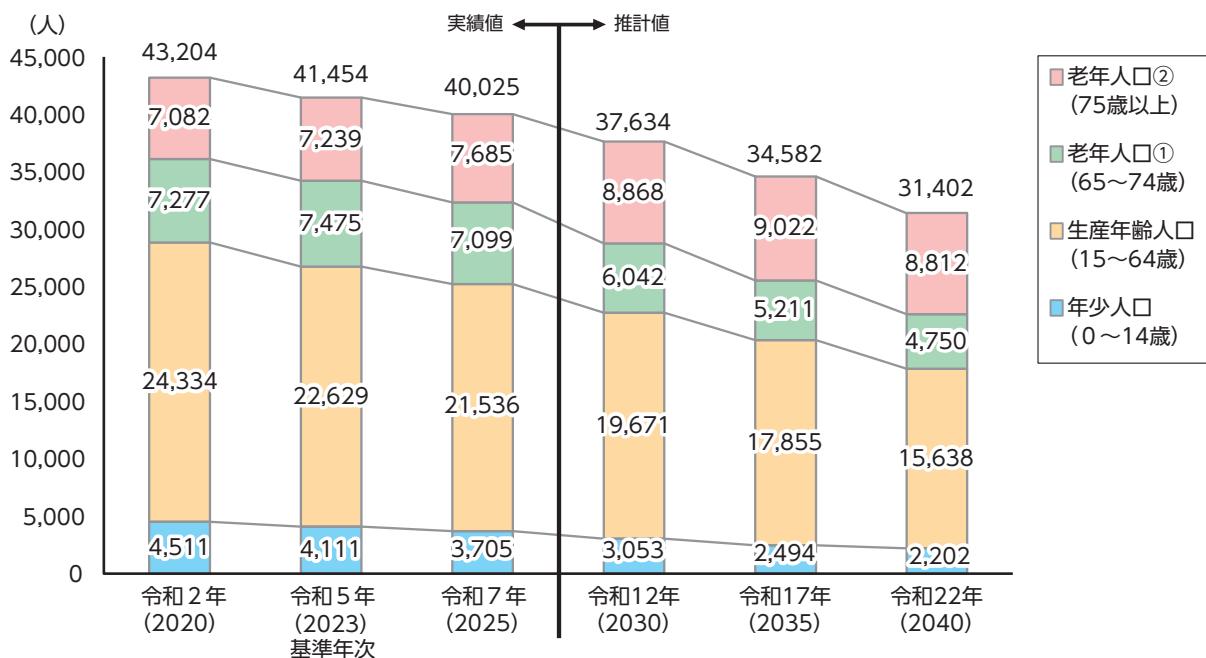
一方、社会増減数（転入数と転出数の差）は、転出数が転入数を上回る転出超過の傾向が続いており、令和5（2023）年では減少幅がマイナス182人となっています。その結果、自然増減と社会増減を合わせた令和5（2023）年の人口増減数はマイナス690人で、大幅な減少となっています。

地域社会を支えている中心的な世代である生産年齢人口（15～64歳）の減少は、歳入の根幹をなす個人住民税の減少を招く一方、老人人口（65歳以上）の増加は社会保障費の増加につながります。その結果、財政の硬直化が進み、今後、多様化・高度化していくと見込まれている行政需要の変化への柔軟な対応が困難さを増していくことが懸念されます。

そのため、本市では人口減少と少子高齢化の進展による負の影響を最小限に食い止められるよう、生産年齢人口の転出抑制にも結びつく地域産業の振興やUIJターンによる転入促進、結婚・出産・子育て等の希望をかなえるための環境整備等に尽力するとともに、将来にわたって市民の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される生活圏の形成等に努めることで、人口減少社会下にあっても活力ある持続可能なまちの実現を目指します。

今後、本市の人口は一貫して減り続け、令和22（2040）年頃には約3万人まで減少すると予測されています。人口は、地域社会の活力の維持・増進を図るための重要な源です。本市では、前項で述べた取り組みの方向性を効果的かつ着実に具現化し推進していくことを前提に、令和22（2040）年における将来目標人口を「3万1,500人」と設定します。

図表 北茨城市人口ビジョンにおける将来人口推計



	実績値						推計値			令和2年～22年
	令和2年(2020)	基準年次 令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)				
総人口	実数(人)	43,204	41,454	40,025	37,634	34,582	31,402	—	—	—
	増減数(人)	—	▲1,750	▲1,429	▲2,391	▲3,052	▲3,180	▲11,802	—	—
	構成比(%)	16.4	17.5	19.2	23.6	26.1	28.1	—	—	—
老年人口② (75歳以上)	実数(人)	7,082	7,239	7,685	8,868	9,022	8,812	—	—	—
	増減数(人)	—	157	446	1,183	154	▲210	1,730	—	—
	構成比(%)	16.4	17.5	19.2	23.6	26.1	28.1	—	—	—
老年人口① (65～74歳)	実数(人)	7,277	7,475	7,099	6,042	5,211	4,750	—	—	—
	増減数(人)	—	198	▲376	▲1,057	▲831	▲461	▲2,527	—	—
	構成比(%)	16.8	18.0	17.7	16.1	15.1	15.1	—	—	—
生産年齢人口 (15～64歳)	実数(人)	24,334	22,629	21,536	19,671	17,855	15,638	—	—	—
	増減数(人)	—	▲1,705	▲1,093	▲1,865	▲1,816	▲2,217	▲8,696	—	—
	構成比(%)	56.3	54.6	53.8	52.3	51.6	49.8	—	—	—
年少人口 (0～14歳)	実数(人)	4,511	4,111	3,705	3,053	2,494	2,202	—	—	—
	増減数(人)	—	▲400	▲406	▲652	▲559	▲292	▲2,309	—	—
	構成比(%)	10.4	9.9	9.3	8.1	7.2	7.0	—	—	—

注1) 令和5（2023）年1月1日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）を基準とした独自推計結果。

常住人口との違い…常住人口とは国勢調査による人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳の増減数により集計したもの。「常住人口」の基準となる国勢調査は住民基本台帳人口とは関係がない実態調査で、住民基本台帳人口は住民票を残したまま単身赴任をしている方や施設に入所している方なども含まれるため、2つの数値には差異が生じる。

注2) 令和12（2030）年以降の推計値の基礎データは、令和5（2023）年の実績値。

III 基本計画

第1章 重点プロジェクト(第3期北茨城市創生総合戦略)

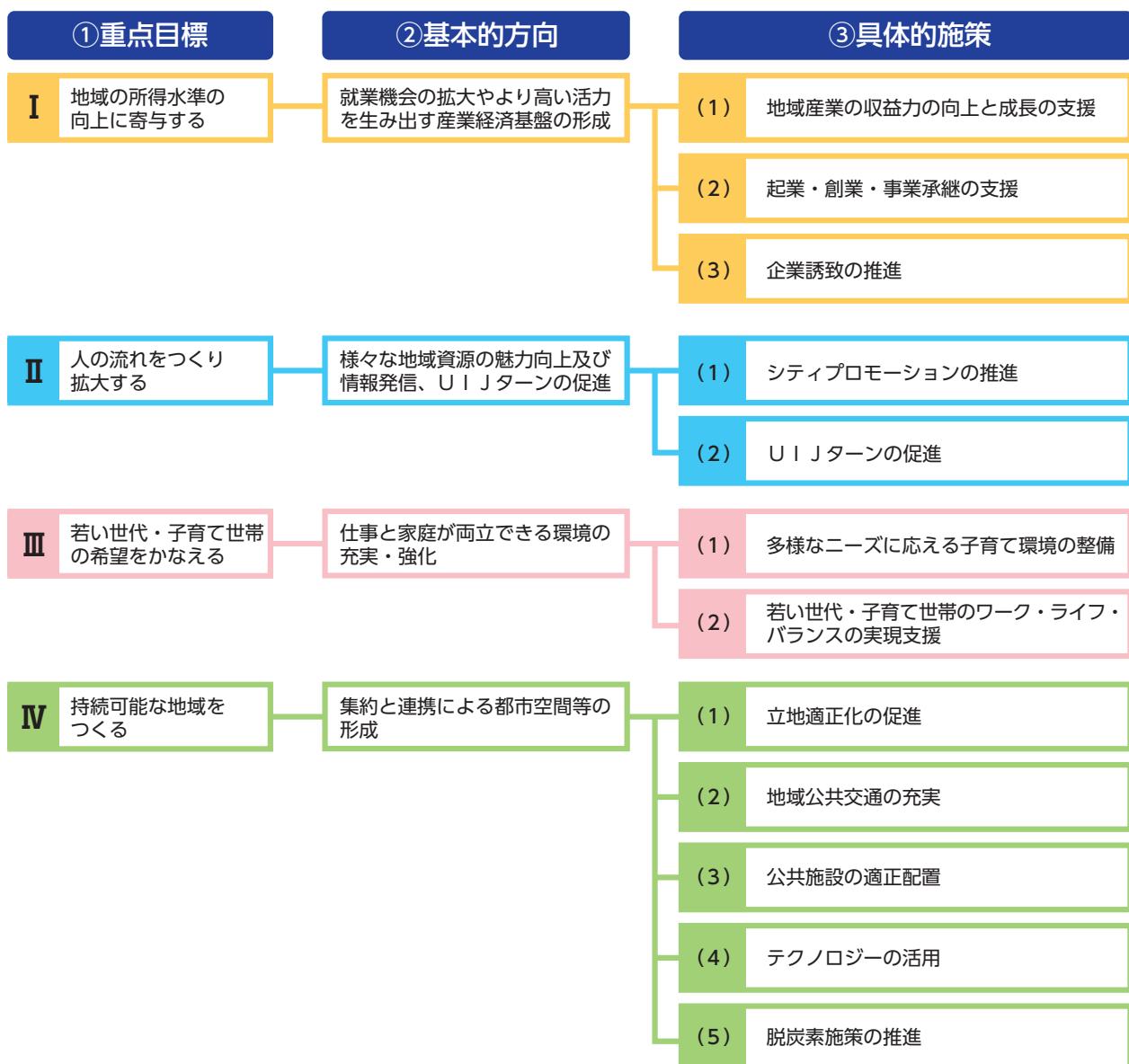
第2章 分野別計画

第1節 重点プロジェクトの体系

「重点プロジェクト」は、今後、本市が人口減少社会下にあっても将来にわたって活力ある持続可能なまちを実現するために、行政の経営資源を最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第3期北茨城市創生総合戦略」に該当します。

重点プロジェクトの体系は以下のとおりです。

図表 重点プロジェクトの体系



- ①重点目標⇒一定のまとまりの政策分野ごとに、達成を目指すまちづくりの目標
- ②基本的方向⇒重点目標の達成に向けて推進する政策
- ③具体的施策⇒基本的方向を具現化するため、計画期間内（令和7（2025）年度～11（2029）年度）に実施する施策

第2節 重点プロジェクトの進捗管理

国による「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4（2022）年12月）」では、「計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACTION）」からなるPDCAサイクルに基づく効果検証の実践が、より効果的な施策の推進には必要不可欠であることがうたわれています。

そのため、「重点プロジェクト」の策定後、継続的かつ客観的に目標の達成度合いと施策の進捗状況を検証するため、次図表に示すとおり、具体的施策ごとに重要業績評価指標（Key Performance Indicators）を設定し、必要に応じて柔軟に施策の見直しに取組むこととします。

図表 数値目標・重要業績評価指標の定義と活用方法

名称	定義	活用方法
重要業績評価指標（KPI）	具体的施策ごとに、その進捗状況を検証するために設定	<ul style="list-style-type: none"> 指標の実績値は、施策が当初の狙いどおりの成果を生み出し、目標の達成に寄与しているのかを検証するために活用します。 狙いどおりの成果を生み出していない場合や、目標の達成に対する寄与度が低い場合には、その要因を分析し、見直し方策を検討します。

第3節 重点目標別の施策

重点目標Ⅰ 地域の所得水準の向上に寄与する

基本的方向

○活力ある地域経済を支えるとともに、市民の雇用の場でもある産業の振興は、非常に重要です。特に、定住人口の維持や減少抑制の視点からは、若い世代をはじめとするより多くの人たちが市内で働きたいと思える良質な職業・職場や、若い世代の結婚・子育て等の希望をかなえるために必要な所得を得ることができる就業の場が欠かせません。

○そのため、地域産業のポテンシャルを高め、市民の所得水準の向上に寄与できるよう、すべての地域産業の収益力の向上や持続的な成長の向上、起業・創業・事業承継の支援、より幅広く厚みのある産業構造の確保に努めることで、就業機会の拡大とより活力の高い産業経済基盤の形成に努めます。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
総所得金額等 ¹¹ （市民1人当たり） ¹²	千円	税務課資料	1,388 (R 6年度)

11 個人住民税の計算の基になる所得で、純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後の分離譲渡所得などの合計額。

12 市民総所得金額÷市人口（令和6年4月1日現在）

具体的施策と重要業績評価指標

(1) 地域産業の収益力の向上と成長の支援

- ◆農業、漁業、中小企業など地域産業の経営高度化、マーケティング、商品企画、販路開拓、生産性向上など、収益力の向上を促進するための支援に取組みます。
- ◆充実した森林資源を有効活用し、地域を支え、持続的に発展する競争力の高い林業・木材産業の構築を図るとともに地球温暖化防止のための森林吸収量の増加を図ります。
- ◆事業拡大のための投資や人材確保を支援します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
認定農業者数	人	農林水産課資料	58 (R 5年度末)	70 (R 11年度末)	↑
商品開発・販路開拓等に対する支援事業費の補助数	件	商工観光課資料	2 (R 5年度)	2 (R 11年度)	→
平地林や里山林の整備面積(累計)	ha	農林水産課資料	7.8 (R 5年度末)	9.0 (R 11年度末)	↑

(2) 起業・創業・事業承継の支援

- ◆今後も引き続き、市内の企業・事業所が安定的な経営を行えるよう、企業・事業所が抱えるニーズの把握に努めながら、様々な面から柔軟かつ継続的な支援の充実・強化に努めるとともに、関係支援機関と連携し、創業前から創業後まで切れ目のない支援を推進します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
創業・第二創業に係るスクールの受講者のうち、実際に創業した数	社	商工観光課資料	18 (R 1～5年度)	24 (R 7～11年度)	↑

(3) 企業誘致の推進

- ◆今後の成長が期待される産業・業種を中心に、新しい企業・事業所の誘致を推進します。
- ◆企業からの相談等をワンストップで受付ける相談窓口を設置・運営します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市の優遇・支援措置を受けて事業規模を拡大した既存企業数	社	商工観光課資料	1 (R 1～5年度)	2 (R 7～11年度)	↑

重点目標Ⅱ 人の流れをつくり拡大する

基本的方向

- 地域の活力を維持するためには、若い世代をはじめとする新しい市民の転入による定住人口の維持及び減少の緩和を図るとともに、多様な目的で来訪する人たちによる地域の賑わいが重要です。
- そのため、様々な地域資源の魅力向上とその活用によるシティプロモーションを推進し、本市の魅力を市内外に広く発信することにより、「訪れたいまち」、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」の形成につなげます。
- 高校卒業後の大学・専門学校等への進学や、就職の機会に市外へ転出した元市民の転入（Uターン）の増加を目指します。また、地縁・血縁はないが本市に何らかの魅力を感じての転入（Iターン）、近隣地域の出身者で東京都市圏などに住む人々の転入（Jターン）の増加を目指します。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
社会増減数	人	茨城県「常住人口調査」	- 182 人 (R 5年)

具体的施策と重要業績評価指標

（1）シティプロモーションの推進

- ◆市民や市出身者の郷土愛の醸成や、観光等を目的とする市訪問者数の増加、市内産業の売上や市内への転入者の増加を目的に、本市の存在や魅力を市内外に強く情報発信します。
- ◆併せて、新たな観光資源の開拓・発掘、一次産品や加工品等の資源の競争力及び付加価値を高めることを目的とした事業者等の取組みを促進します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市LINE公式アカウントの登録数	人	企画政策課資料	R 6年度から アカウント開設	10,000 (R 11年度末)	↑
市観光協会公式Xの登録数	人	市観光協会資料	5,699 (R 5年度末)	7,500 (R 11年度末)	↑
市ふるさと応援寄附額 (ふるさと納税)	万円	企画政策課資料	13,525 (R 5年度)	30,000 (R 11年度)	↑

I

II

III

資料

(2) U I Jターンの促進

- ◆転出した本市出身者と本市との強い関係を構築・維持するとともに、Uターンを促進します。
- ◆近隣地域の出身者や観光等の何らかの目的で本市を来訪したことがある人たち、本市と関係がある人たちの転入を促進します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
30～50歳代の市外からの転入数	人	茨城県「常住人口調査」	2,024 (R 1～5年)	2,170 (R 7～11年)	↑
空き家バンク契約成立数（累計）	件	企画政策課資料	67 (R 5年度末)	167 (R 11年度末)	↑
移住セミナー参加数	人	企画政策課資料	14 (R 5年度)	20 (R 11年度)	↑

重点目標Ⅲ 若い世代・子育て世帯の希望をかなえる

基本的方向

- 地域の活力を維持するためには、若い世代や子育て世帯が希望する結婚・妊娠・出産・子育て等が可能なライフスタイルの実現が重要です。
- そのため、仕事と子育ての両立ができる環境や、心身の健康面や経済面を含めて、より安全・安心に妊娠・出産・子育てができる環境の形成を目指します。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
合計特殊出生率	－	厚生労働省「人口動態特殊報告」	1.28 (H 30～R 4年)

具体的施策と重要業績評価指標

(1) 多様なニーズに応える子育て環境の整備

- ◆多様なニーズに対応した安全・安心な保育環境及び学童保育環境の整備を推進します。
- ◆妊娠・出産・育児の不安を抱える家庭を支援し、保護者が孤立するのを適切に防止します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
保育所・認定こども園の待機児童数（0歳児）	人	子育て支援課資料	0 (R 5年度)	0 (R 11年度)	→
放課後児童クラブの充足率	%	子育て支援課資料	100 (R 5年度末)	100 (R 11年度末)	→
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師からの指導・ケアを十分に受けたことができた人の割合	%	乳幼児健診（4か月児）における保護者へのアンケート調査	89.8 (R 5年度)	95.0 (R 11年度)	↑

(2) 若い世代・子育て世帯のワーク・ライフ・バランスの実現支援

◆若い世代・子育て世帯のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、関係機関との連携のもと、労働環境の向上に努めます。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
啓発活動の実施数	回	商工観光課資料	2 (R 5年度)	3 (R 11年度)	↑

重点目標Ⅳ 持続可能な地域をつくる

基本的方向

- 人口減少下においても快適で利便性の高い持続可能な生活空間・産業活動空間を形成するためには、集約と連携によるコンパクトな都市空間の形成が重要です。
- そのため、相対的に人口が集積している地区への医療・福祉や商業・サービス等の都市機能の誘導や公共施設の集約を目指すとともに、他の市内各地区との連携を担保する公共交通による移動手段の確保に努めます。
- 最先端のテクノロジー（科学技術）の実用化の動向や費用対効果を見極めながら、その可能性を最大限に引き出すことで、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される生活圏の形成を目指します。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
これからも北茨城市に「住み続けたい」、「できれば住み続けたい」と思う市民の割合	%	市民アンケート調査	81.9 (R 5年度)

I

II

III

資料

具体的施策と重要業績評価指標

(1) 立地適正化の促進

◆地域住民の日常的な暮らしを支える生活サービスの提供機能を適切に確保し、人々が安心して暮らし続けることができるよう、各地域の特性を踏まえながら、土地利用や居住をまとまりよく誘導し、質の高い効率的で持続可能な都市空間の形成に努めます。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
住居系用途地域の人口密度	人／km ²	都市計画課資料	1,402.1 (R2年10月1日 現在)	1,472.0 (R11年10月1日 現在)	↑

(2) 地域公共交通の充実

◆持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、民間の交通事業者との緊密な連携のもと、市内の交通結節点における路線間の乗り継ぎを考慮したダイヤ編成や待合環境の充実など、公共交通の利便性のさらなる向上に向けた取組みの強化を図ります。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
巡回バスの利用数（1日平均）	人	まちづくり協働課資料	294.7 (R5年度)	324.0 (R11年度)	↑

(3) 公共施設の適正配置

◆市民の意向や利用状況の動向等を踏まえ、既存の公共施設の統合、集約化・複合化、廃止等により、公共施設の総量及び維持管理・運営コストの最適化に努めます。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
「北茨城市公共施設マネジメント計画」に基づく延床面積削減量の達成率	%	企画政策課資料	4.0 (H28～R4年度)	6.0 (R7～11年度)	↑
公共施設の日常的な修繕等に係る費用 ※インフラ資産除く	百万円	企画政策課資料	70 (R5年度)	70 (R11年度)	→

(4) テクノロジーの活用

◆行政手続のオンライン化はもとより、遠隔診療や遠隔教育、自動運転など、最先端のテクノロジー（科学技術）の実用化の動向や費用対効果を見極めながら、適切な時期に適切なテクノロジーを活用することで、地域住民の暮らしに必要なサービスが持続的かつ安定的に提供される生活圏の形成を目指します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
オンライン化した手続きの数	件	企画政策課資料	36 (R 5年度)	50 (R 11年度)	↑
「行政サービスのデジタル化推進」に対する満足度 （「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート	46.2 (R 5年度)	50.0 (R 11年度)	↑

(5) 脱炭素施策の推進

◆クリーンエネルギーの利用と推進に積極的に取組むとともに、技術革新による新たな技術の導入を促進し、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市内温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	生活環境課資料	672 (R 3年度)	北茨城市地球温暖化対策実行計画において設定	↓

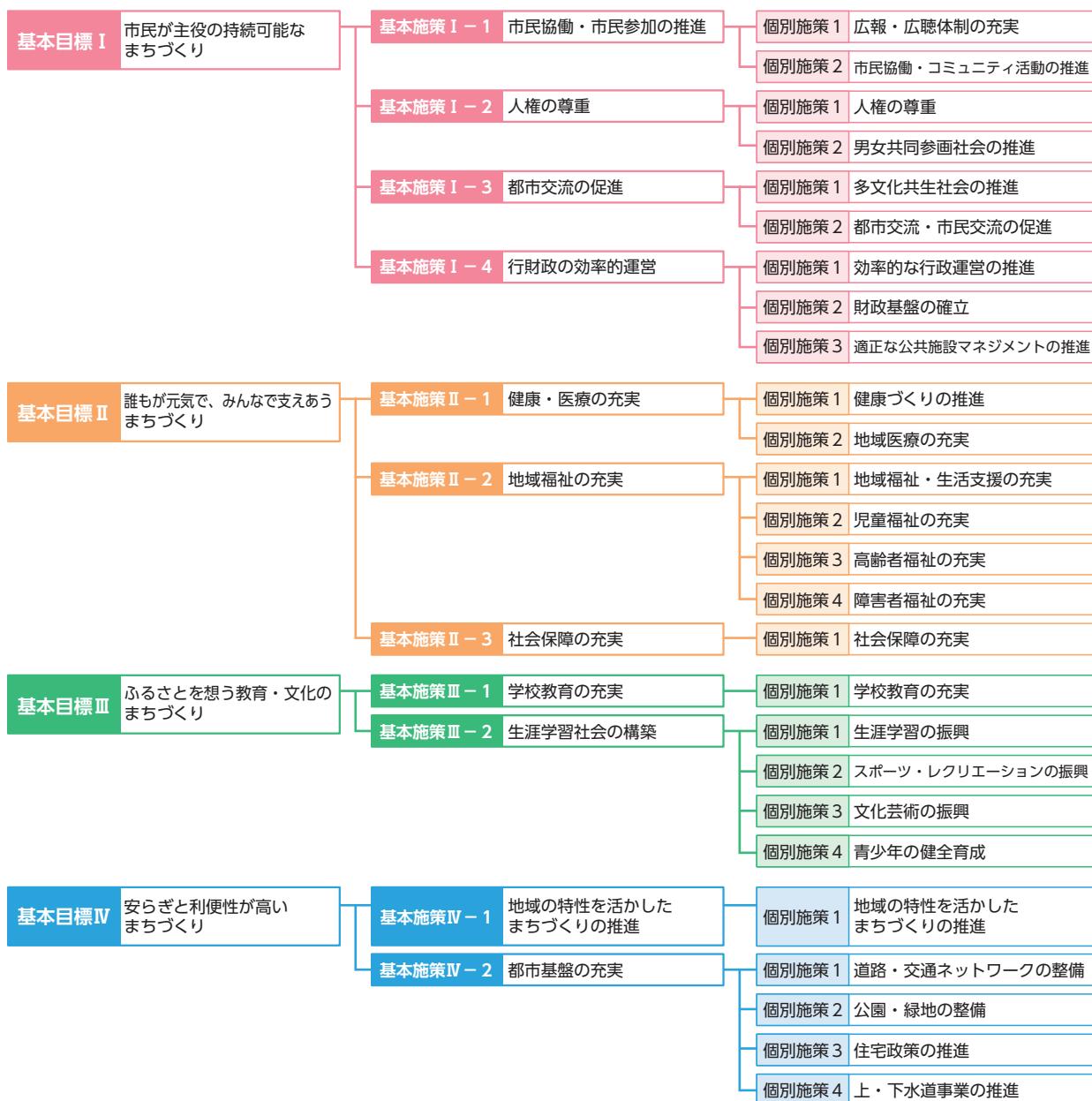


高北清掃センター（ドローンによる撮影）

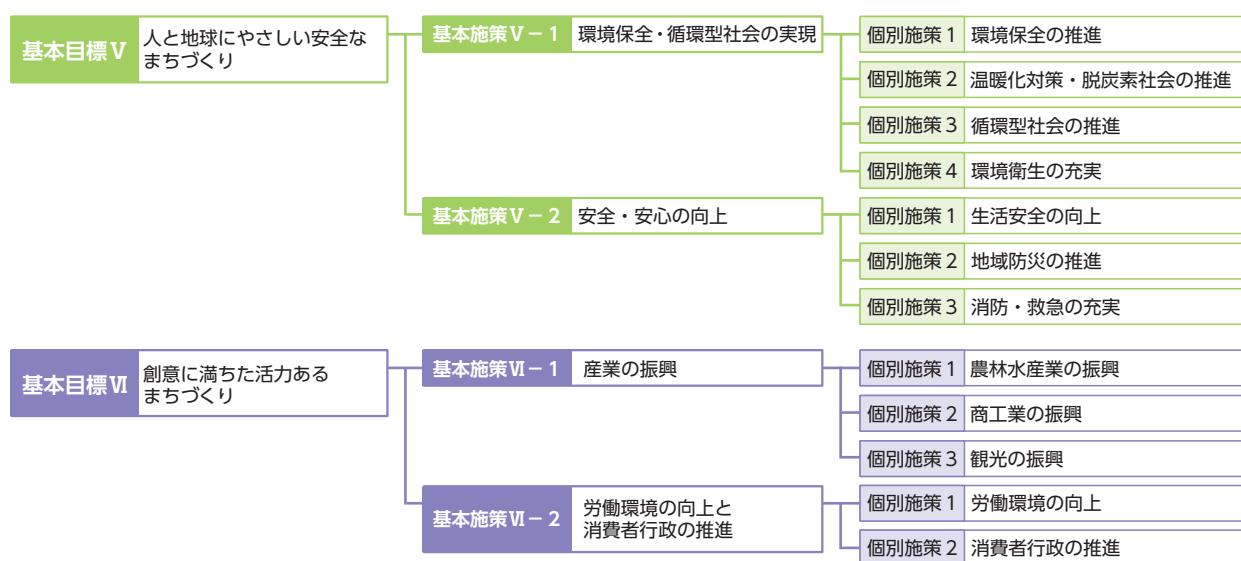
第1節 分野別計画の施策体系

後期基本計画では、基本構想に掲げた「基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり」から「基本目標Ⅵ 創意に満ちた活力あるまちづくり」まで6つのまちづくりの基本目標に即し、その配下に位置づけた基本施策を具体化するための個別施策を以下のとおり設定しています。

図表 分野別計画の施策体系（1／2）



図表 分野別計画の施策体系（2／2）



第2節 分野別計画の内容



市民が主役の持続可能なまちづくり

基本施策 I-1

市民協働・市民参加の推進

基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）

個別施策 I-1-1

広報・広聴体制の充実

現状と課題

- 本市では、市民と行政が情報の共有化を図るための広報活動の一環として、「広報きたいばらき」を発行し、常会長から各世帯へ配布していますが、広報紙配布率（常会加入世帯数÷市内世帯数×100）は、常会を脱会する人や常会の解散数の増加によって、平成30（2018）年度の70.1%から令和5（2023）年度の58.7%と11.4%低下しています。
- 常会経由で広報紙が届かない市民のために、市民サービスセンターや各町公民館、市民病院等の公共施設に加え、民間医療機関、郵便局、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア等の計71箇所に配架を依頼しています。併せて、市の公式ホームページやLINE公式アカウント、公式X（旧Twitter）などの様々な媒体を通じて行政情報の積極的な公開・提供に努めています。
- また、広聴活動では、住みよいまちをつくるためには、市民の意見や提案を聞き、市政に反映させることが大切であるとの基本認識のもと、広報紙に様式を折り込んだ「私の提案」や電子メールによる「私の提案」を継続的に受け付けています。
- 市民と行政の情報の共有化を推進し、多様な主体と連携・協力してより良いまちづくりに取組む機運の醸成にも結びつけるため、市民が必要とする情報を確実に届け、また、市民がその情報に確実にたどり着けるよう、情報提供方法のさらなる工夫に努めるとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握するための広聴機能の充実を図る必要があります。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
市の行政情報の公開、発信に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート	53.5 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

多様化・複雑化する地域社会が抱える課題の解決に向けて、様々な媒体を効果的に活用することで市民と行政の双方向によるコミュニケーションが活発なまちにします。

具体的な施策

① 広報紙の充実

施策の方向性

- 親しみやすく、わかりやすい広報紙をつくるため、読みやすい大きさの活字や平易な語句を多用するなど、読み手の視点に立った紙面づくりの工夫に努めます。
- 引き続き、「点字・声の広報」を実施します。
- 多くの市民に「広報きたいばらき」や「お知らせ北茨城」が有効活用されるよう、内容の充実に努めるとともに、市民に知っていただきたい情報を的確かつ迅速に伝えます。
- 多くの人々に「広報きたいばらき」を読んでいただけるよう、引き続き、市の出先機関や医療機関、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア等に広報紙を配架します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
「広報きたいばらき」を見ている市民の割合	%	市民アンケート	68.2 (R5年度)	75.0 (R11年度)	↑

② ホームページの充実

施策の方向性

- 誰もが見やすく、わかりやすいホームページとなるよう、定期的にリニューアルを行います。
- 緊急情報など、情報提供に対する市民ニーズを的確にとらえながら、迅速かつ正確な情報を提供できるよう、掲載する情報を柔軟に見直します。
- 市外在住の人々を含めた広範囲な利活用に供するよう、市内の観光情報やイベント情報等の充実を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市公式ホームページへのアクセス数	件	まちづくり協働課資料	484,226 (R5年度)	550,000 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標

資料

③ 市民への多様な情報提供の充実

施策の方向性

- 本市の知名度やイメージの向上及び地域ブランドの確立を目指し、市の公式ホームページやLINE公式アカウント、公式Xの利用促進を図るとともに、費用対効果を考慮しつつ、新たな情報発信ツールの活用を検討します。
- 防災メール¹³の登録者数の増加を促進するため、広報紙に登録手続きを案内する二次元コードを掲載し、登録を呼びかけます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市LINE公式アカウントの登録数	人	企画政策課資料	R6年度から アカウント開設	10,000 (R11年度末)	↑
市公式Xの登録数	人	まちづくり協働課資料	5,726 (R5年度末)	8,500 (R11年度末)	↑
防災メールの登録数	人	総務課資料	5,877 (R5年度末)	6,000 (R11年度末)	↑

④ 広聴活動の充実

施策の方向性

- 市民が気軽に市政に対する意見を述べられるよう、今後も「私の提案（広報紙・電子メール）」や「市長へのファックス」などを活用した市民意識・ニーズの把握に努めます。
- まちづくりにおける問題意識の共有化を図るため、市民と市長・行政との対話の場を積極的に設けるとともに、各種団体の代表者や有識者による懇談会を開催するなど、様々な機会をとらえた意見聴取に取組みます。
- 市民生活の安定に寄与するため、弁護士、司法書士、行政書士による各種法律相談や人権擁護委員による人権相談、行政相談員による行政相談など、各種市民相談の充実に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
「私の提案」の受付数	件	まちづくり協働課資料	67 (R5年度)	80 (R11年度)	↑
各種市民相談の受付数	件	まちづくり協働課資料	237 (R5年度)	237 (R11年度)	→

13 防災行政無線の放送内容や、Jアラート（全国瞬時警報システム）からの緊急情報等を携帯電話やパソコンにメール配信するサービス。

個別施策 I-1-2

市民協働・コミュニティ活動の推進

現状と課題

<市民協働>

- 多様化・複雑化する地域課題に効果的に対応しながら、自立したまちを創造していくためには、市民と行政及び市民同士が心と力を合わせ、協働¹⁴のまちづくりを推進することが必要不可欠です。
- 本市では、平成27（2015）年3月に「北茨城市市民協働指針」を策定し、まちづくりのあらゆる分野において、市民と行政が対等平等の立場で、お互いの立場を尊重しあい、協働しながらまちづくりに取組むための方向性を示しました。
- 現在、本市では市民との協働によるまちづくり活動の一環として、市民の方々に我が子同様の愛情で市道（一定区間）の管理をお願いし、「里親」として草刈りや清掃等を行っていただく「道路里親制度」を運用しています。同制度へは毎年数団体が新規に加入していますが、構成員の高齢化によって活動の維持が困難となり、脱退する団体も見受けられます。
- 今後、さらに多様化・複雑化していく地域課題の解決に向け、より広範な分野においてまちづくりへの市民参加を促すとともに、NPO法人やボランティア団体など地域における多様な主体との連携・協力に根ざした協働のまちづくりを推進する必要があります。

<コミュニティ活動>

- 自治会・常会は、隣近所に住む方々によって自主的に運営され、市民にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、その地域に住む方々が日頃から交流を通じて、情報交換や地域に共通する様々な課題の解決に向けて協力し進めていくことを目的としています。
- 少子高齢化と人口減少を背景に、常会数が令和元（2019）年度末の1,016常会から令和5（2023）年度末の954常会と、毎年約1%程度のペースで解散しています。
- 今後、自治会・常会活動の中心を担う役員の固定化・高齢化による活動の停滞等が深刻さを増していくと予測される中、地域コミュニティの機能が低下することで、地域の防災や防犯機能の低下、地域で見守り・育てる子育て機能の低下など、様々な問題の顕在化が懸念されます。
- 若者から高齢者に至るまで、より多くの市民のコミュニティ意識の醸成にも結びつくよう、市民相互の交流活動を促進するため、既存の集会施設の適切な維持管理を支援するとともに、地域間の交流を積極的に後押しし、自治会・常会への加入促進や幅広い年齢層が参加・協力しやすい体制づくりなど、地域コミュニティの活性化に向けた対策の強化を図る必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市市民協働指針（平成27（2015）年3月策定）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
常会加入の世帯率	%	まちづくり協働課資料	58.7 (R5年度末)

14 「協働」とは、市民や行政が相互に理解し、互いを認め合った上で、自立した対等のパートナーとして、それぞれの資源や能力等を持ちより、共通の目標や課題の解決に向けて連携・協力すること。

I

II

III

基本目標

資料

基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり

個別施策の目的（目指すまちの姿）

地域課題の解決に向けて多様な主体との協働で取組むまちにするとともに、市民同士がつながりあい、協力しあって、より良い地域社会の実現に向けて活発に地域コミュニティ活動に取組むまちにします。

具体的施策（市民協働）

① まちづくりの課題・情報の共有

施策の方向性

- 「北茨城市市民協働指針」の考え方や方向性の普及啓発に努めます。
- 広報紙や市公式ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの情報発信機能の充実を図り、市政情報やまちづくりの課題について積極的な情報提供に努めます。
- 市民への説明責任を果たすとともに、市民の知る権利を保障するため、市政情報の公開を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市の行政情報の公開、発信に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	53.5 (R5年度)	75.0 (R11年度)	↑

② 市民参画機会の拡大と人材育成

施策の方向性

- 市民のまちづくり活動への参加促進を図るため、若い世代を含めた誰もが参加しやすい体制を整備するとともに、市民協働のまちづくりに対する意識の醸成に努めます。
- 市民との協働によるまちづくり活動の一環である「道路里親制度」への登録団体数の増加に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
まちづくりの主体について、「行政と市民で役割分担を定め、市民参加を進めながら協働で行うべき」と考える市民の割合	%	市民アンケート調査	68.4 (R5年度)	75.0 (R11年度)	↑
道路里親制度の登録数	団体	建設課資料	39 (R5年度末)	45 (R11年度末)	↑

③ 市民活動団体の支援と交流・連携の促進

施策の方向性

- 市民活動団体のネットワーク化を推進し、団体間の交流により相互の活性化を図ります。
- 市内外で活動する市民団体の活動状況を広く市民に広報するため、様々な媒体を活用した情報提供を行います。
- 市民活動団体同士の連携や交流の機会の創設について検討します。
- 自発的に地域課題の解決に取組む市民活動団体の発掘や、連携・協力先を探している市民活動団体のマッチング等を支援します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市内で活動するNPO法人の数	団体	まちづくり協働課資料	12 (R5年度末)	12 (R11年度末)	↗

具体的施策（コミュニティ活動）

① コミュニティ活動の支援・育成

施策の方向性

- 市民や市内に立地する企業、各種団体など、様々な主体が協働し、ともに支えあうことにより、自分たちの住む地域を活性化させます。
- コミュニティ活動の活性化を図るため、リーダーの育成や人材の資質向上に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
日常生活のなかで近所の方との関わりがある市民の割合	%	市民アンケート調査	62.5 (R5年度)	75.0 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標

資料

② コミュニティ施設の整備・活用

施策の方向性

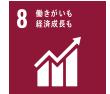
- 地域コミュニティ活動の拠点となる集会施設について、市民による自主的な維持管理・運営を促進するための支援に取組みます。
- 老朽化した集会施設の修繕・改修や設備機器の更新を支援します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
地区の集会施設の整備についての満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	54.3 (R5年度)	75.0 (R11年度)	↑

基本施策 I-2

人権の尊重

基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）

個別施策 I-2-1

人権の尊重

現状と課題

- 我が国では、依然として女性・こども・高齢者・障害者等の人権侵害があると感じている人がおり、また、近年では犯罪被害者及びその家族の人権問題、インターネット上における差別的情報の掲示など、新たな人権問題が生じているほか、こどもの人権侵害では、いじめ、体罰、不登校、児童虐待等が大きな社会問題となっています。
- 法務省・文部科学省の「令和5年版人権教育・啓発白書」によると、令和4（2022）年に人権擁護機関が対応した相談件数は15万9,864件であり、種類別では住居・生活の安全関係が1万8,531件で最も多く、プライバシー侵害が9,289件でこれに次いでいます。
- 本市では、市長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された人権擁護委員との連携のもと、こどもや高齢者の人権、女性や障害者に対する差別など、多岐にわたる人権侵害問題に対して相談・指導体制の充実を図るとともに、小・中学校や放課後児童クラブに赴いて人権教室や人権紙芝居等を実施し、こどもたちに対する人権教育・啓発にも努めています。
- 誰もが一人の人間としてお互いを尊重しあい、すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも安全・安心に暮らすことができる地域社会の維持・形成に向け、今後も人権擁護委員をはじめとする関係者との密な連携のもと、幼児から高齢者に至るまで市民の人権意識の高揚と人権の擁護・救済に努める必要があります。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
差別のない社会づくりに対する満足度 (「満足」と「やや満足」の合計)	%	市民アンケート調査	51.6 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

誰もがお互いの人権や多様性を尊重しあい、すべての市民が住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けられるまちにします。

I

II

III

基本目標

資料

具体的施策

① 人権啓発の推進・人権相談の充実

施策の方向性

- 広く市民の人権啓発を推進するため、人権啓発街頭キャンペーンを実施します。
- 地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動や、青少年の健全育成を助け、犯罪を犯した人や非行歴のある少年の改善・更生への協力を目的としたボランティア団体である「更生保護女性会」や「保護司会」が担っている役割の大きさに鑑み、今後も両団体の活動に対する支援を行います。
- 幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフサイクルにおける多様な人権教育活動の展開を通じて、人権尊重の意識を高めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
人権問題に係る学習会・研修会への参加数	人	まちづくり協働課資料 生涯学習課資料 社会福祉課資料	557 (R5年度)	600 (R11年度)	↑

② 人権擁護の推進

施策の方向性

- 人権擁護委員との密な連携のもと、こどもや高齢者の人権、女性や障害者に対する差別など、多岐にわたる人権侵害問題の把握に努めるとともに、相談・指導体制の充実を図ります。
- 学校、地域においてこどもの人権を尊重するとともに、家庭における児童の適切な養育・児童福祉の向上に資するため、家庭児童相談や移動児童相談を実施します。
- いじめをはじめとすることどもの人権に関する様々な問題に対処するため、家庭児童相談員による相談・指導を実施するとともに、小・中学校等において人権教室を開催するなど、こどもの権利に関する啓発活動を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
家庭児童相談や移動児童相談の対応数	件	子育て支援課資料	109 (R5年度)	—	—

個別施策 I-2-2

男女共同参画社会の推進

現状と課題

- 本市では現行の「第4次きたいばらき男女共同参画プラン（計画期間：令和5（2023）年度～9（2027）年度）」の策定過程において、令和3（2021）年度に実施した市民アンケート調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識の改善や男女の平等感、男女共同参画に関する意識の醸成は徐々に進んでおり、特に「学校教育の場」では「男女平等である」と回答した割合が42.6%に上っています。
- しかし、それ以外の項目については、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答の割合が50%を超えており、男女共同参画社会の実現に向けてさらなる啓発や取組みが求められる結果となっています。
- このような結果を踏まえ、「第4次きたいばらき男女共同参画プラン」では、市民一人ひとりが個性と能力を活かし、お互いに多様性を認め合い、自らの意思であらゆる分野に参画でき、さらに人権を侵害するあらゆる暴力が根絶され、多様化するライフスタイルでその人らしくいきいきと活躍できる社会を目指すことを基本理念に掲げています。
- 同プランのもと、男女共同参画社会の実現に向けて、根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消するため、引き続き、市民の理解を深め、意識の改革に努める必要があります。
- 現在、育児や介護等により、働きたいにも関わらず離職せざるを得ない女性が少なくないことから、多様な働き方を促進することによって、離職者を減少させるとともに、育児を終えた方や離職者・転職者の再就職、再雇用への支援の充実に取組む必要があります。

<関連計画>

- 第4次きたいばらき男女共同参画プラン（計画期間：令和5（2023）年度～9（2027）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
「社会全体で男性が優遇されている」と回答した割合（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）	%	まちづくり協働課資料	73.4 (R3年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

男女を問わず、すべての市民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に發揮し、いきいきと活躍できるまちにします。

I

II

III

基本目標

資料

具体的施策

① 誰もが人権を尊重し認めあえる意識づくり

施策の方向性

- 「男性は外で仕事、女性は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識の解消に向け、家庭・学校・地域・職場を通じ、男女共同参画社会の意識と理解促進、教育・学習の推進、人権の尊重への意識啓発を図ります。
- 性の多様性への理解や、性別に基づく固定概念にとらわれた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
男女共同参画に関する講演会・セミナー等への参加数	人	まちづくり協働課資料	81 (R5年度)	100 (R11年度)	↑

② 誰もがいきいきと活躍できる社会づくり

施策の方向性

- 子育て・介護等の各ライフステージにおけるニーズに対応し、多様な働き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを推進します。
- 働く場における女性の活躍を推進するため、環境づくりへの支援や人材育成に取組むとともに、活力ある地域社会を創生するため、行政や地域活動、家庭生活など、あらゆる分野における男女共同参画に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
各種委員会・審議会等への女性委員の登用率	%	まちづくり協働課資料	24.7 (R5年度)	30.0 (R11年度)	↑

③ 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

施策の方向性

- 関係機関等との連携を強化し、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）等の被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。
- 男性が中心となりがちな防災・復興の分野における女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災対策を推進します。
- 男女が支えあいながら、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりを推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
DV被害を受けたとき「どこ（だれ）にも相談しなかった」人の割合	%	まちづくり協働課資料	40.9 (R3年度)	30.0 (R11年度)	↓

I

II

III

基本目標

資料

基本施策 I-3

都市交流の促進



基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）



個別施策 I-3-1

多文化共生社会の推進

現状と課題

- 外国人の住民登録者数（各年3月31日現在）は、平成30（2018）年が274人であったのに対し、令和元（2019）年が376人、令和3（2021）年が439人、令和5（2023）年が674人と大幅な増加傾向が続いている。ベトナムやフィリピン、インドネシアなど、東南アジア圏からの外国人技能実習生の転入が主な要因となっています。
- 過去から現在の延長線上で推移した場合、日本人市民の減少と高齢化が加速化していくと予測される中、将来にわたって持続可能な地域づくりにも結びつくよう、外国人市民を地域社会の構成員として受け入れる視点に立ち、日本人市民との交流やつながり、助け合いを充実させるための環境の整備や外国人市民が地域生活で生じる様々な問題について気軽に相談できる体制を強化する必要があります。
- 本市は、国際社会に対応した人材育成と地域づくりを推進するため、平成7（1995）年からおよそ2年に一度、選抜された中学・高校・大学生が、国際親善友好都市ニュージーランド・ワイロア地区との相互交流を図る海外派遣事業を実施しています。

参考 | まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
外国人の住民登録数	人	市民課資料	674 (R5年度末)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

国籍や言語等の違いを超え、すべての市民が互いの文化的な違いを認めあい、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中でともに生きていく多文化共生社会を実現します。

具体的施策

① 多文化共生社会の推進

施策の方向性

- 外国人市民と日本人市民との交流機会や日本語教室等の生涯学習活動を通じ、お互いの生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。
- 市国際交流協会や関係機関等と連携し、外国人市民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への相談支援体制の充実を図ります。
- 茨城県外国人材支援センターや市内事業所等との連携のもと、外国人市民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市国際交流協会が実施する国際理解セミナーへの参加数	人	市国際交流協会資料 (KICS)	10 (R5年度)	15 (R11年度)	↑
外国人市民向け日本語教室への参加数（延べ）	人	生涯学習課資料	55 (R5年度)	86 (R11年度)	↑
公共施設や市公式ホームページ等における外国語の表記	件	まちづくり協働課資料	2 (R5年度末)	5 (R11年度末)	↑

② 国際交流の推進

施策の方向性

- 国際親善友好都市ニュージーランド・ワイロア地区や友好都市フランス・バルビゾン市との相互交流のさらなる充実に努めます。
- 異文化への経験や理解力を身につけた国際的に活躍できる人材を育成するため、グローバル人材育成事業を実施します。
- 世界の様々な文化について、それぞれの人々との相互の認識と理解を深められるよう、市国際交流協会への支援の充実に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
若人親善大使派遣事業により海外派遣した中学・高校・大学生の数（累計）	人	市国際交流協会資料 (KICS)	165 (R1年度)	195 (R11年度)	↑
グローバル人材育成事業により海外派遣した中学・高校・大学生の数（累計）	人	まちづくり協働課資料	15 (R1年度)	30 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標

資料

個別施策 I-3-2

都市交流・市民交流の促進

現状と課題

- 本市出身の作詞家野口雨情と長野県中野市出身の作曲家中山晋平との音楽の縁により、昭和55(1980)年5月に長野県中野市と姉妹都市連携に関する協定を締結し、両市民間で教育、文化、スポーツ、観光等の各分野や物産販売、イベント等で相互交流を図っています。
- 引き続き、市外の人々との多様な交流を通じ、本市ならではの魅力を発信・共有することで地域交流の拡大に努めるほか、市民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながるものとして期待されています。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
日常生活において、他の世代や外国人の人と交流したり、ふれあうことがある市民の割合	%	市民アンケート調査	20.7 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市外のより多くの人たちと幅広い分野における交流を促進し、お互いの地域の歴史や文化を尊重する魅力あふれるまちにします。

具体的施策

1 姉妹都市及びその他の都市との交流の推進

施策の方向性

- 姉妹都市交流を推進するため、中学生を派遣員として両市を相互に取材し、友好親善を図る「中学生特派員事業」や特産品の相互販売など、各種交流事業の充実に努めます。
- 交流人口の拡大を図るため、海のない地域や都市の住民、周辺都市との都市間交流を積極的に推進します。
- 地域の活性化に結びつくよう、文化芸術・スポーツ等を通じた都市間交流を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
都市交流事業の実施数	件	各課資料	3 (R5年度)	4 (R11年度)	↑

基本施策 I-4

行財政の効率的運営

基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）11 住み続けられる
まちづくりを16 平和と公正を
すべての人々に17 パートナーシップで
目標を達成しよう

個別施策 I-4-1

効率的な行政運営の推進

現状と課題

- 令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の流行は、世界中の人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしました。我が国では、感染リスクを回避するため、各種申請手続きのオンライン化や非対面での行政サービスの提供等、行政全般でさらなるデジタル化の必要性が高まりました。
- 国は、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、誰もがデジタル化の恩恵を享受することで、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実現できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すとしています。
- 本市でも、市民生活の利便性の向上と事務の効率化及び高度化を同時に実現するため、令和5（2023）年3月に「北茨城市DX（デジタル・トランスフォーメーション）¹⁵推進計画」を策定しました。本計画に基づき、行政全般にわたってデジタル技術やデータの利活用を積極的に推進する必要があります。
- 令和6（2024）年度からの北茨城市第6次行政改革大綱では、これまでの行政改革を継承しつつも新たな視点に立ち、「健全な財政運営の推進」、「持続可能な行政運営の推進」及び「時代の変化に対応した行政サービスの推進」からなる3つの基本方針を定めました。本大綱に基づき、引き続き簡素で効率的な行政運営を行っていく必要があります。
- 今後、社会の多様化や複雑化、少子高齢化の進展等を背景に行政需要が確実に増加していくと見込まれる中、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供するためには、より一層積極的な行政改革の推進に努めることが強く求められます。
- 職員についても、社会の急速な変化に対応できるよう意識改革を進めるとともに、多様化・複雑化する行政課題の解決に向け、資質の向上及び政策立案能力の開発に努める必要があります。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
市民生活やまちづくりに対する満足度 (「満足」と「やや満足」の合計)	%	市民アンケート調査	52.1 全39分野 (R5年度)

<関連計画>

- 北茨城市DX推進計画（計画期間：令和5（2023）年度～9（2027）年度）
- 北茨城市第6次行政改革大綱（計画期間：令和6（2024）年度～11（2029）年度）

¹⁵ 自治体DXとは、行政手続きのデジタル化や行政内部のデータ連携等を通じて、市民の利便性向上と業務の効率化を図るもの。

I

II

III

基本目標

資料

基本目標Ⅰ 市民が主役の持続可能なまちづくり

個別施策の目的（目指すまちの姿）

将来にわたって持続可能な発展を続けるまちであるとともに、市民ニーズの多様化に伴う新たな行政課題に適切に対応できる市民満足度の高いまちにします。

具体的施策

① デジタル技術を活用した市民サービスの向上及び事務の効率化

施策の方向性

- デジタル技術やマイナンバーカードを利活用することで、各種証明書の交付や申請等に係る手続きについて、適切なセキュリティ対策を講じながら、オンライン化及び簡素化を進め、市民の利便性の向上と事務の効率化及び高度化を図ります。
- パソコンやスマートフォン等の電子機器の取扱いに不慣れな高齢者等に対しては、デジタルデバイド¹⁶対策を検討するなど、市民が等しくデジタル化の恩恵を受けられるようにします。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
オンライン化した手続きの数	件	企画政策課資料	36 (R5年度)	50 (R11年度)	↑
「行政サービスのデジタル化推進」に対する満足度 （「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	46.2 (R5年度)	50.0 (R11年度)	↑

② 行政改革の推進

施策の方向性

- 第6次行政改革大綱に基づく行政改革を推進し、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していく体制を整えます。
- 事務事業の徹底的な見直しを行い、無駄のない効果的かつ効率的な行政運営を目指します。
- 市単独では解決が困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化等に対応するため、国や県、周辺自治体との連携や協力によるまちづくりを推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
北茨城市行政改革大綱の実施計画に掲げた取組項目の達成度	%	企画政策課資料	80.8 (R5年度末)	88.9 (R11年度末)	↑

16 インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差のこと。

③ 行政ニーズへの的確な対応を可能とする組織の確立と人材の育成

施策の方向性

- 業務量の動向等を踏まえつつ、定員の適正化を図るとともに、事務事業の見直し、組織の簡素化、民間委託等を促進し、市民ニーズに柔軟に対応できる組織づくりを推進します。
- 職場内外での研修を通じ、政策形成能力や法務能力など、今後その重要性が高まると考えられる能力の一層の向上を図り、複雑化・多様化・高度化する行政課題や市民ニーズに柔軟に対応できる人材を育成します。
- デジタル技術等の活用を各課に広め、積極的に DX を推進するための人材育成を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
階層別研修を除く職員の研修の参加数	人	人事課資料	25 (R5年度)	30 (R11年度)	↑



職員の接遇研修

I

II

III

基本目標

資料

個別施策 I-4-2

財政基盤の確立

現状と課題

- 本市の財政状況を推し量る財政指標については、「経常収支比率¹⁷」は90%台と高止まりの傾向が続いており、「実質公債費比率¹⁸」は近年、上昇傾向が続いている。さらに、「将来負担比率¹⁹」は減少傾向にあるものの、類似団体平均及び県平均と比較すると高い状況が続いているなど、より一層緊張感を持った財政運営が求められています。
- 今後、担税力の高い世代が多く含まれる15歳から64歳までの生産年齢人口の減少によって、市税の伸びが期待しづらい一方、公共施設の老朽化に伴う更新・長寿命化事業等のために借り入れる地方債（市債）²⁰の償還額の増加及びさらなる少子高齢化等の進展によって扶助費の増加圧力がより一層強まっていくと見込まれます。
- このような極めて厳しい状況下、将来にわたり安定的な財政運営が可能となるよう、中長期的な財政収支の見通しを的確に見据えながら、自主財源の確保に努めるとともに、既存の事務事業の必要性、有効性、効率性及び緊急性を再度検証し、経常的な経費の節減に取組む必要があります。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
財政力指数（参考：類似団体順位）	—	総務省 「地方財政状況調査」	0.67 (12/82団体) (R4年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

次世代に大きな負担を残さず、将来にわたって健全で安定した財政運営を維持できるまちにします。

17 職員の給料や議員報酬等の経費である人件費や扶助費、地方債の返済に要する経費である公債費など、経常的に支出される経費に、市税など経常的な収入がどの程度充てられているかを比率で示したもの。この値が低いほど財政構造の弾力性が高いとされる。

18 公債費やそれに準ずる経費（※1）の標準財政規模（※2）に対する比率。市の財政運営で公債費がどれだけ負担になっているかを示す指標。この値が18%以上になると起債にあたって国の許可が必要となる。

※1 市が加入する一部事務組合が負担する公債費、公債費に準ずる債務負担行為など

※2 地方自治体が標準的に確保できるとされる財源の総額を示す指標。主に地方交付税や税収などを基に算出される。

19 市の借入金や将来の支出義務など、現在抱えている負債の標準財政規模に対する比率。将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

20 主に地方自治体が公共施設の整備等の建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関等の外部から調達する、いわゆる借入金のこと。

具体的施策

① 持続可能な財政運営の確立及び将来世代への財政負担の抑制

施策の方向性

- 中長期的な財政見通しのもと、企画部門及び財政部門の連携による事業の効果分析に基づく施策の厳選など、予算編成と施行管理が連動した仕組みを強化するとともに、既存事業の見直しを行い、適切な財源配分と経費の効率化に努め、持続可能な財政運営を確立します。
- 「実質赤字比率²¹」、「連結実質赤字比率²²」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」からなる財政健全化法に基づく財政指標を分析・評価し、将来にわたる財政負担見込みを的確に把握するとともに、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努め、財政構造の弾力性の確保と健全で安定した財政運営を推進します。
- 統一的な基準による財務諸表や指標の分析・評価に基づいた予算編成を実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
経常収支比率	%	総務省 「地方財政状況調査」	94.8 (R5年度)	94.5 (R11年度)	↓
実質公債費比率	%	総務省 「健全化判断比率等に係る算定」	12.6 (R5年度)	12.5 (R11年度)	↓
将来負担比率	%	総務省 「健全化判断比率等に係る算定」	97.9 (R5年度)	97.5 (R11年度)	↓

21 一般会計で生じている赤字が、標準財政規模に対してどの程度であるかを示すもの。(一般会計の実質赤字額 ÷ 標準財政規模)

22 特別会計を加えた全会計で生じている赤字が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示すもの。

(連結実質赤字額 ÷ 標準財政規模)

I

II

III

基本目標

資料

② 自主財源の確保につながる取組みの強化

施策の方向性

- ふるさと納税の寄附受入れを拡大するため、返礼品の追加や見直しを行うとともに、企業版ふるさと納税の協力企業を確保する取組みを推進します。
- 夜間における納付相談のほか、広報紙や市公式ホームページ等を通じて市民の納税意識の高揚を図ります。
- コンビニ納付や口座振替に加え、日曜開庁における市税収納、地方税共同機構が開設している「地方税お支払サイト」といった多種多様な納税環境が整備されていることの周知徹底を図ります。
- 茨城租税債権管理機構との連携により、滞納整理の取組みを強化します。
- 広報紙及び市公式ホームページ等に掲載している有料広告の拡充を図ります。
- 売却が可能な市有財産の積極的な売却処分や、その他の市遊休財産の有効な利活用を図り、新たな財源の確保と財産の遊休化の防止に努めます。
- 有効な利活用を検討するため、市が保有する遊休財産の把握に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市ふるさと応援寄附額 (ふるさと納税)	万円	企画政策課資料	13,525 (R5年度)	30,000 (R11年度)	↑
市税の収納率	%	収納課資料	97.9 (R5年度末)	98.2 (R11年度末)	↑
市有遊休財産の解消数	件	総務課資料	18 (R1～R5年度)	21 (R1～R11年度)	↑



ふるさと納税とは

生まれ故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
手続きをすると、一定限度の所得税の還付や住民税の控除が受けられます。
寄附金の使い道を選ぶことができ、その自治体に貢献することができます。
さらに寄附の返礼品として、地域の特産品などが受け取れます。

ふるさと納税の申込は北茨城市役所のほか、ふるさと納税各事業者（ポータルサイト）においても受け付けております。

ふるさと納税

個別施策 I-4-3

適正な公共施設マネジメントの推進

現状と課題

- 本市では、昭和50年代から昭和60年代にかけて多くの公共施設を整備してきました。「北茨城市公共施設等総合管理計画²³（令和5（2023）年4月一部改訂）」によると、その施設量を延床面積に換算すると、建築後30年以上経過している施設量は約60%を占め、今後、建替えや大規模改修等が必要となる施設が一時期に集中する見込みです。
- 一方で、少子高齢化の急速な進展等を背景にした社会保障費の増加等により、財政状況は年々厳しさを増し、既存の公共施設の更新等に投じる費用の捻出が課題となっています。
- 同計画では、本市が保有する公共施設の耐用年数を60年と仮定した場合、今後、現在の水準で更新等を続けるためには、平成28（2016）年度～令和2（2020）年度までの投資的経費実績額（約16億円／年）の約1.4倍もの費用（約23億円／年）が毎年度必要になると試算しています。
- このような将来見通しを踏まえた中で、市民満足度の高い公共サービスを安定的に提供し続けられるようにするために、施設の長期的な保全や利活用等を目的とした総合的な管理手法である「公共施設マネジメント」を積極的に推進し、行政コストの節減・効率化と公共サービスの質向上に向けた取組みを計画的かつ着実に実施する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市公共施設等総合管理計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和37（2055）年度）
- 北茨城市公共施設マネジメント計画（計画期間：平成29（2017）年度～令和38（2056）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
市所有の公共施設の延床面積（市民1人当たり）	m ² /人	企画政策課資料	5.74 (R3年度)
有形固定資産減価償却率 ²⁴	%	財政課資料	61.9 (R4年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

老朽化が進行している公共施設の計画的な保全や長寿命化を図りながら、市民意向や利用状況の動向等を踏まえ、公共施設の統合、集約化・複合化、廃止等により、公共施設の総量・維持管理及び運営等費用の最適化に努めます。また、将来にわたって市民満足度の高い公共サービスを安定的に提供し続けられるまちにします。

23 市が自ら保有する公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を実現するための計画。

24 有形固定資産のうち、建物等の償却資産について、全体として当初取得時の価額に対し耐用年数に応じて時の経過や使用による価値の減少がどれだけ進んでいるかを表す。この比率が高いほど、施設の老朽化の程度が高いといえる。

I

II

III

基本目標

資料

具体的施策

① 既存施設の老朽化対策と総量・コストの縮減

施策の方向性

- 日常的な点検及び定期点検の充実を図り、各施設の損傷を早期に発見し、適切な対策を実施することにより、安全性の確保と将来更新費用の低減・平準化を図ります。
- 各施設の機能や利用状況を踏まえ、類似又は重複する機能の統廃合、複合化を推進します。
- 施設の長寿命化や省エネルギー化等を計画的に推進し、日常的な維持管理に係るコストの縮減や平準化に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
「北茨城市公共施設マネジメント計画」に基づく延床面積削減量の達成率	%	企画政策課資料	4.0 (H28～R4年度)	6.0 (R7～11年度)	↑
公共施設の日常的な修繕等に係る費用 ※インフラ資産除く	百万円	企画政策課資料	70 (R5年度)	70 (R11年度)	→

② 社会動向や利用者ニーズの変化に対応した公共サービスの提供

方策の方向性

- 地区の特性や人口構造の変化等を踏まえ、既存施設の機能の見直しに取組みます。
- 行政の管理・監督責任を果たしながら、公共施設の維持管理及び運営に民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、より効果的・効率的な公共サービスの提供に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
機能の見直しに取組んだ公共施設数	施設	企画政策課資料	3 (H28～R4年度)	—	—
指定管理者制度や民間委託など、民間活力を活用して公共サービスを提供している公共施設数（累計）	施設	企画政策課資料	29 (R5年度末)	32 (R11年度末)	↑



誰もが元気で、みんなで支えあうまちづくり

基本施策 II-1

健康・医療の充実

基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）

個別施策 II-1-1

健康づくりの推進

現状と課題

- 全国的に高齢化の進展や生活環境の変化により、虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費の増大が課題となっています。
- 「令和5年茨城県市町村別健康指標（平成28（2016）年～令和2（2020）年の死亡数及び標準化死亡比²⁵⁾」によると、本市は男性では急性心筋梗塞、女性では脳血管疾患の死亡率が高いほか、男女ともに大腸がんの死亡率が高いとされています。
- 平成30（2018）年度～令和4（2022）年度における本市の各種がん検診の受診率では、県平均を上回っているのは肺がん検診のみであり、その他のがん検診はいずれも10%に満たない状況です。
- 健康で日常生活が制限なく生活できる「平均自立期間²⁶」の延伸を図るため、乳幼児から高齢者のライフステージに応じた健康の保持・増進の取組みの充実を図る必要があります。
- 予防接種率や健康診査受診率の向上に努め、感染症、生活習慣病等の予防や早期発見・早期治療を促進する必要があります。
- 地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに対して不安感や孤立感を持つ方の増加が懸念されるため、母子保健の充実を図る必要があります。
- 本市の令和元（2019）年～令和5（2023）年における人口10万人当たり自殺死亡率の平均値は23.01%であり、国（16.61%）や県（16.13%）を上回る状況にあることから、自殺対策の強化が必要です。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
平均自立期間（男性）	年	国保データベース（KDB）	78.4 (R4年)
平均自立期間（女性）	年	国保データベース（KDB）	83.2 (R4年)

25 人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。標準化死亡比が1より大きい場合は全国平均より死亡率が高く、1より小さい場合は全国平均より死亡率が低いことを意味する。

26 0歳の人が要介護2の状態になるまでの期間。

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民一人ひとりが自ら積極的に健康づくりに取組み、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らし続けられるまちにします。

具体的な施策

1 健康づくりの推進

施策の方向性

- 特定保健指導²⁷や生活習慣病重症化予防事業²⁸により、現状より重症化しないよう生活習慣の改善に対する取組みを支援します。
- 誰もが健康で安心な生活を送ることができるよう、各種教室、健康相談、家庭訪問等を実施し、健康づくりに係る情報の普及に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
特定保健指導利用率	%	茨城県（保健政策課）資料	27.7 (R5年度)	35.0 (R11年度)	↑

2 一般健康診査やがん検診の推進

施策の方向性

- がん検診の重要性とメリット（早期発見・早期治療）・デメリット（がんが発見できない場合がある）を周知するとともに、要精密検査者に対して受診の必要性を示し、受診確認を継続して実施します。
- 特に受診率の低い大腸がんと胃がんについては、無料クーポン券等の利用を勧奨し受診率の向上に努めるほか、市内小・中学校におけるがん予防教育を継続して実施します。
- 疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、一般健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりを推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
大腸がん検診受診率	%	健康づくり支援課資料	5.8 (R5年度)	6.3 (R11年度)	↑
胃がん検診受診率	%	健康づくり支援課資料	1.8 (R5年度)	2.2 (R11年度)	↑

27 健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポート。

28 健診の結果、要治療と判定されながら医療機関を受診していない治療放置者に対して受診勧奨を行い、生活習慣病の重症化及び合併症の発症を防ぎ、医療費適正化及び生活の質（QOL）の維持を図ることを目的に実施する事業。

③ 母子保健の充実

施策の方向性

- 妊産婦健診、新生児訪問、乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児二次検診、早期療育指導、未熟児養育医療、産後ケア等の母子保健サービスを継続して実施し、発達や発育等に関係する異常の早期発見、母子の孤立化予防、育児の不安解消、虐待予防など、母子保健のより一層の充実と切れ目のない支援に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
乳幼児健康診査受診率	%	4か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象	100 (R5年度)	100 (R11年度)	➡
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師からの指導・ケアを十分に受けたことができる人の割合	%	乳幼児健診（4か月児）における保護者へのアンケート調査	89.8 (R5年度)	95.0 (R11年度)	↑

④ 感染症予防対策の強化

施策の方向性

- 予防接種法に基づき、感染症予防のための定期予防接種を実施します。
- 感染性の強い麻しん風しんについて、ワクチン接種率向上のため、早期から接種の必要性を説明し、あらゆる母子保健事業において予防接種歴の確認や、就学前までに未接種者への接種勧奨を行います。
- 感染症の予防や対処方法に関する市民への情報提供の充実を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
麻しん風しん混合ワクチン接種率（第1・2期平均値）	%	健康づくり支援課資料	99.2 (R5年度)	100 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

⑤ 自殺予防対策の推進

施策の方向性

- すべての市民が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みを実施するために、様々な分野間での連携を強化します。
- 様々な場において市民への研修や学びの機会等を提供することで、自殺対策を支える地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。
- 自殺に追い込まれる危機は、誰にでも起こり得るということに対する市民の理解を深めるとともに、自らの心の不調だけでなく、周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるよう、様々な機会を利用して啓発と周知を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
自殺死亡率（人口10万人対）	%	地域自殺実態プロファイル	23.01 (R1～R5年 までの平均値)	10.04 (R7～R11年 までの平均値)	↓



こころの健康づくり講演会

個別施策 II-1-2

地域医療の充実

現状と課題

- 北茨城市民病院では、総務省が示した公立病院経営強化ガイドラインに基づき、令和6（2024）年3月に「北茨城市民病院経営強化プラン」を策定しています。
- 同プランでは、高齢者率の増加に伴い高齢者医療に対する需要が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳）の減少により医療従事者が減少する中、二次救急指定病院及びへき地医療拠点病院としての役割、地域包括ケアシステムの医療分野における中核としての役割等を、北茨城市民病院が果たすべき役割として掲げています。
- 令和元（2019）年度以降の北茨城市民病院の外来患者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2（2020）年度は減少に転じましたが、その後は増加傾向を維持しています。入院患者数も令和2（2020）年度は、前年度と比べて減少したものの、その後は徐々に増加し、令和5（2023）年度では対令和元（2019）年度比の96%まで回復しています。
- 北茨城市民病院附属家庭医療センターの患者数は、北茨城市民病院と同様、令和2（2020）年度は前年度と比べて減少したものの、その後は増加に転じています。また、訪問診療は、令和2（2020）年度のコロナ禍においても増加し、令和5（2023）年度は対令和元（2019）年度比で60%増となっています。
- 今後も地域の基幹病院として、将来にわたり良質な医療を安定的に提供し続けられるよう、「北茨城市民病院経営強化プラン」に基づき、経営の効率化に取組む必要があります。
- 本市が属する日立医療圏は、人口10万人対医師数及び歯科医師数が県全体に比べて下回っており、中でも本市は医師等すべての職種で特に下回っています。
- 本市のみならず日立医療圏内においても、医師や看護師をはじめ医療機関における多職種の人材確保が困難となりつつあり、地域医療提供体制の維持が深刻な課題となっています。
- 今後、人口減少がより加速することが予測される中、救急、小児、周産期の政策医療をはじめとする地域医療提供について、第8次茨城県保健医療計画では、医療機能の分化・連携が必要とされていることからも、行政機関による地域医療対策の推進が必要となります。

<関連計画>

- 北茨城市民病院経営強化プラン（計画期間：令和6（2024）年度～9（2027）年度）

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民が住み慣れた地域の中で、必要な時に適切な医療を受けられるまちにします。

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

具体的施策

① 地域医療提供体制の維持

施策の方向性

- 北茨城市民病院及び北茨城市民病院附属家庭医療センターにおいて、安定した医療を提供できるよう、医師及び看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 医師が担う業務の一部を他の職種へ移管又は共同化するタスクシフト等により、医師の負担軽減を図ることで、医師の時間外労働時間の上限規制を順守できるように努めます。
- 地域医療提供体制を持続するため、医療機関の役割分担の構築に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市内の医療施設の従事医師数	人	茨城県（保健政策課）資料	38 (R2年末)	—	➡
市内の病床数 ※精神病床除く	床	茨城県（保健政策課）資料	319 (R5年10月1日 現在)	—	➡

② 救急等医療体制の維持

施策の方向性

- 地域の中核病院として、北茨城市民病院の救急患者受入れ体制の維持に努めます。
- 専門性の高い治療が必要な患者については、高度医療を提供できる病院との連携構築を図ります。
- 小児や周産期医療については、日立医療圏内の小児科医、産婦人科医と連携して診療体制の維持に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市消防本部からの救急車受入率	%	消防本部資料	53.6 (R5年度)	53.6 (R11年度)	➡

③ 医療連携の推進

施策の進捗状況を測定するための指標

施策の方向性

- 医療機関及び介護事業所等の連携を深めることにより、訪問診療や訪問看護等在宅医療の一層の推進を図ります。
- 第8次茨城県保健医療計画との整合性を図りながら、日立医療圏内の急性期から回復期、慢性期、在宅医療までの効率的な医療提供体制の構築を図ります。
- 地域の実情を踏まえながら、医療資源のより効果的・効率的な活用について、日立地域医療構想調整会議等において日立保健所、関係医療機関、医師会、関係市による協議を継続していきます。

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
医科患者紹介率	%	北茨城市民病院資料	20.6 (R5年度)	20.6 (R11年度)	→
歯科患者紹介率	%	北茨城市民病院資料	33.2 (R5年度)	33.2 (R11年度)	→



北茨城市民病院

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

基本施策Ⅱ-2

地域福祉の充実



個別施策Ⅱ-2-1

地域福祉・生活支援の充実

現状と課題

- 「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、制度によるサービスを利用するだけではなく、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助けあう関係を築き、誰もが支えあう地域共生社会を実現しようとするものです。
- 本市が令和元（2019）年度に実施した市民アンケート調査結果によると、地域の活動（区・常会・高齢者クラブ等）への参加率は、若年層ほど低い傾向にあり、区や常会に加入していない人が増加している中で、地域福祉活動を支える担い手をどのように確保していくかが大きな課題となっています。
- このような状況下、本市では、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、分野・主体間を越えた連携による支えあいの仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進や地域共生社会の実現に向けて、北茨城市地域福祉計画「第5期」（計画期間：令和7（2025）年度～11（2029）年度）を策定しています。
- 平成29（2017）年度以降の生活保護の被保護実世帯数（月平均）は、増加傾向で推移しており、令和5（2023）年度では303.7世帯、平成28（2016）年度の251.5世帯と比べて20.8%（52.2世帯）増加しています。また、被保護実人員（月平均）も、同様の傾向をたどっており、令和5（2023）年度では368.3人、平成28（2016）年度の300.9人と比べて22.4%（67.4人）増加しています。
- 今後、高齢化の進展や近年の物価高騰等の影響により、本市でも生活に困窮する方の増加が懸念される中、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活に困窮する方の社会的・経済的な自立を促進するための取組みの充実を図る必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市地域福祉計画「第5期」（計画期間：令和7（2025）年度～11（2029）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
福祉ボランティアの育成や福祉教育に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	55.9 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民、地域、各種団体など多様な主体が共に支えあいながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域の中でいつまでも安心して快適に暮らせるまちにします。

具体的な施策

① 地域福祉の増進

施策の方向性

- 市民一人ひとりの地域福祉に対する理解と意識を高め、地域福祉活動をより積極的に推進できるよう市社会福祉協議会と連携し、啓発活動を推進します。
- 市民が安全・安心な環境で主体的に地域福祉活動に取組むための拠点となる新しい地域福祉交流センターの整備を進めます。
- 福祉業務関係者間の交流と連携を促進するほか、公的な福祉サービスだけでは対応が困難な問題への対応、地域共生社会の実現に向けた共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開を図ります。
- 災害時に自分や家族の身を守ることに加え、民生委員・児童委員や消防団との協働のもと、近隣の避難行動要支援者の情報を共有し、地域の助けあいで支援する取組みを推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
地域福祉交流センターの利用数 (年度当たり平均)	人	市社会福祉協議会資料	476 (R3～5年度)	561 (R7～11年度)	↑

② 市民参加による地域福祉の推進

施策の方向性

- 福祉サービスの担い手として重要な役割を有する市民ボランティア、NPO 法人等が行政との協働によるまちづくり活動に積極的に取組むことができるよう、環境の整備を促進します。
- 地域での福祉課題等の把握に努め、各種制度に関する研修の充実を図るなど、民生委員・児童委員としての知識を深める取組みを強化し、身近な相談役である民生委員・児童委員の活動を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
地域ボランティアへの参加数	人	市社会福祉協議会資料	1,096 (R5年度)	1,200 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

③ 生活支援の充実

施策の方向性

- 生活困窮者の早期把握・早期自立に向けて、ハローワーク等関係機関と連携し、自立支援体制の強化を図りながら、就労支援や相談業務の充実に努めるとともに、新たな自立支援策の検討を進めます。
- 生活保護の適正受給に向けて、関係機関との連携を強化しながら、各世帯の実情に応じた適切な支援に努め、生活困窮者の健康で文化的な生活を保障します。
- こどもの貧困対策として、関係機関との情報共有を図りながら、こどもに届く保育・教育支援や生活支援を推進するとともに、支援体制等の周知・啓発に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
就労支援相談の支援による就職数	人	社会福祉課資料	5 (R5年度)	8 (R11年度)	↑
生活保護に係る相談数と受給決定数	件	社会福祉課資料	相談数103 受給決定数40 (R5年度)	—	—



災害ボランティア

個別施策 II-2-2

児童福祉の充実

現状と課題

- 国は、こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法として、令和5（2023）年4月に「こども基本法²⁹」を施行し、同年12月には「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念とする「こども未来戦略」を策定しています。
- 同戦略では、2030年代（令和12年～）に入るまでが、少子化傾向を反転できるかのラストチャンスで、少子化対策は瀬戸際にあるという基本認識のもと、「加速化プラン」として、令和6（2024）年度から3年間の集中取組期間において、前倒しして子育ての経済的支援や共働き・共育ての推進などを実施するとしています。
- 本市の常住人口調査では、出生数が平成15（2003）年の341人から令和5（2023）年の164人と半数以下に減少している一方、保育施設の定員充足率（現員÷定員×100）は、令和元（2019）年以降95%前後で推移しており、保育サービスの需要は比較的堅調といえます。
- 令和7（2025）年3月に策定した「北茨城市こども計画（計画期間：令和7（2025）年度～11（2029）年度）」では、未来を担うこどもたちの最善の利益が実現するよう、こどもたちと子育てをする保護者を地域全体で応援することを目標とともに、こどもや若者が未来への希望を持てるよう、成長を地域全体で支援していく施策を掲げています。
- 多くの市民が安心してこどもを生み育てられる環境づくりを推進するため、今後も困難な状況にあるこどもやその家庭を含め、利用者ニーズに応じたこども・子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て中の親の不安感や孤立感等の解消に努める必要があります。
- 国の政策動向を注視しながら、こどもが健やかに成長できる社会の実現に向け、こどもと家庭の福祉の増進及び保健の向上等の支援に取組む必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市こども計画（計画期間：令和7（2025）年度～11（2029）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
出生数	人	茨城県「常住人口調査」	164 (R5年)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

子育て世帯がより安心してこどもを生み育てられるとともに、こどもたちが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長できるまちにします。

29 同法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と定義している。

I

II

III

基本目標Ⅰ

資料

具体的施策

① 教育・保育施設の充実

施策の方向性

- 仕事と子育ての両立を支援するため、市民ニーズに対応した教育・保育施設の利用定員の適正化を図ります。
- 教育・保育の質の向上を図るため、保育所と認定こども園が連携してこどもの健やかな成長を支援することを目的とした「幼保連絡協議会」を開催し、各保育所・認定こども園相互の連携強化や職員研修の充実に努めます。
- 公立保育所を北茨城市民病院敷地内に移転新築し、北茨城市民病院との連携により病児保育事業を実施します。また、基幹的保育所として市内の保育所、認定こども園とも協力しながら、特別な配慮をする家庭や児童への支援を行うなど、質の高い保育を継続します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
保育所・認定こども園の待機児童数（0歳児）	人	子育て支援課資料	0 (R5年度)	0 (R11年度)	→
幼保連絡協議会の開催数	回	子育て支援課資料	2 (R5年度)	2 (R11年度)	→

② 地域子ども・子育て支援事業の充実

施策の方向性

- すべての子育て家庭が、それぞれの状況に応じて適切な支援を受けられるよう、乳児家庭全戸訪問事業³⁰、地域子育て支援拠点事業³¹、病児保育事業³²、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）³³といった各種サービスの充実を図り、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
病児保育事業の利用数(延べ)	人	子育て支援課資料	49 (R5年度)	190 (R11年度)	—
放課後児童クラブの充足率	%	子育て支援課資料	100 (R5年度末)	100 (R11年度末)	→

30 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行う事業。

31 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

32 児童が病気の際に自宅保育が困難な場合、病院、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育することにより、子育てと就労の両立を支援するための事業。

33 労働等で保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に放課後児童クラブを設置し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。

③ 少子化対策の強化

施策の方向性

- こどもの健やかな成長を支援するため、市独自の子育て応援商品券・出産祝金を支給します。
- 子育てにおける経済的負担を緩和するため、子育てに適した住宅（子育て支援住宅）を低廉な家賃で提供します。
- 地域ぐるみで子育てを応援する社会的機運を醸成するため、妊娠婦やこども連れに優しい施設の設置、外出しやすい環境づくり、働きやすい環境づくりを推進します。
- 不妊・不育治療に係る経済的負担の軽減を図るため、保険適用外となる治療費の一部を助成します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
子育て応援商品券・出産祝金の支給数	人	子育て支援課資料	151 (R5年度)	—	—
子育て支援住宅の入居率	%	子育て支援課資料	100 (R5年度末)	100 (R11年度末)	➡

④ 児童虐待防止対策の推進

施策の方向性

- 乳幼児健診未受診者や未就園、不就学など、関係機関が安全を確認できないこどもの情報の把握に努め、それぞれの状況に応じた適切な支援を行います。
- 妊娠や子育てなどに不安を抱える妊娠婦や親等に対して、妊娠期や産後間もない時期からのきめ細やかな支援を行います。
- 要保護児童対策地域協議会³⁴において、児童相談所、警察等の関係機関と要保護児童等に関する情報共有や支援内容の協議を行い、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- こどもと妊娠婦への適切な支援を行うため、こどもとその家庭及び妊娠婦を対象に、実情の把握、こども等に関する相談全般、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応、調査・訪問等による継続的なソーシャルワーカー（相談支援）業務等の充実に努めます。
- 市民や学校、保育所、認定こども園、医療機関等に対し、児童虐待への正しい理解と認識を促すための広報・普及活動を行うとともに、虐待の通告に対して、迅速な対応に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
児童虐待相談数	件	子育て支援課資料	59 (R5年度)	—	—
要保護児童対策地域協議会の開催数（月当たり）	回	子育て支援課資料	1 (R5年度)	1 (R11年度)	➡

34 要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、こどもに関する機関等により構成される機関。

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

5 ひとり親家庭に対する支援の充実

施策の方向性

- 関係機関との連携により、生活全般の相談体制の充実を図るとともに、子育て短期支援事業（ショートステイ）³⁵等を通じ、ひとり親家庭における子育てを支援します。
- ハローワークとの連携による就業相談の機会を創出するとともに、就職に役立つ資格の取得を支援する高等職業訓練促進給付金の支給等により、経済的な自立を支援します。
- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用促進により、生活資金の支援を行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	%	修了者への聞き取り調査	該当者なし (R5年度)	100 (R11年度)	↑



子育て一番北茨城

35 保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し、児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業。

個別施策 II-2-3

高齢者福祉の充実

現状と課題

- 令和5（2023）年10月1日現在の本市の人口（常住人口）3万9,898人に対し、65歳以上の高齢者人口は1万4,580人、人口の約2.74人に1人を占めています。また、国勢調査によると、高齢者のみの世帯数³⁶は、平成17（2005）年以降、一貫して前回調査時点を上回っており、令和2（2020）年では4,986世帯、対平成17（2005）年比で約1.9倍（2,341世帯増）となっています。
- このような状況下、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、介護・医療・保健・福祉に関する多職種が連携し、地域ぐるみで支えあう地域包括ケアシステムを構築し、横断的な総合相談体制の整備や在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するための在宅医療・介護連携を推進する必要性が、今後さらに高まると見込まれます。
- 今後、高齢化の進展に伴い、要介護認定者や認知症の人がさらに増加すると見込まれる中、高齢者ができる限り長く健康で過ごすことができるよう、高齢者自身が介護や認知症の予防に取組むための仕組みづくりや自助スキルの向上を促進する必要があります。
- 高齢者が生涯にわたり心身の健康を維持しながら、地域社会の一員としていきいきと活躍できるよう、世代間交流活動の促進やボランティアなど自主的な活動の機会の充実を図るとともに、多様な就業機会の確保やスポーツ活動及び学びの機会の創出に努める必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間：令和6（2024）年度～8（2026）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
65歳以上の高齢者人口	人	茨城県「常住人口調査」 (R5年10月1日現在)	14,580
65歳以上の介護保険要介護・要支援認定数	人	高齢福祉課資料	2,513 (R5年度末)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送ることができるまちにします。

³⁶ 単身高齢者世帯（65歳以上の者1人のみの一般世帯）及び高齢者夫婦世帯（夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）。

I

II

III

基本目標Ⅰ

資料

具体的施策

① 地域包括ケア体制の推進

施策の方向性

- 近年、増加している総合相談や権利擁護をはじめ、在宅医療・介護連携、認知症支援、介護予防プラン作成等の円滑な実施と、地域包括ケアシステムの要としての機能を強化するため、地域包括支援センターの業務体制の整備、柔軟な職員配置等の検討を行います。
- 高齢者支援に取組む中で把握できた課題等の解決に向け、必要に応じて関係機関へつなぐなど、多職種・他機関と連携した重層的な相談体制の充実を図ります。
- 各地域が主体となった敬老事業への支援を行うほか、地域コミュニティや関係機関と連携し、地域共生社会の実現に向けた支えあい体制の充実を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談数	件	高齢福祉課資料	4,991 (R5年度)	—	—

② 認知症対策及び高齢者の権利擁護の推進

施策の方向性

- 認知症の方をはじめ、支援を要する高齢者を早期に発見し、適切な対応につなげることができます。市民・公共機関・民間事業者等との協力による見守りネットワークの構築を図ります。
- 幅広い世代の認知症への正しい理解を深めることができるよう、普及啓発に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
認知症サポーター養成講座開催数	回	高齢福祉課資料	8 (R5年度)	8 (R11年度)	→

③ 生きがいづくりの推進

施策の方向性

- シルバー人材センターや高齢者クラブ活動の支援等を通じて、高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験が活かせる体制づくりに努めます。
- 三世代の集いや健康づくりスポーツ大会の開催、地域の集会所等を活用した各種サロン、老人福祉自動車「寿号」の運行等を通じ、高齢者一人ひとりが日々の生活の中で生きがいを実感できる環境づくりを推進します。
- 高齢者の多年にわたる社会貢献への敬意を表し、敬老や長寿に係る事業を実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
生きがい対策事業の利用数	人	高齢福祉課資料	16,681 (R5年度)	17,000 (R11年度)	↑

④ 在宅高齢者支援の推進

施策の方向性

- 高齢者の生活状態やニーズを把握するため、地域の民生委員等と連携・協力し、要援護者の実態調査を定期的に実施します。
- 在宅高齢者の日常生活の安全・安心を確保するため、緊急通報システムや老人福祉電話³⁷の設置を促進するとともに、配食サービス事業や愛の定期便事業³⁸を通じ、高齢者の健康管理や定期的な安否確認を実施します。
- 自宅回りの修繕や手入れなどを行う軽度生活支援事業や、生鮮食料品や日用品を販売する行商サービス事業により、高齢者が不安を感じることなく在宅生活が送れるよう支援します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
在宅高齢者を対象とした各種支援事業の利用数（延べ）	人	高齢福祉課資料	7,354 (R5年度)	-	-

37 65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等で安否確認が必要と認められた方へ、電話の無償貸出しを実施。

38 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者の自宅に乳製品を配布しながら安否の確認等を実施。

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

⑤ 高齢者及び介護者の負担軽減の推進

施策の方向性

- 介護者が孤立しないよう、介護サービス等の情報発信に努めるとともに、地域包括支援センターを中心とする相談体制の充実を図ります。
- 介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るため、家族介護慰労金や紙おむつなどの介護用品の給付、家事介助具の購入等を支援する各種事業を実施します。
- 位置検索システムを活用し、認知症高齢者の徘徊時の迅速な捜索・保護に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
介護者の精神的・経済的負担の軽減を目的とした各種支援事業の利用数（延べ）	人	高齢福祉課資料	364 (R5年度)	—	—



北茨城市コミュニティケア総合センター（元気ステーション）

個別施策 II-2-4

障害者福祉の充実

現状と課題

- 本市における障害のある方の状況について、令和6（2024）年3月末現在で身体障害者手帳の所持者は1,747人であり、程度の重い1級・2級が50.7%を占め、障害別では肢体不自由が最も高い割合となっています。また、知的障害者手帳の所持者は451人であり、対令和元（2019）年比で46人（11.4%）の増加、精神障害者保健福祉手帳の所持者は324人であり、対令和元（2019）年比で74人（29.6%）の増加となっています。
- 令和5（2023）年度に実施した市民アンケート調査において、「障害者のためのサービス、福祉施設、環境整備」に対する満足度を質問したところ、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」の回答率は、全体では59.9%に上っているものの、年代別では、年代が上昇するほど「満足」の回答率は下がる傾向にあります。
- 今後、高齢化の進展を背景に、加齢に伴う身体機能の低下や疾病等が原因で、身体に障害をもつ高齢者が増加していく一方、障害のある方の活躍の場の広がりや、障害があっても元気に社会に参加し続けることを望む高齢者の増加等によって、社会の多様化が進んでいくと考えられます。
- このような状況下、障害の有無によって分け隔てされることのない、地域共生社会を実現するためには、障害のある方が自分らしく、自立して暮らし続けることができるよう、日中活動の場の確保や生きがいづくり、社会参加を促進するための支援の充実に努めるとともに、地域における障害者への正しい理解を促進する必要があります。
- 「乳幼児期～学齢期～成人期～高齢期」に至るまで、障害のある方がその特性やライフステージに応じたきめ細やかな福祉サービスを受けることで、住み慣れた地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、関係機関との連携・協力により、各種サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市障害者基本計画（計画期間：令和6（2024）年度～8（2026）年度）
- 北茨城市障害福祉計画「第7期」（計画期間：令和6（2024）年度～8（2026）年度）
- 北茨城市障害児福祉計画「第3期」（計画期間：令和6（2024）年度～8（2026）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
障害者のためのサービス、福祉施設、環境整備に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	59.9 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

障害のある人もない人も、あらゆる人が支えあいながら、地域で共に暮らし、豊かな日常生活を送ることができるまちにします。

I

II

III

基本目標Ⅰ

資料

具体的施策

① 障害者（児）福祉サービスの充実

施策の方向性

- 障害者が希望する障害福祉サービスを受けられるように、障害者の計画相談支援事業所の充実を図ります。
- 訪問系サービス、日中活動系サービス及び居住系サービスについては、利用者のニーズを適切に把握し、サービス提供事業者と連携し、効率的なサービス提供体制の整備を図ります。
- 障害者が住み慣れた地域や家庭の中で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な住宅環境の整備や外出のための支援を行うとともに、日中の居場所の確保に努めます。
- 障害児やその可能性のあるこどもと保護者のニーズに応じたサービスの提供、また、障害の早期発見から早期療育、就学前から就学への途切れぬ支援体制づくりに努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
障害者福祉サービスの利用数（延べ）	人	障害者総合支援法における介護給付、訓練等給付、相談支援 ※自立支援医療、補装具、地域生活支援事業を除く	7,815 (R5年度)	—	—
障害児福祉サービスの利用数（延べ）	人	児童福祉法における児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援	1,044 (R5年度)	—	—

2 障害者の権利擁護の推進

施策の方向性

- 「障害者虐待防止法³⁹」に基づき、虐待の未然防止や早期発見の体制づくり、迅速な対応に努めます。
- 「障害者差別解消法⁴⁰」について、市民への啓発活動を行い、障害を理由とする差別の解消に取組みます。
- 成年後見制度⁴¹に関する情報提供を行うほか、成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
障害者虐待に関する相談・通報・届出数	件	社会福祉課資料	3 (R5年度)	—	—

3 障害者の社会参加の促進

施策の方向性

- 就労支援を担う事業所やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化を図り、障害のある方の適性にあった就労支援を促進します。
- 障害者の生活をより豊かなものにするため、スポーツや文化活動等に参加しやすい環境づくりに取組みます。
- 新たな公共施設や道路、公園等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを基本として、障害者を含めたすべての市民にとって利用しやすい環境づくりを目指します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
就労継続支援事業(A型・B型) ⁴² の実利用数	人	社会福祉課資料	151 (R5年度)	—	—

39 同法では、国や地方自治体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すことなどがうたわれている。

40 すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25(2013)年6月に制定。

41 認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上看護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。

42 A型は事業所と雇用契約を結び利用する福祉サービス、B型は雇用契約を結ばずに利用する福祉サービス。

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料

基本施策Ⅱ-3

社会保障の充実



基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）



個別施策Ⅱ-3-1

社会保障の充実

現状と課題

- 国民健康保険事業は、全国的に高齢者や低所得者の被保険者（加入者）が多く、また、1人当たりの医療費が高額であるといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合うだけの保険税収入を確保しようとすれば、保険税率が過度に高くなってしまう可能性があり、財源の確保が大きな課題となっています。
- 本市の国民健康保険被保険者1人当たり医療費は高い状況が続いており、少なくとも平成24（2012）年度から令和2（2020）年度に2位に転じるまで県内1位の状況が続いていました。
- このような状況を踏まえ、本市では、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することにより、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持向上を図り、その結果として医療費の適正化にも資することを目的として、令和6（2024）年3月に北茨城市国民健康保険データヘルス計画「第3期（計画期間：令和6（2024）年度～11（2029）年度）」を策定しています。
- 今後、被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、1人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険や後期高齢者医療制度⁴³など、各種社会保障制度の安定的な運営を図るために、データヘルス計画に基づき、特定健診受診率の向上やリスク別に対象者を絞った保健事業、重症化予防に重点を置いた保健事業の実施等に継続的に取組む必要があります。
- 将来にわたって国民健康保険事業の持続可能で安定的な財政運営を図るため、医療費の適正化や適正な保険税率の設定等に取組む必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市国民健康保険データヘルス計画「第3期」（計画期間：令和6（2024）年度～11（2029）年度）
- 北茨城市特定健康診査等実施計画「第4期」（計画期間：令和6（2024）年度～11（2029）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
国民健康保険事業の1人当たり療養諸費用額 (県内順位)	位	保険年金課資料	4 (R4年度)

⁴³ 75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする医療保険であり、その運営は県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行っている。

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民の健康を支える重要な基盤の1つである医療保険制度が、将来にわたって健全かつ安定的に運営されているまちにします。

具体的な施策

① 国民健康保険事業の充実

施策の方向性

- 被保険者の適用適正化を図るため、情報連携システムや年金情報等の活用を推進します。
- 国民健康保険税の収納率向上を図るため、納税勧奨、コンビニ納税の推進を継続するとともに、口座振替の原則化など新たな取組みについて検討を行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
国民健康保険税の収納率 (現年度分)	%	収納課資料	96.4 (R5年度)	97.3 (R11年度)	↑

② 保健事業の推進

施策の方向性

- 特定健康診査等の重要性を引き続き広報紙等でPRするとともに、未受診者に対して効果的な受診勧奨を行うなど、受診率向上のための取組みを強化します。
- 医療費の適正化を図るため、生活習慣病（虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧症・脂質異常症など）の重症化予防、ジェネリック医薬品（後発医薬品）⁴⁴を利用した場合の差額通知、重複・頻回受診者への訪問指導等の各種保健事業を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
特定健康診査の受診率	%	保険年金課資料	36.0 (R5年度)	60.0 (R11年度)	↑
ジェネリック医薬品使用割合	%	厚生労働省 「保険者別の後発医薬品の 使用割合」	83.5 (R5年度)	85.0 (R11年度)	↑

⁴⁴ 先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される、「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、(先発医薬品と)同等の効き目がある」と認められた医薬品。

③ 医療費助成制度の推進

施策の方向性

- 子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心してこどもを生み育てられる環境を整えるため、18歳までの医療費の完全無償化を引き続き実施します。
- 母体と胎児の健康を保持するため、県の助成制度の対象外の疾病についても、妊娠婦が必要な医療を容易に受けられるよう、自己負担分を超えた医療費の助成を引き続き実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
18歳までの医療費助成の利用数	人	保険年金課資料	5,167 (R5年度)	—	—

④ 後期高齢者医療費助成制度の充実

方 施策の
向 け

- 各種申請等の窓口業務、保険料の徴収、人間ドック・脳ドックの助成及び茨城県後期高齢者医療広域連合からの受託業務である健康診査（集団健診・医療機関健診）を引き続き実施するとともに、広報や相談対応等による制度の円滑な運営を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
後期高齢者医療保険被保険者の健康診査の受診率	%	保険年金課資料	15.68 (R5年度)	18.98 (R11年度)	↑

5 介護保険の充実

施策の方向性

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域や市民のニーズに対応した施設基盤を整備し、介護における居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスの提供体制の充実を図ります。
- 持続可能な介護サービスの運営を推進するため、要介護認定の適正化、ケアプラン⁴⁵の点検、医療情報との突合・縦覧をはじめとする適正化事業に継続的に取組みます。
- シルバーリハビリ体操⁴⁶教室の活動を支援するとともに、広報紙等を活用して市民主体の介護予防の取組みを促進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
ケアプラン点検の実施数	件	高齢福祉課資料	20 (R5年度)	20 (R11年度)	➡
シルバーリハビリ体操教室の参加数	人	高齢福祉課資料	9,029 (R5年度)	9,300 (R11年度)	↑
介護予防教室の参加数	人	高齢福祉課資料	1,916 (R5年度)	1,950 (R11年度)	↑



シルバーリハビリ体操教室

45 本人や家族の要望、心身の状態等から、利用者に必要なサービスの種類や量をあらかじめ定めた介護サービス計画。

46 医師が考案した、日常生活に必要な動作を維持し、健康づくりと介護予防を目指した体操。

I

II

III

基本目標Ⅱ

資料



ふるさとを想う 教育・文化のまちづくり

基本施策 III-1

学校教育の充実



個別施策 III-1-1

学校教育の充実

現状と課題

- 本市では、平成29（2017）年をピークに、小学校の児童数は減少傾向で推移し、令和5（2023）年では1,718人、平成29（2017）年の2,009人と比べて291人（14.5%）減少しています。
- 中学校の生徒数も同様の傾向にあり、令和5（2023）年では945人、平成29（2017）年の1,115人と比べて170人（15.2%）減少しています。
- また、1校当たりの児童・生徒数は、学校間で大きく異なっており、単学級（1学年につき1学級）や複式学級（2学年以上で構成される学級）を編制している小規模校があります。このような状況から、今後の学校のあり方について、検討していく必要があります。
- 令和3（2021）年3月に策定した「北茨城市教育振興基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）」の中で、「未来を切り拓く力を育む教育」、「学校教育を支える環境の充実」を義務教育の基本目標に掲げています。
- 本市が子育て世帯から「住み続けたい」、「住んでみたい」と支持されるまちであり続けるためには、子育て支援策に加え、学校教育の質の向上を図ることが重要な要素と考えられます。
- 令和3（2021）年2月に「北茨城市学校施設長寿命化計画」を策定し、快適な教育環境の維持・確保に加え、防災対策等の観点も踏まえ、長寿命化計画に基づく適切なタイミングでの修繕・改修による施設の長寿命化に取組む必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市教育振興基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）
- 北茨城市学校施設長寿命化計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
「将来の目標や夢を持っている」と回答した児童・生徒の割合	%	全国学力・学習状況調査	児童：88.0 生徒：68.5 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

次代の北茨城を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身につけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちにします。

具体的な施策

① 学校教育の充実

施策の方向性

- 児童生徒の一人ひとりにとって、心の居場所となる学年・学級づくりや校内・市の教育支援センターの充実に努め、自己存在感及び自己有用感を育みます。
- 探求的な学習過程（「問い合わせ」）と「解決」を通じた、協働的な学びあい（比較検討、交流、共有）の充実に努めます。
- 体験活動、ボランティア活動等を通じた生活や社会と関連づけたキャリア教育の充実に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
児童・生徒の不登校発現率 (小・中学校を合わせた数値)	%	学校教育課資料	4.73 (R5年度)	4.50 (R11年度)	↓

② 確かな学力の定着

施策の方向性

- 学習効果を上げるため、各家庭と学校との連携を図り、家庭学習の定着と質の向上に努めます。
- 確かな学力を身につけられるよう、主体的かつ協働的な学びを引き出す、小・中学校9年間を見据えた指導計画に基づく教育を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
小・中学生の家庭学習の実施率	%	全国学力・学習状況調査	小学生：79.0 中学生：73.5 (R5年度)	小学生：80.0 中学生：75.0 (R11年度)	↑
学力診断テスト正答率	%	県学力診断テストの平均正答率（県と市）の比較	小学生：-2.7 中学生：-3.7 (R5年度)	小学生：2.0 中学生：1.0 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

3 郷土教育の充実

施策の方向性

- 郷土のすばらしさを誇りに思い、北茨城を愛することができるこどもを育成するため、「輝く北茨城（郷土教育手引き書）」を活用し、郷土の自然や文化にふれる機会を広げていきます。
- 郷土愛を育む学校づくり事業や郷土教育自由研究作品展を実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
郷土教育自由研究作品展への出展数	作品	学校教育課資料	50 (R5年度)	55 (R11年度)	↑

4 情報教育の推進

施策の方向性

- 文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒の1人1台タブレット端末と、高速大容量ネットワークを引き続き維持し、特別な支援を必要とするこどもを含め、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、情報活用に係る資質・能力を確実に育成できる教育環境の実現に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
児童・生徒のICT活用を指導できる教員	%	学校教育課資料	95 (R5年度)	97 (R11年度)	↑

5 特別支援教育等の充実・推進

施策の方向性

- 障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒がふれあい、ともに活動することにより、豊かな人間性を育成する特別支援教育の充実に努めます。
- 特別支援教育に対する理解と認識を深めるための啓発活動に取組み、児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
特別支援教育支援員の配置数	人	学校教育課資料	28 (R5年度)	32 (R11年度)	↑
特別支援教育地域リーダーによる研修の実施率	%	特別支援教育リーダーによる、中学校区ごとの研修の実施率	R6年度以降に把握	100 (R11年度)	↑

6 学校施設等の充実及び整備の促進

施策の方向性

- 安全・安心な学校施設としての機能を引き続き維持していくため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修等を推進します。
- 通学路における交通事情の変化や危険箇所等を把握するため、定期的な安全点検を実施し、危険箇所については関係機関と連携して改善に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
小・中学校施設の長寿命化改修事業の実施率	%	教育総務課資料	40 (R5年度)	90 (R11年度)	↑
通学路の安全対策実施数	件	教育総務課資料	114 (R1～R5年度)	78 (R7～R11年度)	—

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

⑦ 安全・安心な学校給食の提供

施策の
方向性

- 家庭・地域・関係機関との連携、栄養教諭等の学校訪問等を通じ、欠食や孤食、個食等の食生活の乱れの改善に取組みます。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、実践できるよう、学校における食育の充実を図ります。
- 学校給食における食育の充実と地元の農水産物に対する関心の醸成を図るため、給食への地場産物の活用を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
栄養教諭等が行った食の指導の数	回	教育総務課資料	73 (R5年度)	80 (R11年度)	↑
食育の一環として学校給食に地場産物を使用した数	回	教育総務課資料	133 (R5年度)	135 (R11年度)	↑



学校給食

基本施策 III-2

生涯学習社会の構築



基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）



個別施策 III-2-1

生涯学習の振興

現状と課題

- 「生涯学習」とは、自己の充実や生活の向上のために、学習者が生きがいを持って自発的に行う自由で広範な活動のことであり、学校や社会の中で行われる意図的・組織的な学習のみならず、スポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなど幅広く多様な活動です。
- 本市では、平成30（2018）年4月に開館した生涯学習センター「とれふる」を拠点として、「まなびすとアカデミー」や「まちの寺子屋事業」などを中心とする生涯学習事業を展開しています。近年、「とれふる」の年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和元（2019）年度の1万4,256人から令和2（2020）年度の6,745人に大きく減少したものの、その後は回復に転じ、令和5（2023）年度では1万2,927人となっています。
- また、令和3（2021）年3月に策定した「北茨城市教育振興基本計画」では、「生涯学習センターや図書館を一層活用し、市民がいつでも質の高い学びを受けることができる環境づくり」を生涯学習の基本目標の1つに掲げています。
- 文部科学省が令和4（2022）年8月に公表した「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、これから生涯学習・社会教育が果たし得る重要な役割として、「①ウェルビング（個人の幸せ+周囲の「場」のよい状態）の実現」、「②地域コミュニティの基盤としての役割」、「③デジタル社会への対応を含む社会的包摂の実現を図る役割」が示されています。
- 「人生100年時代」といわれる時代にあって、100年という長い期間をより充実したものとするためには、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージの中で求められる能力・スキルを身につけられるよう、生涯学習の重要性がより一層高まっていくと考えられます。

<関連計画>

- 北茨城市教育振興基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
各種講座など、生涯学習の機会や活動に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	63.4 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民一人ひとりのライフステージに応じた豊かな人生を支えられるよう、生涯を通じて学び続けることができるまちにします。

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

具体的施策

① 生涯学習活動の推進

施策の方向性

- 生涯学習センター「とれふる」を生涯学習の拠点として活用し、地域に根ざした生涯学習活動や市民の自主的な活動を支援します。
- 生涯学習事業の体系的な推進を図るため、全市的な生涯学習推進組織である「まなびすとアカデミー」の事業登録数の拡充に努め、市民により多くの学習機会を提供します。また、市民が自主的な活動を行うための一助として、リーダーバンクに登録された指導講師の情報を発信します。
- 市民の学習を支援する「まちの寺子屋」を引き続き推進します。
- 平和の尊さや戦争の悲惨さを若い世代に継承するため、原爆被害を受けた広島を小学生が訪れる「ヒロシマで学ぶ平和への旅」を引き続き実施します。
- 生涯学習活動の推進役として、青少年団体や女性団体等の社会教育関係団体の運営を支援します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
生涯学習センター主催講座の受講数	人	生涯学習課資料	1,344 (R5年度)	1,400 (R11年度)	↑
生涯学習センター「とれふる」の利用数	人	生涯学習課資料	12,927 (R5年度)	14,256 (R11年度)	↑

② 公民館活動の拡充

施策の方向性

- 市民に身近な学習の場や文化活動等の機会を提供するため、公民館において市民ニーズに即した教室、学級、各種講座等の事業を実施します。
- 利用者の固定化を解消するため、幅広い年代層を対象とした事業の推進を図ります。
- 市民の自発的な活動を支援するとともに、学習情報の提供や学習相談機能の充実を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
公民館における教室、学級、各種講座の受講数	人	生涯学習課資料	3,900 (R5年度)	4,732 (R11年度)	↑
公民館サークルへの参加数	人	生涯学習課資料	16,791 (R5年度)	20,006 (R11年度)	↑

③ 図書館の充実

施策の方向性

- 幅広い年代層の要求に応えるため、市民のライフステージに合わせた選書により、魅力ある蔵書の構成に努めます。
- 乳幼児から高齢者まで、より多くの市民が集える場としての環境を整えるとともに、利用を促進するために積極的な情報発信を行います。
- 図書館主催行事の充実と広報に努めます。
- インターネットを活用した予約の利用拡大を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
図書館の貸出数（延べ）	人	図書館資料	63,304 (R5年度)	70,000 (R11年度)	↑
図書館の貸出数（市民1人当たり） ※CD・DVD等を含む	点	図書館資料	5.55 (R5年度)	6.98 (R11年度)	↑



北茨城市立図書館

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

個別施策Ⅲ-2-2

スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 令和2（2020）年度に「北茨城市スポーツ振興計画」を策定し、市民の健康増進や体力づくり、相互交流を推進するとともに、誰もがいつでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるようにスポーツ教室や各種スポーツ大会等の事業の充実を図っています。
- 併せて、小・中学校のグラウンドや体育館を積極的に開放し、スポーツ活動の場を提供することで、スポーツ機会の拡充に努めているほか、市民が安全に利用できるスポーツ施設として、各施設の計画的な改修に取組んでいます。
- 近年、2021年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（東京2020大会）をはじめとする国内における大規模なスポーツ大会の開催等を契機として、全国的にスポーツに対する注目度が高まっている中、今後は健康寿命の延伸にも結びつくよう、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに取組める機会の充実や環境づくりに対する重要性がさらに増していくと考えられます。
- そのため、引き続き、関係機関との連携・協力のもと、健康づくりや体力の維持・増進、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフステージに合わせ、より多くの市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみ、スポーツ・レクリエーションを通じて相互交流を育むための機会の充実に努める必要があります。
- 部活動の地域移行については、令和5年度から休日部活動の段階的な移行を進めており、実施状況等を検証するとともに、令和7年度末までに休日部活動の移行完了を目指しています。

<関連計画>

- 北茨城市教育振興基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）
- 北茨城市スポーツ振興計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
スポーツ・レクリエーション活動や施設に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	57.2 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

子どもから高齢者まで誰もがスポーツ・レクリエーションを通じて、いつまでも健康で豊かな生活を送ることができるまちにします。

具体的施策

① スポーツ施設の整備・学校体育施設の開放

施策の方向性

- 市民のスポーツ活動の拠点となる公園やスポーツ施設等について、施設の安全な利用環境と利便性の向上を図るため、維持管理の適正化を図ります。
- 地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、学校体育施設の活用を進めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
スポーツ施設の利用数	人	生涯学習課資料	110,928 (R5年度)	135,000 (R11年度)	↑
学校体育施設の利用数	人	生涯学習課資料	60,895 (R5年度)	75,000 (R11年度)	↑

② 指導者の養成と市スポーツ協会等の組織強化

施策の方向性

- 独自の大会の開催など、市スポーツ協会の組織体制の一層の強化を進めるとともに、スポーツ少年団認定員やレクリエーション指導者等の養成を図るため、講習会等への参加促進や指導者の活用を図ります。
- 各種スポーツ団体の団員の拡充を図り、種目別における連携の強化を進め、種目を超えたすべての団体による交流を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
指導者、スポーツ協会等団体向け研修・講習会への参加数	人	生涯学習課資料	30 (R5年度)	80 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

③ スポーツ大会・スポーツ教室等の開催

施策の方向性

- 市民の体力づくりや健康の維持・増進、競技力の向上に向け、マラソンや駅伝等の各種大会やスポーツ行事の充実に努めるとともに、各種競技団体と連携したスポーツ大会を開催します。
- こどもから高齢者までプレイヤーの年齢・体力・運動技術に合わせたニュースポーツの種目を取り入れた各種事業の充実を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
各種スポーツ大会への参加数	人	生涯学習課資料	3,084 (R5年度)	5,000 (R11年度)	↑
各種スポーツ教室、体力づくり教室、ニュースポーツ教室への参加数	人	生涯学習課資料	15 (R5年度)	80 (R11年度)	↑



華川スポーツパーク

個別施策 III-2-3

文化芸術の振興

現状と課題

- 文化芸術は、人々が心豊かな生活を送るために欠かすことのできない要素の1つです。本市では文化振興事業計画に基づき、文化財や伝統文化、埋蔵文化財の保護・管理、文化芸術の振興等に取組んでいます。また、「北茨城市歴史民俗資料館・野口雨情記念館」では、本市の民俗文化財、遺物・文書等の歴史資料の保存展示や活用を図り、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解の醸成に努めています。
- さらに、芸術によるまちづくりとして、東京藝術大学との連携により、生涯学習センターの分館である「期待場」等においてワークショップを開催するなど、市民が身近に芸術にふれる機会を提供しているほか、市文化協会と連携して市民の自主的な文化芸術活動を推進しています。
- 市民同士が地域の一員として強い連帯感を持ち、地域のコミュニティ活動の活発化にも結びつくよう、今後も文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の提供に努めるとともに、市民が文化芸術に対してより高い関心を持つことができるよう、市内で実施されている文化芸術活動に関する情報提供の充実を図る必要があります。
- 市内に残されている有形無形の歴史的文化的遺産は、市民の“ふるさと北茨城”への強い誇りと愛着を醸成するための重要な地域資源の1つです。そのため、多くの市民がこれらの歴史的文化遺産に興味を抱き、後世に継承していくことの重要性を深く認識できるよう、まちの歴史や伝統・文化にふれられる機会の充実を図るとともに、伝統芸能・技能を学び、体験する機会の提供に努める必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市教育振興基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
歴史・文化的遺産の保全や活用に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	63.8 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

誰もが気軽に、文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史や伝統・文化とふれあえるまちにします。

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

具体的施策

① 芸術によるまちづくり事業の推進

施策の
方向性

- 生涯学習センター分館の「期待場」を拠点として、市民に芸術活動の場を提供するとともに、ワークショップなど市民が身近に芸術とふれあい、楽しく体験できる機会を確保します。
- 岡倉天心や五浦の作家たちの業績を紹介している茨城県天心記念五浦美術館と連携し、市民に対して多くの美術鑑賞の機会を提供します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
生涯学習センター分館「期待場」の利用数	人	生涯学習課資料	2,468 (R5年度)	3,000 (R11年度)	↑
東京藝術大学ワークショップへの参加数	人	生涯学習課資料	131 (R5年度)	200 (R11年度)	↑

② 市歴史民俗資料館・野口雨情記念館の充実・活用

施策の
方向性

- 市歴史民俗資料館・野口雨情記念館の展示内容の充実に努め、コロナ禍によって著しく落ち込んだ入館者数を、以前の水準に戻すとともに、さらなる増加を目指します。
- 野口雨情や飛田周山など本市ゆかりの人物の作品や、世界かんがい施設遺産⁴⁷に登録された「十石堀」、かつて本市の基幹産業であった炭鉱の資料の収集等に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市歴史民俗資料館・野口雨情記念館の入館数	人	生涯学習課資料	9,832 (R5年度)	11,000 (R11年度)	↑
資料館講座・ワークショップ等への参加数	人	生涯学習課資料	181 (R5年度)	220 (R11年度)	↑

⁴⁷ かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資することを目的として、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設を認定・登録するために、国際かんがい排水委員会（ICID）によって創設された制度。

③ 伝統・文化、歴史の継承

施策の方向性

- 市歴史民俗資料館・野口雨情記念館ホームページに掲載する文化財や歴史に関するページの充実を図り、市内外へ本市固有の文化を発信します。
- 野口雨情をはじめとする本市ゆかりの人々について、小・中学生が学び親しむことができるよう、授業等での副読本「輝く北茨城」の活用を促進するとともに、広報紙等を通じて市民への周知を図ります。
- 本市の貴重な伝統芸能や文化財の保存に対する支援を行い、次世代へ継承するためにデジタルアーカイブを充実させます。
- 世界かんがい施設遺産に登録された「十石堀」について、その歴史的・文化的価値を市内外へ広く発信するとともに、適切に維持管理するための取組みを支援し、将来への継承に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市歴史民俗資料館・野口雨情記念館のホームページを通じてWeb上で鑑賞可能な伝統・文化、歴史に関する資料数	件	生涯学習課資料	107 (R5年度)	200 (R11年度)	↑

④ 文化財の保護・管理

施策の方向性

- 指定文化財の保護・管理に努めるとともに、未指定文化財の調査を推進し、文化財の保護に努めます。
- 埋蔵文化財については、該当地域における開発事業との調和を図りながら、適宜、調査を実施し、保護・保存に必要な措置を講じます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
国・県・市指定文化財の数	件	生涯学習課資料	52 (R5年度)	55 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

5 文化芸術活動の振興

施策の方向性

- 芸術鑑賞号（バスツアー）をはじめ、美術文芸展覧会、芸能発表会など、市文化協会が実施する各種事業を支援します。
- 市民が開催する「雨情の里音楽祭」を引き続き支援するとともに、野口雨情の作品とその心を未来に引き継ぐため、「野口雨情記念賞童謡作詞・俳句コンクール」の充実を図り、童謡の魅力を市内外へ広く発信します。
- 各種文化芸術活動を展開している市文化協会が、自主的に運営できるように引き続き助成を行うとともに、こどもから高齢者まで多くの市民が身近に文化芸術にふれあえる機会を提供し、文化芸術活動の活性化を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
芸術鑑賞号（バスツアー）の参加数	人	市文化協会資料	82 (R5年度)	90 (R11年度)	↑
市美術文芸展覧会の入場数	人	市文化協会資料	1,280 (R5年度)	1,311 (R11年度)	↑
市芸能発表会の入場数	人	市文化協会資料	121 (R5年度)	150 (R11年度)	↑



集落支援員 石渡のりお作



ARIGATEE

個別施策 III-2-4

青少年の健全育成

現状と課題

- 全国的な地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯等の増加を背景に、子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、子ども・若者が様々な体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。
- また、少子化の進行や保護者の就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境が変化している中、少年が加害者となる重大な事件等の発生や青少年の健全な育成を阻害する違法・有害な情報の氾濫も懸念されています。
- このような状況下、本市では、青少年相談員、青少年健全育成市民の会、PTA、児童委員等の関係団体が密接に連携を取りながら、有害広告物の除去及び社会環境の点検を行い、青少年の健全育成に対する共通理解と認識を深めるとともに、青少年を取り巻く有害環境の浄化に取組んでいます。
- 次代のまちづくりを担う子ども・若者が自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も関係団体、学校、地域、家庭との連携・協力のもと、子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりに努める必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市教育振興基本計画（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
「青少年に対する健全育成のための取組み」に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	55.3 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

子ども・若者たちが、心身ともに健全で社会性を身につけ、次代を担う社会の一員としての強い自覚と責任を持って社会生活を送ることができるまちにします。

I

II

III

基本目標Ⅲ

資料

具体的施策

① 青少年健全育成の推進

施策の方向性

- 計画的かつ効果的に青少年健全育成のための取組みを推進するため、青少年健全育成市民の会、PTA等の関係団体との緊密な連携を図ります。
- 市青少年センターの組織体制を強化し、専門職による適切な指導・相談に努めます。
- 地域や市民が一体となって、青少年非行の未然防止を図るため、関係団体の自主的な運営を促進するとともに、積極的な補導活動を推進します。
- 「茨城県青少年の環境整備条例」に基づく店舗への立入り調査を行うとともに、青少年相談員を中心に、引き続き街頭巡回活動を実施します。
- インターネットの有害サイトに対する啓発活動を実施し、出会い系サイトや購買サイト等に関わるトラブルの未然防止に努めます。
- 次代を担うこども・若者が市民としての社会性や自立心を身につけられるよう、各種ボランティア活動など様々な地域活動への参加を促進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
青少年相談員による街頭巡回数	回	生涯学習課資料	243 (R5年度)	269 (R11年度)	↑

② 家庭教育支援

施策の方向性

- 子育てに関する悩みや問題など、同じ悩みをもつ保護者がお互いに話しあえる「子育て体験トーク」を引き続き実施するとともに、事業の拡充を目指します。
- 家庭教育の支援・充実を図るため、子育て中の保護者を対象とする子育て講演会等を開催します。
- こどもたちの不登校や非行等の問題について、各家庭と連携しながら、地域ぐるみで取組んでいる組織の支援に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
「子育て体験トーク」への参加数	人	生涯学習課資料	19 (R5年度)	20 (R11年度)	↑
「子育て講演会」への参加数	人	生涯学習課資料	57 (R5年度)	60 (R11年度)	↑



安らぎと利便性が高い まちづくり

基本施策 IV-1

地域の特性を活かしたまちづくりの推進

基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）

個別施策 IV-1-1

地域の特性を活かしたまちづくりの推進

現状と課題

- 本市の土地利用は、大津港駅、磯原駅及び南中郷駅周辺と国道6号及び新陸前浜街道沿道の商業・業務系土地利用、工業を中心とした産業系土地利用、国・県道に沿って広がる住居系土地利用等の都市的土地区分が一体的に行われており、その周辺に農地や河川等の自然的土地区分がなされている、都市と自然のバランスの取れた利用形態が特徴的です。
- 土地利用の大枠を定め、それぞれの目的に応じて建築できる建物、種類や規模が決められている用途地域は、令和6（2024）年3月31日現在、工業専用地域が281ha（22.4%）で最も多く、準工業地域（7.4%）と工業地域（2.0%）を合わせた工業系用途地域は399ha（31.8%）で、用途地域が指定されている県内31市の中でも上位に位置しています。
- 本市の人口がこのまま減少していく場合、将来的に一定の人口規模を確保することが困難な地域が発生し、医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通など、地域住民の日常的な暮らしを支える生活サービスの提供機能が低下・衰退することで、それがさらなる人口の減少・流出を招き、地域衰退への悪循環に拍車がかかるおそれがあります。
- 将来的に加速化していくと予測される人口減少、少子高齢化を見据え、各地域の特性や実情を踏まえつつ、都市機能（商業・福祉・医療等の生活サービス機能）や居住地を集約・誘導するコンパクトな市街地の形成及びこれと連携した公共交通ネットワークの形成、並びに多様な主体との連携・協力によるデジタル技術の実装により、人口減少社会下においても地域住民が安心して快適に暮らし続けられるまちづくりを着実に推進する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
地域特性に応じた市街地の形成に対する満足度 (「満足」と「やや満足」の合計)	%	市民アンケート調査	45.4 (R5年度)

I

II

III

基本目標IV

資料

個別施策の目的（目指すまちの姿）

各地域の特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちにします。

具体的施策

① 総合的・計画的な土地利用の推進

施策の方向性

- 都市計画法など各種法律で規定されている土地利用に関する規制・誘導を遵守することで、本市の貴重な地域資源である自然環境と都市活動との調和を図ります。
- 各種の土地利用に関する規制や誘導を活用し、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡を保つつつ、基本構想に位置づけた「北茨城市土地利用構想」に基づく土地利用を推進します。

② 自然的・農漁村的土地利用の推進

施策の方向性

- 水源かんよう機能や山地災害防止機能、生活環境保全機能等の多様な公益的機能を有している保安林の保全と、市街地に隣接する平地林の保全・育成に努めます。
- 農用地区域を中心に、優良農地の保全に努めるとともに、耕作者の高齢化や後継者不足により遊休農地が増加しないよう、将来の農地利用にかかる「地域計画」を基本に農地の有効利用に努めます。
- 集落における快適な生活環境を確保するため、各地域の実情に即した基盤整備を推進します。
- 山間部や沿岸部では、既存の自然環境が有する多様な公益的機能を維持しつつ、自然環境と都市的機能が調和した適正な開発を誘導します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
保安林の面積	ha	農林水産課資料	1,414.63 (R5年度末)	1,414.63 (R11年度末)	➡
遊休農地の面積	ha	農林水産課資料	7.6 (R5年末)	7.6 (R11年末)	➡

③ 都市機能の適切な配置・誘導

施策の方向性

- JR 常磐線の3つの駅を中心とした人口がある程度集積している地域と、集落等の人口密度が低下している地域に分け、都市機能の集約と連携を図り、持続的かつ快適な暮らしの実現を目指します。
- 立地適正化計画を策定することで、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通など、生活を支える様々な都市機能の誘導による、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 各地域の特性や実情を踏まえながら、多様な主体との連携・協力のもと、デジタル技術の可能性を最大限に引き出すごとで、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される生活圏の形成に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
住居系用途地域の人口密度	人/km ²	都市計画課資料	1,402.1 (R2年10月1日 現在)	1,472.0 (R11年10月1日 現在)	↑

④ 新市街地の形成

施策の方向性

- 二市連絡幹線道路（高萩塙線）の整備に合わせた、南中郷地域における面的整備について検討を進めます。
- 大津港駅西地区について、日立市からいわき市までを結ぶ新陸前浜街道の整備に合わせた、新たな住居系市街地の形成を検討します。

⑤ 良好な景観の形成

施策の方向性

- 市内の優れた自然景観や古いまちなみの保全に努めるとともに、観光振興にも配慮した景観整備を推進します。
- 公共施設のデザインや公共の案内サイン等について、自然環境との調和を図ります。また、屋外広告物についても、規制を順守し、良好な景観形成を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
自然や集落、街並みの景観に対する満足度 （「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	56.6 (R5年度)	65.0 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標IV

資料

6 地籍調査⁴⁸の推進

方
向
性
の
施
策

- 地籍調査の未実施区域に公共事業等の計画がある場合には、当該区域を先行して調査を行うなど、着実な調査の推進に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
地籍調査面積（延べ）	km ²	地籍調査課資料	26.51 (R5年度)	31.34 (R11年度)	↑



自然景観

48 主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

基本施策 IV-2

都市基盤の充実



基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）



個別施策 IV-2-1

道路・交通ネットワークの整備

現状と課題

- 都市計画道路は、主に市街地における機能的な都市活動を確保するための基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路です。令和6（2024）年3月31日現在、市内では幹線街路⁴⁹が22路線、計画延長4万6,238m、区画街路⁵⁰が3路線、計画延長330m、特殊街路⁵¹が4路線、計画延長1,880m、合計4万8,448mが都市計画決定されています。
- 現時点での整備状況（改良済み延長）は、北町・浜田線及び北町・関本中線の完成により、幹線街路が3万8,482m（改良率83.2%）、区画街路が330m（100%）、特殊街路が1,880m（100%）、合計4万692m（84.0%）と相対的に高い水準に上っています。
- しかし、道路や橋梁等の公共土木施設の多くは、高度経済成長期に建設されたものが多く、今後、老朽化の進展に伴い、補修や修繕等が必要となる路線が増大していくと見込まれています。加えて、近年頻発化している自然災害に対応した強靭化対策も急務となっています。
- 市内巡回バスの利用者数は、平成29（2017）年度をピークに減少傾向が続いています。本市でも、少子高齢化の進展やドライバー不足の影響等によって、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増していくと見込まれる中、利用者からの意見や要望等を踏まえながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築や、環境にやさしいまちづくりにも資するよう、市民の公共交通利用を促すための啓発活動を推進する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）
- 北茨城市地域公共交通計画（計画期間：令和6（2024）年度～10（2028）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
公共交通機関（鉄道、巡回バスなど）の利便性に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	23.6 (R5年度)

49 都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路。

50 地区における宅地の利用に供するための道路。

51 歩行者、自転車等の交通の用に供する道路。

I

II

III

基本目標IV

資料

個別施策の目的（目指すまちの姿）

人や車が市内を快適に行き来するとともに、子どもや高齢者など自分で車を運転できない市民も安全・安心に移動することができるまちにします。

具体的な施策

1 主要幹線道路の整備促進

方策の指向性

- 本市の新たな南北軸を構成する、日立市といわき市を結ぶ幹線道路「新陸前浜街道」の整備促進、早期完成に向けて、国及び県に対する働きかけを行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
主要な幹線道路の整備に対する満足度 （「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	53.8 (R5年度)	60.0 (R11年度)	↑

2 市街地幹線道路の整備促進（都市計画道路等）

方策の指向性

- 市民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の1つとして、未着手となっている都市計画道路については、市街地の整備状況を踏まえた上で、既定の事業計画の検証・見直しを図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
都市計画道路整備計画の見直し	路線	都市計画課資料	—	5 (R11年度)	↑

③ 市道及び橋梁等の整備促進

施策の方向性

- 生活道路については、歩道の段差や幅員の狭い区間、危険な交差点の解消、歩行者を優先したコミュニティ道路の整備、安心歩行エリアの指定など、歩行者の安全・安心を優先した生活道路づくりを進めます。
- 老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
身近な生活道路の整備に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	44.6 (R5年度)	50.0 (R11年度)	↑
橋梁長寿命化計画に基づく修繕率	%	建設課資料	37.5 (R5年度末)	60.0 (R11年度末)	↑

④ 公共交通ネットワークの強化

施策の方向性

- JR 常磐線を補完する東京方面、仙台方面への交通手段である高速バスの利用者駐車場を適切に管理し、利用者の利便性確保を図ります。
- 巡回バスについては、今後も市民の日常生活における貴重な交通手段として多くの人々の利用に供されるよう、利用目的や利用時間帯、運行ルートについて調査・研究を行い、利便性の向上に努めます。併せて、巡回バスを補完する「地域交通利用券（タクシー券）」事業について、費用対効果に見合ったより良いあり方の検討を進めます。
- 持続可能な公共交通のあり方について、「地域公共交通会議」等を通じて継続的な検討を行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
巡回バスの利用数（1日平均）	人	まちづくり協働課資料	294.7 (R5年度)	324.0 (R11年度)	↑
地域交通利用券（タクシー券）の交付数	人	まちづくり協働課資料	2,340 (R5年度)	—	—

I

II

III

基本目標IV

資料

個別施策 IV-2-2

公園・緑地の整備

現状と課題

- 本市では、かんがい施設を核とした十石堀親水公園、一時避難の機能を持つニツ島高台公園、良好な緑地環境の保全を目的として指定された五浦地区の風致地区など、豊かな自然環境を活かし、地域の歴史・文化にふれられる特色ある公園・緑地の整備を推進しています。
- 令和6（2024）年3月31日現在、都市公園法に基づく都市公園は、街区公園⁵²77箇所10.86ha、近隣公園⁵³1箇所2.33ha、地区公園⁵⁴1箇所7.23ha、特殊公園⁵⁵1箇所0.95haの合計80箇所21.37haが供用済みであり、都市計画区域人口1人当たりの供用面積は6.32m²となっています。
- 令和4（2022）年3月に市民・事業者の方々に対して実施したアンケート調査結果によると、望ましい市の環境の将来像では、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」が最も多くなっています。
- 既存の公園の中には、供用開始から相当の年数が経過し、今後、老朽化に伴う施設・設備の補修等に多くのコストがかかると見込まれるものが存在します。そのため、公園の利用状況や施設の老朽化等の実態を踏まえるとともに、市民のニーズ等の把握に努めながら、地域の特性に応じた再生・活用を推進する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスタープラン（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
公園や子どもの遊び場の整備に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	44.2 (R5年度)
公園面積（市民1人当たり）	m ²	都市計画課資料	5.20 (R5年4月1日現在)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民が安全・安心に公園を利用し日常的に緑とふれあえることで、日々の生活の中でうるおいや豊かな暮らしを実感できるまちにします。

52 もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（誘致距離250m、面積規模0.25ha）

53 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（誘致距離500m、面積規模2ha）

54 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。（誘致距離1,000m、面積規模4ha）

55 目的や立地が制限される公園。

具体的施策

1 公園・緑地の適切な維持・管理

施策の方向性

- 遊具等の老朽化に起因する事故を未然防止し、市民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を維持するため、「公園施設長寿命化計画」に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 既存の公園や緑地について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、里親制度などを活用し、市民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取組める体制づくりを推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
公園管理者の過失による事故数	件	都市計画課資料	0 (R5年度)	0 (R11年度)	↗
地域で維持管理している公園・緑地の数	件	都市計画課資料	26 (R5年度末)	35 (R11年度末)	↑



しゃぼん玉公園
地域おこし協力隊 徳本萌子作

I

II

III

基本目標Ⅳ

資料

個別施策 IV-2-3

住宅政策の推進

現状と課題

- 住宅セーフティネット法⁵⁶の基本方針を踏まえ、住宅確保要配慮者世帯⁵⁷が最低限の居住水準を確保し、健康で文化的な生活を送ることができるように、市営住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅等）、県営住宅を住宅確保要配慮者世帯対応住宅と位置づけ、住宅セーフティネット⁵⁸の構築を目指しています。それを踏まえ、老朽化した公営住宅の長寿命化改修工事を計画的に推進する必要があります。
- 近年、全国的に少子高齢化の急速な進展や単独世帯の増加などを背景に、維持管理がなされていない空家が増え、防災、衛生等の面で生活環境の悪化を招くことが問題視されています。
- 令和5（2023）年3月に「第2期北茨城市空家等対策計画（計画期間：令和5（2023）年度～9（2027）年度）」を策定しています。同計画の策定にあたって、令和4（2022）年度に実態調査を行った結果、空家は全体で1,027件あり、ランクA⁵⁹が716件、ランクB⁶⁰が166件、ランクC⁶¹が126件、ランクD⁶²が19件の順となっています。
- 空家等の発生を抑制するため、不動産、建築、法務等の関係団体との連携強化を図りながら、住宅の適正管理の必要性を周知・啓発するための取組みを推進する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）
- 第2期北茨城市空家等対策計画（計画期間：令和5（2023）年度～9（2027）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
空き家等実態調査	件	総務課資料	A:716 B:166 C:126 D:19 (R4年度)

56 民間賃貸住宅や空家等を活用した住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット機能の強化を図ることを目的に、改正「住宅セーフティネット法」が平成29（2017）年10月25日に施行された。

57 低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々。

58 住宅市場の中で独立では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

59 小規模の修繕により再利用が可能。管理に特段の問題なし。

60 管理が行き届いておらず、損傷も見られるが、当面の危険性なし。多少の改修工事等により再利用が可能な物件。

61 主体構造部以外に著しい損傷があるが、当面倒壊の危険性はない。中～大規模な修繕工事が必要な物件。

62 倒壊や構造物の飛散など危険性が切迫しており、危険度が極めて高い。

個別施策の目的（目指すまちの姿）

災害に強く、良質で人にやさしい住宅ストックを維持・形成することで、市民がそれぞれのライフステージに応じて安全・安心で快適に住み続けられるまちにします。

具体的な施策

① 市営住宅の長寿命化改修工事の推進

方向性の 施策

- 高齢者や障害のある方、ひとり親子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けることができるよう、老朽化した市営住宅について、改修、修繕等を計画的に推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市営住宅等長寿命化工事の進捗率	%	都市計画課資料	55.5 (R5年度)	88.8 (R11年度)	↑
市営住宅の入居率	%	都市計画課資料	73.4 (R5年度末)	75.0 (R11年度末)	↑

② 被災者の住宅支援（災害公営住宅家賃低減事業）

方向性の 施策

- 東日本大震災で被災し、現在、災害公営住宅に居住している低所得者層の方の家賃を引き続き低減します。制度が終了する令和11（2029）年以降については、被災者の方の経済状況を注視し、家賃を引き上げるか、又は据え置くかをあらためて検討します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
災害公営住宅の家賃低減事業の実施数	件	都市計画課資料	71 (R5年度)	—	—

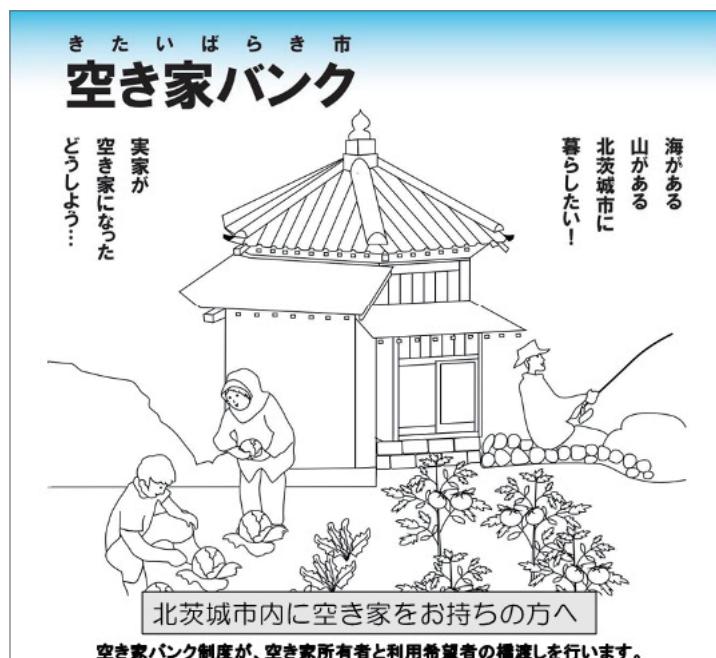
3 空家対策の推進

方 施
向 策 の
性

- 「発生抑制」、「適正管理」、「活用」など、空家の進行段階に応じた適切な施策展開を図ります。
- 空家の所有者等だけではなく、市民、関係団体、行政等が共に手を携え、空家等に係る最新情報の把握や当事者の意識啓発、改善指導等の課題の解決に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
空き家バンクへの登録数(累計)	件	企画政策課資料	104 (R5年度末)	200 (R11年度末)	↑
空き家バンク契約成立数(累計)	件	企画政策課資料	67 (R5年度末)	167 (R11年度末)	↑



空き家バンク

個別施策 IV-2-4

上・下水道事業の推進

現状と課題

<上水道>

- 国が水道事業をはじめとする各公営企業において経営の現状及び課題を把握するためにとりまとめた「経営比較分析表」によると、本市の水道事業は、平成29（2017）年度～令和5（2023）年度まで近年の経常収支比率⁶³はいずれも100%を超えており、経営は健全といえるものの、管路経年化率⁶⁴は概ね30%台で一貫して類似団体平均を大きく上回っています。
- 本市では、人口減少等による水需要の減少に加え、節水機器の普及等の影響により料金収入が減少傾向となっているほか、経年劣化により老朽化した施設等の改修・更新など、水道事業を取巻く環境は年々厳しさを増している状況にあります。
- このような状況の中、将来にわたって安全で安心な水道水を安定的に供給し続けられるよう、今後、経営基盤の強化・投資の合理化を図るために取組むべき具体的な施策等を明らかにした中長期的な事業経営の基本方針として、令和4（2022）年3月に「北茨城市水道事業経営戦略（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）」を策定しています。
- 将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に提供できるよう、中長期的な更新需要と財政収支の見通しを踏まえながら、老朽化した施設等の改修・更新を計画的に推進する必要があります。

<下水道>

- 本市では、令和2（2020）年4月から公共下水道事業に公営企業会計を採用しています。先述した「経営比較分析表」によると、令和5（2023）年度の経常収支比率は105.68%で、類似団体平均とほぼ同じ率になっており、前年度と比べて27.63%増加しています。
- 本市の公共下水道事業は、平成17（2005）年10月に供用開始した比較的新しい施設ですが、集中合併処理浄化槽を廃止して下水道に編入した区域内には50年以上経過した管渠も存在することから、定期点検の結果により、老朽化が進行している箇所から改築工事を行っています。
- 本市では、経営の効率化と合理化を図り、公共下水道事業を安定的かつ持続的に推進するため、令和6（2024）年3月、投資と財政の両面から今後の経営の方向性を明らかにした「北茨城市下水道事業経営戦略（計画期間：令和6（2024）年度～15（2033）年度）」を策定しています。
- 快適で衛生的な生活環境の維持・向上を図るために、今後、老朽化した下水道施設の改修・更新が必要になることから、より一層経営の効率性を高められるよう、戦略的な下水道整備を推進する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）
- 第3次北茨城市水道事業ビジョン（計画期間：令和6（2024）年度～15（2033）年度）
- 北茨城市水道事業経営戦略（計画期間：令和3（2021）年度～12（2030）年度）
- 北茨城市下水道事業経営戦略（計画期間：令和6（2024）年度～15（2033）年度）
- 北茨城市公共下水道全体計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）
- 北茨城市公共下水道事業計画（計画期間：平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）
- 北茨城市下水道ストックマネジメント計画（計画期間：令和6（2024）年度～10（2028）年度）

⁶³ 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもの。この比率が高いほど経常利益率が高いことを表し、これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。

⁶⁴ 法定耐用年数を超えている水道管の割合を表す指標。

I

II

III

基本目標IV

資料

基本目標 IV 安らぎと利便性が高いまちづくり

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
水道の有収率 ⁶⁵	%	施設課資料	81.9 (R5年度末)
下水道の人口普及率	%	下水道課資料	10.8 (R5年度末)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民及び事業者が安全・安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川及び水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちにします。

具体的施策（上水道）

1 経営基盤の強化

施策の方向性

- 老朽化施設の更新工事の財源としての企業債発行割合を80%程度に抑えるとともに、従来5年間としていた償還に係る据置期間をなくすなど、企業債残高を将来的に減少させていくよう努めながら、効率化等により経費節減を進め、自己財源で運営していくように取組みます。
- 施設の老朽化が著しいことから、機能診断等の実施やそれらの結果を踏まえた更新計画の策定について検討します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
自己資本構成比率 ⁶⁶	%	業務課資料	47.9 (R5年度末)	52.0 (R11年度末)	↑

65 配水した水のうち、料金の対象となった水の割合で、数値が高いほどよいとされる。

66 総資本（負債及び資本）に占める自己資本の割合。水道事業は施設の建設費の大部分を企業債によって調達していることから、自己資本構成比率は低いものとならざるを得ないが、事業経営の安定化を図るために、自己資本の造成が必要である。

2 老朽管の更新

方向性の
施策

- 老朽化の進行状況を踏まえ、優先順位や事業費等を適宜見直し、事業計画へ反映することで、効率的な計画管理を行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
老朽管の更新率	%	施設課資料	49.0 (R5年度末)	59.7 (R11年度末)	↑

3 災害時の給水体制の確立

方向性の
施策

- 非常時に応じて訓練回数を増やすとともに、その内容も様々な状況を想定しながら実施します。
- 近隣のいわき市とも密に連絡を取りながら、災害時に備えた対策を講じます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
非常給水演習の実施数	回	施設課資料	1 (R5年度)	2 (R11年度)	↑
水道相互応援協定に基づく訓練実施数	回	施設課資料	1 (R5年度)	2 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標IV

資料

具体的施策（下水道）

① 公共下水道事業の推進

方
施
策
の
向
性

- 整備計画を見直し、適切な整備・運営を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
全体計画面積の整備率	%	下水道課資料	10.7 (R5年度末)	12.1 (R11年度末)	↑

② 水洗化の促進（公共下水道）

方
施
策
の
向
性

- 公共下水道への早期接続を促すため、広報紙での啓発を行うとともに、職員による個別訪問を引き続き実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
公共下水道接続率	%	下水道課資料	73.6 (R5年度末)	73.9 (R11年度末)	↑

③ 集落排水事業の促進

方
施
策
の
向
性

- 漁業集落排水への接続促進のため、職員による個別訪問を引き続き実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
漁業集落排水接続率	%	下水道課資料	72.8 (R5年度末)	74.1 (R11年度末)	↑



人と地球にやさしい 安全なまちづくり

基本施策 V-1

環境保全・循環型社会の実現



個別施策 V-1-1

環境保全の推進

現状と課題

- 令和5（2023）年度に実施した市民アンケート調査の中で、「海、川、森林などの自然環境の保全・保護」に対する満足度を質問したところ、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足」の回答率は59.4%に上っています。
- 海や山は、市外からの来訪者を含めた多くの人々に北茨城らしさを印象づけている貴重な自然資源です。そのため、後世に継承すべき財産として、今後も保全を前提としつつ、これらの自然資源を大切に守り、活かすことで、まちの魅力のさらなる向上につなげていく必要があります。
- 大気汚染や水質汚濁等の生活環境に関する問題は、以前に比べて改善されてきましたが、一部で工場に由来する大気汚染や野焼きなどからの悪臭、ごみの不法投棄等が未だに発生しています。
- 快適で住みやすいまちをつくるためには、国・県を含めた道路及び河川等の管理者との連携・協力により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための取組みを強化するとともに、市民が主体となった環境保全・美化活動を促進する必要があります。

＜関連計画＞

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
海、川、森林などの自然環境の保全・保護に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）	%	市民アンケート調査	59.4 (R5年度)

I

II

III

基本目標V

資料

個別施策の目的（目指すまちの姿）

後世に継承すべき貴重な財産として、良好な自然資源をいつまでも大切に守り、活かすとともに、地域住民が良好な生活環境の中でより快適に暮らせるまちにします。

具体的施策

① 山林・樹林地の保護、保全

施策の方向性

- 本市の自然環境の骨格を形成している花園花貫県立自然公園、車地区及び下相田地区の緑地環境保全地域⁶⁷、大塚地区の西明寺自然環境保全地域⁶⁸、五浦地区の風致地区⁶⁹、市街地に隣接する保安林⁷⁰について、積極的な保護・保全に努めます。
- 森林環境譲与税⁷¹などを積極的に活用し、森林の保安・整備を進めます。
- 引き続き、森林環境教育の推進に努めます。
- 松くい虫による被害を防止するため、松くい虫撲滅のための予防を行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
森林環境教育への参加数	人	農林水産課資料	50 (R5年度)	50 (R11年度)	➡

② 河川・海岸の保護、保全

施策の方向性

- 公共下水道及び合併浄化槽の整備・維持を進め、河川等の公共用水域の水質保全に努めます。
- 河川等の水質汚濁を未然に防止するため、適切な水質検査等を実施し環境保全に努めます。

67 樹林地、池沼等が市街地・集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地（0.5ha以上）や、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地（0.5ha以上）の中から、区域の周辺の自然的・社会的諸条件から見て、その区域における自然環境を保全することが特に必要なところを対象に指定。

68 優れた天然林（10ha以上）、特異な地形・地質・自然現象（1ha以上）、自然環境が優れた状態を維持している河川・湖沼（1ha）などを対象に指定。

69 名勝・史跡やその周辺環境の保護及び市街地に残された緑豊かな空間の維持、樹林地の保全等を図るために指定。

70 水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

71 国税である森林環境税によって得られた税収が、都道府県や市町村に譲与される仕組み。森林環境税は、令和6（2024）年度から国内に住所のある個人に対して課税され、市町村では個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収される。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
浄化槽法に基づく法定検査の受検率	%	生活環境課資料	58.9 (R4年度)	65.0 (R11年度)	↑
河川水質検査に基づく環境基準達成状況	%	茨城県（環境対策課）資料	43 (R5年度)	100 (R11年度)	↑
磯原・二ツ島海水浴場の水質判定基準 ⁷²	—	茨城県（環境対策課）資料	A (R5年度)	AA (R11年度)	↑

③ 環境保全・美化活動の推進

施策の方向性

- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。
- 国・県を含めた道路及び河川等の管理者との連携・協力のもと、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
環境美化運動（市内一斉ごみゼロ作戦及び個別地域ごみ拾い）への参加数	人	生活環境課資料	3,108 (R5年度)	3,500 (R11年度)	↑
回収した不法投棄のごみの量	kg	生活環境課資料	170 (R5年度)	153 (R11年度)	↓
不法投棄数	件	生活環境課資料	14 (R5年度)	10 (R11年度)	↓

⁷² 「水質 AA」及び「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」及び「水質 C」であるものを「可」とする。

I

II

III

基本目標V

資料

個別施策 V-1-2

温暖化対策・脱炭素社会の推進

現状と課題

- 近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。北茨城観測所における年平均最高気温は昭和 55 (1980) 年から令和 2 (2020) 年の 40 年間で、10 年当たり約 0.4℃ の割合で上昇しています。
- 現在、気候変動や生物多様性の損失等の環境劣化が問題視されている中、国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まっています。
- 環境省は、令和 32 (2050) 年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取組むことを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ⁷³」と位置づけ、その取組みを支援し、温室効果ガスの大幅削減と地域経済循環の拡大、レジリエンス⁷⁴の向上を同時に実現することを目指すとしています。
- 本市でも令和 2 (2020) 年 7 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、公共施設での二酸化炭素排出量削減、再生可能エネルギーの導入など、様々な取組みを推進しています。
- 行政が模範となり行動に取組むとともに、市民・事業者の環境に配慮したライフスタイルや事業活動の普及等をより一層促進するための広報・啓発活動を推進する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市環境基本計画（計画期間：令和 7 (2025) 年度～16 (2034) 年度）
- 北茨城市地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和 7 (2025) 年度～12 (2030) 年度）
- 北茨城市地域気候変動適応計画（計画期間：令和 7 (2025) 年度～12 (2030) 年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
環境問題に関心のある市民の割合 (「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計)	%	生活環境課資料	92.0 (R6年度)
環境問題に関心のある中学生の割合 (「とても関心がある」と「やや関心がある」の合計)	%	生活環境課資料	86.1 (R6年度)
環境問題に取組んでいる事業者の割合	%	生活環境課資料	56.1 (R6年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・市が自ら積極的に取組み、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するまちにします。

⁷³ 令和 6 (2024) 年 6 月 28 日時点で「2050 年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取組むことを表明したのは、本市を含め 1,112 自治体（46 都道府県、620 市、22 特別区、368 町、56 村）に上っている。

⁷⁴ 一般的に、様々な危機からの「回復力、復元力、強靭性（しなやかな強さ）」を意味する言葉。

具体的施策

1 地球温暖化対策の推進

施策の方向性

- 北茨城市地球温暖化対策実行計画で定める施策を推進します。
- クリーンエネルギーの利用と推進に積極的に取組むとともに、技術革新による新たな技術の導入を促進し、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指します。
- 電気自動車（EV）をはじめ、走行時に二酸化炭素等の排気ガスを出さない次世代自動車（ゼロエミッション・ビークル）の普及に向けた環境整備を進めることで、二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るとともに、災害時にも活用可能なクリーンエネルギーとして防災や減災の強化等を同時に推進します。
- 施設・設備の環境性能の向上を推進するとともに、環境に配慮した自立性の高いエネルギーシステムの導入を図り、災害時にも都市機能の継続が可能となるまちづくりを推進します。
- 脱炭素社会実現のためには、事業者の取組みを確実に進めることができないため、省エネ対策や再生可能エネルギー導入等の先行事例、公的補助の情報提供など、民間企業の脱炭素への取組みを支援し、市全体での地球温暖化対策を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市内温室効果ガス排出量	t-CO ₂	生活環境課資料	672 (R3年度)	北茨城市地球温暖化対策実行計画において設定	↓
市（市役所）の事務・事業による温室効果ガスの排出量	t-CO ₂	生活環境課資料	7,797 (R5年度)	北茨城市地球温暖化対策実行計画において設定	↓

2 気候変動適応策の推進

施策の方向性

- 北茨城市地域気候変動適応計画に基づく施策を実施し、気候変動の影響による被害の回避・軽減を図るため、暑熱対策を推進します。
- 気候変動の影響及び適応に関する情報を積極的に発信することで、市民の気候変動適応への理解・関心を高めるとともに、事業者の理解や適応ビジネス等を促進するための広報・啓発活動を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
クーリングシェルター (指定暑熱避難施設) ⁷⁵ の数 ※熱中症特別警戒情報発表時のみ	施設	健康づくり支援課資料	4 (R6年度)	5 (R11年度)	↑

⁷⁵ 気候変動適応法に基づき、適当な冷房設備を有する等の要件を満たす施設を、誰もが利用できる暑さをしのげる施設として、市町村長が指定した施設。

I

II

III

基本目標V

資料

個別施策 V-1-3

循環型社会の推進

現状と課題

- 令和5（2023）年4月1日から新しいごみ処理施設（高北清掃センター）において、本市と高萩市のごみの受入れを開始したことによって、両市で統一した「ごみの分別、指定ごみ袋、料金等の見直し」を行っています。
- 本市では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式への転換及び定着化を図るため、「Reduce（ごみの発生抑制と減量化）」、「Reuse（再使用）」、「Recycle（再資源化）」からなる「3R」の普及拡大に努めてきました。
- 限りある資源をより有効に活用するため、日々の生活や事業活動の中で3Rの取組みが恒常に実践されるよう、意識の醸成や、主体的な行動を喚起するための情報発信に継続して取組む必要があります。
- 我が国は、食料を海外からの輸入に大きく依存⁷⁶している一方、未だ食べることができるにもかかわらず廃棄される食品ロスが大量に発生⁷⁷しています。
- 近年、ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが河川を通じ、海洋に流出した海洋プラスチックごみが海洋環境の悪化や景観への悪影響、漁業や観光への影響など、本市にも看過できない様々な問題を引き起こしています。
- そのため、令和4（2022）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）⁷⁸」に対応した、プラスチックごみの削減及び資源化に向けた、排出から処理までの一連の取組みの検討が求められています。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）
- 北茨城市環境基本計画（計画期間：令和7（2025）年度～16（2034）年度）
- 北茨城市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：令和元（2019）年度～14（2032）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
ごみの年間総排出量 ※災害廃棄物を除く	t	高北清掃センター資料	13,914 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民・事業者による3Rの取組みを推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負荷が低減された資源循環型社会を形成するまちにします。

76 農林水産省によると、令和4（2022）年度の食料自給率（カロリーベース）は47%となっている。

77 農林水産省及び環境省によると、我が国の令和3（2021）年度の食品ロス量（推計値）は523万トンであり、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量（2021年で年間440万トン）の約1.2倍に相当する。

78 同法では、市町村の責務として、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるように努めなければならないことが規定されている。

具体的施策

1 ごみ処理体制の充実

施策の方向性

- 広報紙や市公式ホームページ、市LINE公式アカウントなどの媒体を活用した積極的な情報発信、高北清掃センターの施設見学や各種イベント等を活用した環境教育を推進することで、3R推進への意識啓発を行います。
- ごみの発生抑制を最優先とした、3Rの取組みを推進します。特に、プラスチックごみの発生・排出抑制や食品ロス対策に努めます。
- 将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行うことができるよう、広域事務組合を構成する高萩市との連携・協力を引き続き実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
一人1日当たりのごみの排出量 (一般廃棄物) ※災害廃棄物を除く	g	生活環境課資料	929 (R5年度)	917 (R11年度)	↓
リサイクル率 (一般廃棄物)	%	生活環境課資料	10.5 (R5年度)	16.2 (R11年度)	↑



高北清掃センター

個別施策 V-1-4

環境衛生の充実

現状と課題

- 市営の葬祭場（火葬場）及びやすらぎ聖苑（斎場）は、いずれも建設後30年以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。そのため、近隣市との広域化を含めた施設更新や民間事業者のノウハウを活用した運営方法等を検討する必要があります。
- 合葬墓地⁷⁹の整備についてアンケート調査を行ったところ、市民の約60%から合葬墓地の整備を求める希望があったため、令和5（2023）年度に650体分を整備し供用を開始しました。今後、墓地の後継者不足の問題が深刻化し、より一層需要が高まることが見込まれるため、申込数の推移を踏まえ拡充を検討する必要があります。
- くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている環境センターは、昭和59（1984）年3月に供用を開始、その後、平成10（1998）年度～13（2001）年度の基幹的整備工事を経て現在に至っており、設備の老朽化が進行しています。
- そのため、計画的に老朽化対策を推進するとともに、公共下水道終末処理施設へくみ取りし尿等の投入を行う共同化の検討を進め、くみ取りし尿等の適正な処理体制の維持と、施設統合による施設管理費及び人件費の効率化に取組む必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市都市計画マスターplan（計画期間：令和3（2021）年度～22（2040）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
やすらぎ聖苑、火葬場、泉沢霊園に対する満足度	%	市民アンケート調査	73.7 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

豊かな自然環境並びに周辺景観と調和した施設とともに、環境保全に十分配慮ができるまち、常に良好な衛生環境が保たれた清潔で快適なまちにします。

具体的施策

① し尿処理体制の充実

施策の方向性

- くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っている「環境センター（し尿処理場）」の機能を適切に維持できるよう、計画的に老朽化対策を推進します。
- 公共下水道や漁業集落排水が整備された地区において、家庭や事業所からの生活雑排水を公共用水域に流出させないため、これらの施設の未接続世帯に対して早期に接続するよう働きかけを行います。

⁷⁹ ほかの方の遺骨と一緒に納骨するお墓。合葬施設に期限はなく、埋蔵した後はずっと安置される。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
汚水処理人口普及率	%	下水道課資料 生活環境課資料	68.5 (R5年度)	73.0 (R11年度)	↑

② 葬祭場（火葬場）・やすらぎ聖苑（斎場）の維持管理

施策の方向性

- 引き続き利便性の向上に努めるとともに、計画的な修繕に取組み、長寿命化を図ります。
- 将来にわたって健全かつ安定的な運営を担保するため、火葬場の設置・運営について、近隣市との広域化を検討します。
- やすらぎ聖苑については、弔問の制限を設けない一般の葬儀の形ではなく、故人の親族や親しい知人のみで開催する家族葬・密葬の増加など、近年の葬儀形式の変化を踏まえ、閉鎖を含めた施設の今後のあり方の検討に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
やすらぎ聖苑式場使用数	件	生活環境課資料	83 (R5年度)	—	—

③ 泉沢霊園・いずみさわ会館の充実

施策の方向性

- 近年、複数の故人の遺骨を1箇所に埋葬する合葬墓地の整備に対する要望が増加傾向にあることを踏まえ、追加整備の検討に取組みます。
- 近年の葬儀形式の変化を踏まえ、いずみさわ会館は少人数で行う小規模な葬儀を開催する会場として、施設の機能の維持を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
泉沢霊園の合葬墓地使用許可数	体	生活環境課資料	R6年度から 募集開始	—	↑
いずみさわ会館式場使用数	件	生活環境課資料	6 (R5年度)	10 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標V

資料

基本施策 V-2 安全・安心の向上



個別施策 V-2-1 生活安全の向上

現状と課題

<交通安全>

- 本市の交通事故の発生件数は、平成 29 (2017) 年には 103 件に上っていたものの、令和 2 (2022) 年では、新型コロナウイルス感染症による外出制限の影響等により 45 件と半数以下に大きく減少しています。その後は増加傾向に転じたものの、令和 5 (2023) 年では 61 件と 2 衍台を持続しています。
- 警察庁の「令和 5 年版警察白書」によると、令和 4 (2022) 年の全国の交通事故による死者数は、平成 25 (2013) 年と比べてすべての年齢層で 40.5% 減少、また、65 歳以上で 36.3% 減少していますが、死者数全体に占める 65 歳以上の割合は 56.4% の高い水準にあります。
- 今後、昭和 22 (1947) 年～24 (1949) 年にかけて生まれた団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、高齢者が被害者又は加害者となる交通事故が増加すると予測されます。
- このような状況下、市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題としてとらえ、こどもから高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するとともに、ハードの面から事故の発生場所や発生形態等の事故の特性に応じた交通安全対策を推進する必要があります。

<防犯対策>

- 平成 29 (2017) 年以降、本市の刑法犯罪発生件数は、新型コロナウイルス感染症による外出制限の影響等により、平成 29 (2017) 年の 186 件から令和 2 (2020) 年の 110 件と約 40% (76 件) 減少したものの、その翌年には増加に転じ、令和 5 (2023) 年では 217 件に上っています。
- 「令和 5 年版警察白書」によると、令和 4 (2022) 年の全国の特殊詐欺⁸⁰ の認知件数及び被害額は、いずれも前年より増加し、高齢者を中心に多額の被害が生じており、依然として高い水準にあるとしています。令和 4 (2022) 年中の認知件数を手口別に見ると、還付金詐欺⁸¹ が 4,679 件 (全国) と最も多く、次いでオレオレ詐欺⁸² が 4,287 件 (全国) となっています。
- 警察等の関係機関との連携・協力のもと、こどもから高齢者まで市民一人ひとりのライフステージに応じた体系的な防犯教育・防犯訓練を実施するとともに、市民への効果的な注意喚起を行うことで、特殊詐欺をはじめとする身近な場所で発生する犯罪による被害の未然防止・拡大防止に努める必要があります。

80 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪。

81 市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ATM）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺。

82 親族等を装って電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
交通事故発生数（市内）	件	茨城県警察本部資料	61 (R5年)
刑法犯罪発生数（市内）	件	茨城県警察本部資料	217 (R5年)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

交通事故や犯罪の被害者や加害者になることがないよう、すべての市民が安全・安心に暮らすことができるまちにします。

具体的の施策（交通安全）

① 交通安全教育の推進

施策の方向性

- こどもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催、警察や関係団体と連携した交通安全街頭キャンペーンなど、引き続き交通安全教育・運動を実施します。
- 死亡事故に占める高齢者の割合が高い傾向にあるため、高齢者の交通安全教室のみならず、警察等との連携による運転免許証の自主返納等の事業を推進し、交通事故の未然防止に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
交通安全教室への参加数	人	まちづくり協働課資料	1,504 (R5年度)	1,600 (R11年度)	↑
運転免許の自主返納数	人	茨城県警察本部資料	160 (R5年度)	170 (R11年度)	↑

② 交通環境の整備

施策の方向性

- 現在の危険箇所の把握は、通学路合同点検や住民要望によるものが主となっていますが、今後は危険箇所を細かく把握することや早期発見、迅速な対応を図るため、市LINE公式アカウントの通報機能を充実させるなど、さらなる交通安全対策を検討します。

I

II

III

基本目標V

資料

基本目標 V 人と地球にやさしい安全なまちづくり

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
カーブミラーの新設数	件	建設課資料	8 (R1～R5年度)	10 (R7～R11年度)	↑

具体的施策（防犯対策）

① 安全で安心なまちづくりのための環境整備

施策の方向性

- 警察や関係機関及び地域社会との連携・協力により、登下校時のこともの見守りや巡回パトロールを実施し、犯罪の未然防止に取組みます。
- 多発している特殊詐欺等について、警察をはじめとする関係機関と連携し、防災行政無線や防災メール及び街頭キャンペーン等による広報、注意喚起を行います。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市内全域の巡回パトロールの実施数	回	高萩地区防犯協会資料	88 (R5年度)	88 (R11年度)	➡
防犯に関する広報・啓発キャンペーンの実施数	回	高萩地区防犯協会資料	6 (R5年度)	6 (R11年度)	➡

② 防犯施設の充実

施策の方向性

- 夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、防犯灯の設置を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 現在、防犯カメラは交通量の多い交差点や駐車場・駐輪場を中心に設置していますが、今後も引き続き、犯罪の未然防止の為の抑止力として防犯カメラの整備を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
防犯灯の設置数	灯	まちづくり協働課資料	4,985 (R5年度末)	5,000 (R11年度末)	↑
防犯カメラの設置数	台	まちづくり協働課資料	49 (R5年度末)	55 (R11年度末)	↑

個別施策 V-2-2

地域防災の推進

現状と課題

- 近年の気温の上昇と相関するように、全国的に大雨や短時間強雨の発生頻度も増加し、日降水量100mm以上及び200mm以上の日数は、この100年でともに増加傾向が見られるとしています。また、日本近海の年平均海面水温は、平均気温の上昇幅と同程度となっており、海面水温の上昇は、一般に台風の勢力拡大に影響を与え、被害の拡大につながるおそれがあるとしています。
- 本市でこれまでに発生した主な水害は、台風や集中豪雨に伴う河川等の氾濫による住宅への浸水や道路通行障害等となっています。近年では、令和5（2023）年9月8日の台風13号に伴う記録的な大雨によって、1名の尊い生命が失われたほか、住宅等の床上・床下浸水、土砂崩れ、河川の氾濫など、市内各所において多くの被害が発生しました。
- 今後さらに激甚化・頻発化が予測される水害等に対応するため、地域や国・県などの関係機関との緊密な連携のもと、災害時に迅速かつ的確な活動を実践するための体制を強化するとともに、市民一人ひとりの防災意識・減災意識をより一層高めることで、事前の備えをはじめとする自助の取組みや地域での防災活動等の共助の取組みに対する支援を充実させ、地域防災力の向上を促進する必要があります。
- 大規模災害による被害軽減や迅速な復旧・復興を実践できるよう、今後も災害に強い道路網の整備や災害時に市民が利用する避難所及び災害対策活動の拠点となる施設の耐震化・長寿命化等を計画的に推進する必要があります。
- 国・県・市町村、さらに企業や市民等のあらゆる関係者が連携し、市内を流れる河川の流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の考え方に基づき、総合的な治水対策の強化に努める必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市地域防災計画（令和6（2024）年3月改定）
- 北茨城市国土強靭化地域計画（令和4（2022）年3月策定）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
普段から災害に備えている市民の割合	%	市民アンケート調査	53.1 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には地域が一体となって互いに協力して助けあう、「自助」、「共助」に根ざした地域防災活動と「公助」を適切に組み合わせ、災害による被害を最小限に抑えられるまちにします。

I

II

III

基本目標V

資料

具体的施策

① 防災体制の整備

施策の方向性

- 災害時に市民一人ひとりが迅速かつ適切な行動を取ることができるよう、地震・津波や風水害、高潮など多様な自然災害を想定した実践的な総合防災訓練を実施します。
- 各地区における自発的な防災活動を促進するため、新たな自主防災組織の結成単位を構築し、組織結成数の増加に努めます。
- 市民一人ひとりが自らの命を守る自助意識の高揚を図るために、様々な機会を活用した防災知識の普及啓発に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
総合防災訓練に参加した市民の数	人	総務課資料	700 (R4年度)	1,000 (R11年度)	↑
自主防災組織の結成数	団体	総務課資料	17 (R5年度末)	20 (R11年度末)	↑



総合防災訓練

2 防災基盤の整備

施策の方向性

- 避難指示等の災害情報を広く正確に伝えるため、避難情報に関するガイドラインに基づき、伝達マニュアルの整備に努めるとともに、多様な情報伝達手段（防災行政無線・防災メール・SNS・Jアラート（全国瞬時警報システム）・Lアラート（災害情報共有システム）・広報車等）を活用した災害情報の収集及び伝達体制の構築を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
防災メール登録数	人	総務課資料	5,877 (R5年度末)	6,000 (R11年度末)	↑

3 治山・治水対策の推進

施策の方向性

- 大規模な土砂災害等による死傷者の発生を防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所⁸³について、県と連携した防災対策を推進します。
- 今後さらに激甚化・頻発化が予測される水害等による被害を抑制するため、茨城県二級水系流域治水協議会による流域治水プロジェクト⁸⁴を通じ、関係機関と連携した流域治水対策を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
流域治水プロジェクト取組数	項目	建設課資料	5 (R5年度末)	8 (R11年度末)	↑

⁸³ 土砂崩れの危険性があり、5戸以上の人家あるいは学校等の公共施設に被害をもたらす可能性のある急傾斜地（傾斜度30°以上、高さ5m以上のかけ）。

⁸⁴ 近年の激甚な水害や今後の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めるとともに流域全体で取組むべき治水対策の策定・公表を計画的に推進するために協議・情報共有を行う。

I

II

III

基本目標V

資料

個別施策 V-2-3

消防・救急の充実

現状と課題

- 東日本大震災後に燃料備蓄施設を併設した新消防庁舎を整備したほか、非常備消防施設については、継続的に消防団施設の統合等に取組むことで災害発生時の出場可能団員の確保や施設の管理・更新・修理等の効率化を図っています。
- 消防庁の「令和5年版消防白書」では、消防団は「地域密着性（管轄区域内に居住又は勤務）」、「要員動員力（消防団員数は消防職員の約4.5倍）」や「即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）」といった特性を有しており、地域防災力の中核として、さらなる充実強化に取組む必要があるとしています。
- 令和5（2023）年4月1日現在、本市の消防団員数は条例定員の500人に対し、実員数は459人であり、定員充足率は91.8%と高い水準にあります。
- 今後も地域の安全・安心に欠くことのできない消防団活動を適切に維持するため、女性や若者など多様な市民が消防団に参画してもらえるよう、消防団活動や加入促進のPRに努めるほか、火災以外の災害に対応する訓練及び装備等の充実強化を図る必要があります。
- 現在、全国的に軽い症状でも救急車を利用する人が増え、事故による大ケガを負った人や、心筋梗塞や脳卒中等で緊急に医療機関へ搬送する必要がある人への救急車の到着が遅れる等、看過できない社会問題となっています。
- 本市の救急車の出動件数は、平成25（2013）年度の1,841件から平成30（2018）年度の2,084件と13.2%（243件）増加した後、その翌年度は減少傾向に転じましたが、令和5（2023）年度は2,593件と平成25（2013）年度以降で最多となっています。
- 消防体制の基盤強化、人員配置の効率化、住民サービス向上を目的とし、隣接する高萩市と消防業務の広域化に向けた協議を行っています。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
火災の発生数（年度当たり平均）	件	消防本部資料	17.0 (R1～5年度)
救急車の出動数	件	消防本部資料	2,593 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

消防・救急体制を強化し、災害や事故等からより多くの市民の貴重な生命、身体及び財産を守ることができるまちにします。

具体的施策

1 消防体制の充実

施策の方向性

- 消防団員が「地域住民とのつながり」や「やりがい」を持って活動できる環境づくりに取組み、消防団員の確保に努め、条例定員に対する実員数の充足率90%以上を維持します。
- 地域の特性に合った消防車両の整備及び防火水槽、消火栓等の消防水利施設の設置促進に努めます。
- 消防業務の広域化を進め、消防体制のさらなる充実強化を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
消防団員の充足率	%	消防本部資料	91.8 (R5年4月1日 現在)	91.8 (R12年4月1日 現在)	➡

2 救急体制の充実

施策の方向性

- 医療機関に救急隊員を派遣し、救急隊員の知識や技術を向上させることを目的とした教育の拠点である、北茨城市民病院救急ワークステーション実施率向上のため、研修の実施期間及び方法の見直しに取組みます。
- 心肺停止状態に陥った方の静脈路確保の成功率を上げ、早期アドレナリン投与実施率の向上を図り、病院収容前の心拍再開率を増加させます。
- 幅広い年代にあわせた応急手当普及講習を行うことで、1人でも多くのバイスタンダー（応急手当を実践できる人）の育成を目指します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
北茨城市民病院救急ワークステーションにおける救急隊員研修の実施率	%	消防本部資料	22.4 (R5年度)	30.0 (R11年度)	↑
病院収容前の心拍再開率	%	消防本部資料	21.3 (R5年度)	23.0 (R11年度)	↑
応急手当普及講習への参加数 ※学校教育や生涯学習等の短期講習会を含む	人	消防本部資料	929 (R5年度)	1,000 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標V

資料



創意に満ちた 活力あるまちづくり

基本施策 VI-1 産業の振興



基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）



個別施策 VI-1-1 農林水産業の振興

現状と課題

<農業>

- 農業生産は、平坦地では水稻を基幹作物として、施設・露地野菜、花きの生産、山間部では肉牛飼養や花きの生産を中心に営まれています。
- 令和2（2020）年2月1日現在の総農家数は平成12（2000）年の1,868戸から841戸（45.0%）減少、その内訳は、販売農家⁸⁵が1,335戸から687戸（51.5%）減少、自給的農家⁸⁶が533戸から154戸（28.9%）減少しています。
- 全国的に農業の担い手の減少・高齢化の進展による労働力不足が深刻さを増している中、農業の現場では、依然として人手に頼る作業の省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。
- このような状況下、国は、ロボットやAI（人工知能）、IoT⁸⁷等の先端技術や農業データを活用し、農業の生産性向上を図る「スマート農業」の現場実装を加速していくとしています。本市においても、これらの新たな技術の導入についての情報収集及び調査研究を行い、農業者の持続可能な農業経営に向けた取組みを支援する必要があります。
- 今後、担い手の不足や高齢化によって営農が困難となる農家への対応を強化する必要があります。併せて、県や農業協同組合等との連携・協力のもと、新規就農者や女性農業従事者、定年帰農者等の担い手に対し、それぞれのニーズに応じた技術・経営支援等を推進する必要があります。
- 農業経営の改善により農業収入の増加を目指す意欲ある農業者が、農業経営に対する目標を着実に達成できるよう支援に取組むとともに、担い手の優れた技術や農地等の経営資源を確実に次世代へ継承することができるよう、地域において中核となる農業者への農地の流動化を促進する必要があります。

<林業>

- 本市の森林は、市民の生活に密着した里山とスギ・ヒノキを主体に林業生産活動に供されている人工林、さらに天然の樹林帯といった多様性のある林分構成となっています。

85 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

86 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家。

87 Internet of Things の略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと。

- 林野庁の「令和4年度森林・林業白書」によると、林業は、造林から収穫まで長期間を要し、自然条件下での人工作業が多いという特性があり、このことが低い生産性や安全性の一因となっており、これを抜本的に改善していく必要があるとしています。
- そのため、作業箇所をまとめ、林道網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となるよう、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめ、林道網整備や間伐等の森林施設を一体的に実施する「施設の集約化」を促進する必要があります。
- 林業に関心のある都市部の若者等に対する就業相談や、就業希望者の現地訪問の実施等への支援の充実を図るほか、林業経営体に就業した幅広い世代に対して林業に必要な基本的な知識や技術・技能の習得等を支援する、林野庁の「縁の雇用」事業を活用し、新規就業者の確保・育成に努める必要があります。

<水産業>

- 水産業は、海面においては大津漁港と平潟漁港を拠点に、大中型まき網漁業や沖合漁業、船びき網漁業等が営まれており、内水面においては大北川や花園川などで遊漁（釣り）が行われています。あんこう鍋の発祥の地といわれる本市では、7・8月の禁漁期を除き、年間を通じてあんこう漁が行われています。
- 平成28（2016）年度以降の漁獲高及び漁獲金額は、水産資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向など、様々な要因の影響を複合的に受け、年度によって大きく変動しています。
- 全国的にも漁業の新規就業者や水産加工業の従業員不足が深刻さを増している中、潜在的な就業希望者を漁業経営体や地域とつなぎ、意欲のある漁業者を確保し担い手の育成に努めるとともに、外国人技能実習生や特定技能外国人の円滑な受け入れ、共生を支援するための取組みを強化する必要があります。
- 水産業・漁村は、水産物の供給のほか、自然環境の保全機能、交流の場を提供する機能など、多面的な機能を果たしています。このような多面的機能が将来にわたって適切に發揮されるよう、地元水産物の消費の拡大に努めるとともに、市民の水産業に対する理解と関心を高め、水産業・漁村を地域ぐるみで支える環境を醸成する必要があります。

<関連計画>

- 北茨城市農業振興地域整備計画（令和6（2024）年3月策定）
- 北茨城市森林整備計画（計画期間：令和6（2024）年度～15（2033）年度）

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
農業産出額	千万円	農林水産省 「市町村別農業産出額（推計）」	200 (R4年)
地域森林計画対象民有林の面積	ha	茨城県 「八溝多賀地域森林計画書」	6,887.66 (R6年4月1日現在)
漁獲金額	千万円	大津漁業協同組合及び 平潟漁業協同組合資料	145 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市民の農林水産業への関心や理解を深めながら、安定した経営と生産基盤が維持された将来にわたり持続可能な農林水産業が営まれるまちにします。

具体的施策（農業）

1 農業経営の強化

施策の方向性

- 地域の農業振興を図るために必要な事項を定めた「北茨城市農業振興地域整備計画」に基づき、優良農地の保全を基調として、地域の発展と調和の取れた土地利用を推進します。
- 農業従事者の育成・確保を目指し、国の支援策が集中する認定農業者⁸⁸の増加や新規就農希望者の支援に取組みます。
- 遊休農地や荒廃地の拡大防止と生産性の向上を推進するため、規模拡大意欲の強い農業者や担い手へ農地の集約化と集積化を図ります。
- 飼料用米の生産やその他の転作物の生産拡大、収益性の高い作物への転換を推進します。
- 花園牛と雨情の里牛のブランド化を推進するとともに、PR活動により販路拡大を目指します。
- 県、関係団体、生産者等と連携し、畜産経営の合理化を推進します。また、飼料用米の活用など、耕畜連携による取組みを推進します。
- 優良な肉用牛の産地としての確立を図るため、資質に優れた素牛の導入・確保に努めるとともに、環境に配慮した畜産経営を推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
認定農業者数	人	農林水産課資料	58 (R5年度末)	70 (R11年度末)	↑
新規就農総合支援事業 ⁸⁹ 対象数	人	農林水産課資料	7 (R5年度)	10 (R11年度)	↑

2 農業基盤の整備

施策の方向性

- 化学肥料や農薬が環境に及ぼす影響を考慮し、畜産、耕種、園芸農家等の連携により、環境保全型農業を推進します。
- 競争力のある産地の育成と生産性の向上を促進するため、国の政策動向と合わせ、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業技術である「スマート農業」を現場実装するための取組みを積極的に支援します。

88 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者。

89 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の方に対し、就農準備段階や経営開始時の経営確立を支援する資金を交付するもの。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
スマート農業を導入している農業者数（累計）	経営体	農林水産課資料	3 (R5年度末)	9 (R11年度末)	↑

3 地域の活性化と環境整備

施策の方向性

- 活力があり、かつ暮らしやすい農村づくりを目指すため、秩序ある土地利用を図りながら、農道や排水路等の農業生産基盤と農村における生活環境の一体的な整備を推進します。
- 多面的機能を有する中山間地域の活性化を図るため、集約型農業への転換と集落単位での営農の組織化を推進します。
- 消費者ニーズに対応した付加価値の高い高収益作物を導入するなど、中山間地域の特性に応じた事業展開について検討します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
中山間地域等直接支払交付金の活動組織数	団体	農林水産課資料	3 (R5年度末)	5 (R11年度末)	↑

4 新たな農業施策の展開

施策の方向性

- 豊かな食生活を支える信頼ある食と農を確立するため、地産地消を推進するとともに、有機農産物の栽培や有機JAS認定を目指す生産者への支援を実施します。
- 生産者と消費者の交流を進め、地元で生産された新鮮で安全・安心な農作物を、直売所等を通して提供します。
- 商工会等が中心となって取組んでいる地域の農作物を使った特産加工品の研究や販売活動を支援するとともに、組織や団体の枠を超えた交流を積極的に推進します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
有機農業及び有機JAS認証取得に取組んでいる農業者数（累計）	経営体	農林水産課資料	1 (R5年度末)	4 (R11年度末)	↑

I

II

III

基本目標VI

資料

具体的施策（林業）

1 林業経営の強化

施策の方向性

- 森林関連施策の方向性や森林所有者が行う伐採や造林など森林施業に関する規範等を定めた「北茨城市森林整備計画」に即して、森林施業の共同化を促進するため、森林組合等の育成強化を図ります。
- 「北茨城市森林整備計画」に基づき、計画的な間伐を実施します。
- 花園地区において、持続可能な森林経営の基盤として林道を開設し、充実した森林資源を有効に活用することにより、地域を支え持続的に発展する競争力の高い林業・木材産業の構築を図るとともに、地球温暖化防止のための森林吸収量の増加を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
水源かん養や山地災害及び地球温暖化防止のための間伐面積	ha	農林水産課資料	10.3 (R5年度)	15 (R11年度)	↑

2 自然環境の保全・活用

施策の方向性

- 広葉樹林が広く分布する山林や渓谷等について、貴重な自然資源としての保全を前提としつつ、憩いの場や森林とふれあえる場所として総合的な活用を図ります。また、身近な縁として平地林や里山林を保全・活用します。
- 森林の役割を学ぶため、間伐材を利用した「でき杉君（学習机）」の製作等を行う木工教室を開催します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
平地林や里山林の整備面積(累計)	ha	農林水産課資料	7.8 (R5年度末)	9.0 (R11年度末)	↑

③ 有害鳥獣対策の推進

方
施
策
の
向
向
性

- 捕獲したイノシシ等の処分に要する経費の補助を行います。
- イノシシ等の侵入防止柵の設置費の補助を行うなど、被害の防止に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
イノシシの捕獲に対する補助数	件	農林水産課資料	335 (R5年度)	350 (R11年度)	↑

具体的施策（水産業）

① 水産業経営の強化

施
策
の
方
向
性

- 漁業者への漁獲共済掛金助成等による金融支援や、水産加工業者への水産加工物新商品開発支援等による経営支援を行います。
- つくり育てる漁業の推進を図ります。稚魚・稚貝の放流による資源の増加を目指すため、県や水産試験場と連携し、豊かな漁場の維持に努めます。
- 漁業協同組合等を支援し、新規就業支援に努めるとともに、水産業の担い手不足に対応するため、外国人技能実習生の受入れを進めます。
- 水産物の付加価値の向上と品質管理の向上に努め、販路拡大を目指します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
漁業者及び水産加工業者への金融・経営支援数	件	農林水産課資料	5 (R5年度)	5 (R11年度)	→
つくり育てる漁業(アワビ放流量)	個	農林水産課資料	21,700 (R5年度)	21,700 (R11年度)	→
外国人技能実習生受入れ数	人	農林水産課資料	28 (R5年度)	50 (R11年度)	↑

I

II

III

基本目標VI

資料

施策の進捗状況を測定するための指標

2 水産業基盤の整備

施策の
方向性

- 大津漁港は、大中型まき網漁業の総合基地としての維持管理に努め、また、平潟漁港は、既存施設の維持管理に努めます。
- 内水面漁業の安定化を目指し、河川の生産能力の向上を図るため、漁場の維持管理や稚魚放流による資源の増大に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
大北川・花園川での稚魚放流量	kg	農林水産課資料	1,415 (R5年度)	1,415 (R11年度)	→



大津漁港

個別施策 VI-1-2

商工業の振興

現状と課題

- 国道6号や磯原市街地と中郷ニュータウンを結ぶ主要幹線道路沿いに郊外型の大型店舗の進出が増えた影響により、駅周辺の商店街では、経営者の高齢化や後継者不足等も相まって空洞化が進んでいます。
- 長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の影響、インターネットによる購買方法の多様化など、商業者を取り巻く環境は変化し続けており、今後も厳しい経営環境が続くものと想定されます。
- このような状況の中、地元産品を活かした商品開発や新しい販路の開拓、市民ニーズに合った新しい事業の創業など、商業全体が活性化していくことが期待されます。
- かつて石炭産業で栄えた本市では、その衰退とともに昭和40年代初頭から磯原工業団地の造成に着手し、併せて住宅団地の造成を進めるなど、職住一体の工業都市への転換を進めてきました。現在、市内には磯原A、磯原B、上相田、関本、中郷、南中郷といった工業団地があります。
- 平成29(2017)年以降、工業の事業所数は減少傾向で推移しており、令和4(2022)年では118事業所、平成30(2018)年の131事業所と比べて約10%(13事業所)減少しています。このような状況下、常磐自動車道で首都圏と180kmで往来できる立地の利便性を活かし、工業団地の稼働率100%を目指すために、有能な人材の確保と技術・サービスの向上が可能となる経営基盤の維持・強化が必要と考えられます。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
市内事業所数（民営）	事業所	総務省・経済産業省 「経済センサス-活動調査」	1,494 (R3年6月1日現在)
市内事業所従業者数（民営）	人	総務省・経済産業省 「経済センサス-活動調査」	17,076 (R3年6月1日現在)
商品販売額（小売業）	億円	総務省・経済産業省 「経済センサス-活動調査」	370 (R3年)
製造品出荷額等（従業者数4人以上の事業所）	億円	茨城県「茨城県の工業」	2,603 (R3年)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を維持するため、活発な経済活動が持続的に展開されている“がんばる企業が集うまち”にします。

I

II

III

基本目標VI

資料

具体的施策

① 商業経営の強化

施策の方向性

- 商業経営の強化と経営の安定化を図るため、中小企業信用保険法による保証制度の利用や自治金融制度の融資のあっ旋を継続します。
- 経営者等が必要な知識や技術に関する情報を得ることができるようにするため、経営に関する各種講習会及び講演会の開催を支援します。
- 地場産業の育成と振興を図るため、地元特産品の開発に取組むとともに、販路拡大に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
商業経営強化のための各種講習会・講演会への参加数	人	商工観光課資料	168 (R5年度)	180 (R11年度)	↑
商品開発・販路開拓等に対する支援事業費の補助数	件	商工観光課資料	2 (R5年度)	2 (R11年度)	→

② 企業誘致の推進

施策の方向性

- 進出企業や新たな設備投資に対し、企業誘致奨励金事業等による固定資産税等の優遇措置、工業用水の3年間無償化を引き続き実施します。
- 市内外の企業に対し、企業誘致優遇制度について周知活動に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
市の優遇・支援措置を受けて事業規模を拡大した既存企業数	社	商工観光課資料	1 (R1～5年度)	2 (R7～11年度)	↑

3 中小企業の振興

施策の
方向性

- 茨城県信用保証協会と連携し、中小企業に対し、自治金融制度による融資の際に、保証料の補給等の支援を行います。
- 市商工会等と連携し、創業・第二創業に係るスクールの実施や高校生就職面接会を実施します。
- 全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、DX（デジタルトランスフォーメーション）⁹⁰ を導入する重要性が高まっている中、生産性の向上や多様な働き方の構築のためにICT環境の整備など企業のDX化を推進します。
- 市商工会、高萩市、高萩市商工会及びハローワークと連携し、市内外に向けて既存企業の優れた製品・技術など企業のPRに努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
自治金融制度による融資認定数	件	商工観光課資料	15 (R5年度)	20 (R11年度)	↑
創業・第二創業に係るスクールの受講者のうち、実際に創業した数	社	商工観光課資料	18 (R1～5年度)	24 (R7～11年度)	↑
高校生就職説明会への参加者数のうち、実際に就職した高校生の数	人	商工観光課資料	76 (R1～5年度)	100 (R7～11年度)	↑

⁹⁰ ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

個別施策 VI-1-3

観光の振興

現状と課題

- 国の登録記念物（名勝地・遺跡関係）に選定された大五浦・小五浦や花園渓谷に代表される美しい自然、中郷や平潟地区をはじめとする天然温泉、大津漁港・平潟漁港から水揚げされる名物のあんこうや新鮮な海の幸、国の重要無形民俗文化財に指定されている「常陸大津の御船祭」など、本市は多彩な観光資源を有しています。
- 平成30（2018）年度以降、日帰り客は令和元（2019）年度の27万8,078人から令和4（2022）年度の76万6,915人と約2.8倍（48万8,837人増）に大きく増加しましたが、令和5（2023）年度は県内外からの来場者が多い「あんこうサミット」が中止となった影響もあり、日帰り客、宿泊客とも減少に転じています。
- コロナ禍が沈静化した現在、より多くの人々や消費を市内に引き込み、地域経済の活力をさらに高めるためには、北茨城固有の観光・地域資源の魅力や可能性を最大限まで引き出し、観光地としてのブランド力を強化する必要があります。
- また、国際化・多様化が求められている時勢を踏まえ、特に多くの経済効果をもたらしている訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドを迎えるため、ターゲットを明確にした観光プロモーションを開展し、国外に対する認知度向上と環境整備に取組む必要があります。
- 観光地としての持続可能性をさらに高めるとともに、近隣諸国を含めた国内外の人的・物的な交流の拡大、市民の愛着や誇りの醸成など様々な相乗効果を発揮できるよう、市観光協会や民間事業者等の多様な主体との連携・協働のもと、より高い実効力を伴った観光振興の推進体制を強化する必要があります。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
観光入込客数（市内）	人	茨城県 「茨城の観光レクリエーション現況」	854,945 (R5年)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市外からより多くの人たちや消費を市内へと引き込み、将来にわたってにぎわいに満ちたまちにします。

具体的施策

① 観光プロモーションの充実

施策の方向性

- 本市の観光 PR を行うため、県内外のイベントに積極的に参加します。
- 観光振興の協定等に基づく広域の観光連携を推進します。
- 観光情報の発信源となる市観光協会ホームページの充実を図るとともに、SNS をはじめとする各種情報発信媒体を効果的に活用した情報発信に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
観光イベントへの参加数	件	商工観光課資料 市観光協会資料	41 (R5年度)	50 (R11年度)	↑
市観光協会公式Xの登録数	人	市観光協会資料	5,699 (R5年度末)	7,500 (R11年度末)	↑

② 北茨城の観光「素材力」の向上

施策の方向性

- 本市固有の自然、歴史、文化を活かした新たな観光資源を開拓・発掘します。
- 本市固有の自然、歴史、文化の保全に努めるとともに、それらを満喫できる観光ルートの開発と従来のルートの充実を図ります。
- ターゲットに合わせた農業、漁業、アートなど各種の体験事業と各種イベントとの融合を図ることで、イベントの魅力度の向上を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
新たな観光資源の開拓・発掘数(累計)	個	商工観光課資料	3 (R5年度末)	6 (R11年度末)	↑
観光周遊コースの設定数(累計)	ルート	商工観光課資料	14 (R5年度末)	17 (R11年度末)	↑

I

II

III

基本目標VI

資料

③ 北茨城の観光「演出力」の向上

方
施
策
向
性
の

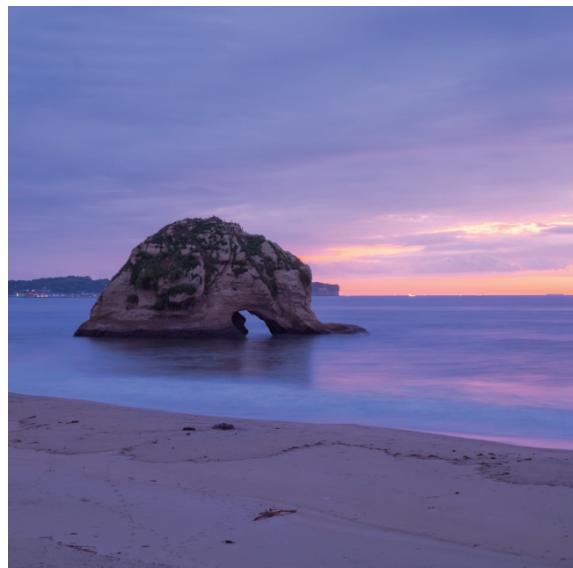
- 観光案内標識の設置と改修を推進します。
- おもてなし等を充実させるため、各種講習会を実施します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
おもてなし等の充実を目的とした各種講習会への参加数	人	商工観光課資料	—	60 (R11年度)	↑



六角堂
所蔵先名「国立大学法人茨城大学五浦美術文化研究所」



二ツ島

基本施策 VI-2

労働環境の向上と消費者行政の推進



基本施策と
関連するSDGsの
目標（ゴール）



個別施策 VI-2-1

労働環境の向上

現状と課題

- 現在、我が国では少子高齢化が進み、企業にとっても人材採用の難易度が上がりつつあります。また、いかに離職を防ぐかも課題となっており、本市においてもそれは例外ではありません。
- このような状況下、社会全体で「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「働くスタイルの多様化」、「雇用のミスマッチ」などの課題に対応していく必要があります。個々の労働者の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を目指した「働き方改革」が求められています。そのためには、先端設備の導入による労働生産性の向上や従業員満足度向上を実現する環境づくりに取組む必要があります。
- 就労するすべての労働者が安全に安心して働き続けることができるよう、労働に係る法制度が企業側に確実に浸透するための啓発活動を推進するほか、関係機関との連携・協力による自主性・創意工夫を活かした魅力ある雇用の創出や、それを担う人材の維持・確保に努める必要があります。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
有効求人倍率（有効求人数÷有効求職者数）	倍	高萩公共職業安定所資料	0.91 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

市内で働くすべての労働者が高い勤労意欲を持ちながら、健康で心豊かな生活を送ることができるまちにします。

I

II

III

基本目標VI

資料

具体的施策

① 労働環境の向上

方策の指向性

- 市内で働くすべての労働者が、安全に安心して働き続けられるよう、関係機関との連携のもと、労働環境の向上に関する啓発に努めます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
啓発活動の実施数	回	商工観光課資料	2 (R5年度)	3 (R11年度)	↑

② 相談体制の充実

施設の指向性

- いばらき就職支援センターとの連携による就職相談会及びハローワーク高萩との連携による求人情報の提供を引き続き行います。
- 雇用のミスマッチ対策として、市商工会、高萩市、高萩市商工会及びハローワークとの雇用対策協定に基づく連携により、1年を通してWeb上に企業情報を掲載します。
- 市内の中小企業の求人ニーズを把握し、求職者の希望に沿った求人開拓に努めます。
- 社会環境が大きく変化する中、新たに必要となる業務・職種に順応できるよう技術や知識を取得するリスクリングについて、関係機関と連携して、情報提供等に取組みます。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
就職・雇用相談会への参加者 のうち、実際に就職した就業者	人	商工観光課資料	57 (R5年度)	70 (R11年度)	↑
求人情報の提供数（月当たり）	回	商工観光課資料	4~5 (R5年度)	4~5 (R11年度)	→

個別施策 VI-2-2

消費者行政の推進

現状と課題

- 市消費生活センターでは、商品やサービスを買うまたは利用した際の消費生活で生じたトラブル等の解決を図るため、相談窓口を開設しています。令和5（2023）年度に受付けた相談件数は224件であり、令和元（2019）年度の149件と比べて約1.5倍（75件増）に大きく増加しています。
- 消費者庁の「令和5年版消費者白書」によると、令和4（2022）年に全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は87.0万件であり、前年（85.9万件）と比べて増加しています。年齢層別では65歳以上の高齢者が契約者全体の29.7%を占めています。
- 主な販売形態別に高齢者の占める割合を見ると、消費者を訪問し勧誘する「訪問購入」では60%以上、「訪問販売」では50%弱と、高齢者の割合が高くなっています。在宅の機会が多い高齢者は、訪問による勧誘の対象になりやすいとされています。
- 若年層は、インターネットやSNSに触れる機会は多いものの、知識や経験が不足しているといった背景から消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。若者の消費者トラブルの被害を防止するためには、若者向けの消費者教育の充実、相談体制や情報収集の強化、情報提供による支援といった取組みが重要です。

参考 まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値
市消費生活センターにおける相談数	件	商工観光課資料	224 (R5年度)

個別施策の目的（目指すまちの姿）

若者から高齢者まで市民一人ひとりが消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるまちにします。



消費生活センター啓発講座

I

II

III

基本目標VI

資料

具体的施策

1 消費者行政の推進

方
施
向
策
性
の

- 茨城県消費生活センターや各関係団体との連携による、暮らしに関する情報収集及び高齢者をはじめとする市民への情報提供、消費生活相談窓口の相談体制の充実強化、消費者意識の向上を図ります。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
消費生活啓発講座への参加数	人	商工観光課資料	168 (R5年度)	180 (R11年度)	↑

2 消費者被害への対応

方
施
向
策
性
の

- 消費者被害は、日々新たな手口による詐欺被害や悪質かつ巧妙化した手口による被害など多様化しており、関係機関との連携や収集した情報を活用して被害者自らが問題を解決することができるよう支援します。

施策の進捗状況を測定するための指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	基準値	目標値	目指す方向
消費者相談における自主交渉率	%	市消費生活センターにおける相談数のうち、相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取組むこととなった数の割合	3.6 (R5年度)	4.0 (R11年度)	↑

IV 資料編

- 1 策定経過概要
- 2 策定体制
- 3 審議会条例
- 4 審議会名簿
- 5 諒問
- 6 答申
- 7 第5次北茨城市総合計画後期基本計画(基本施策)とSDGsとの関連

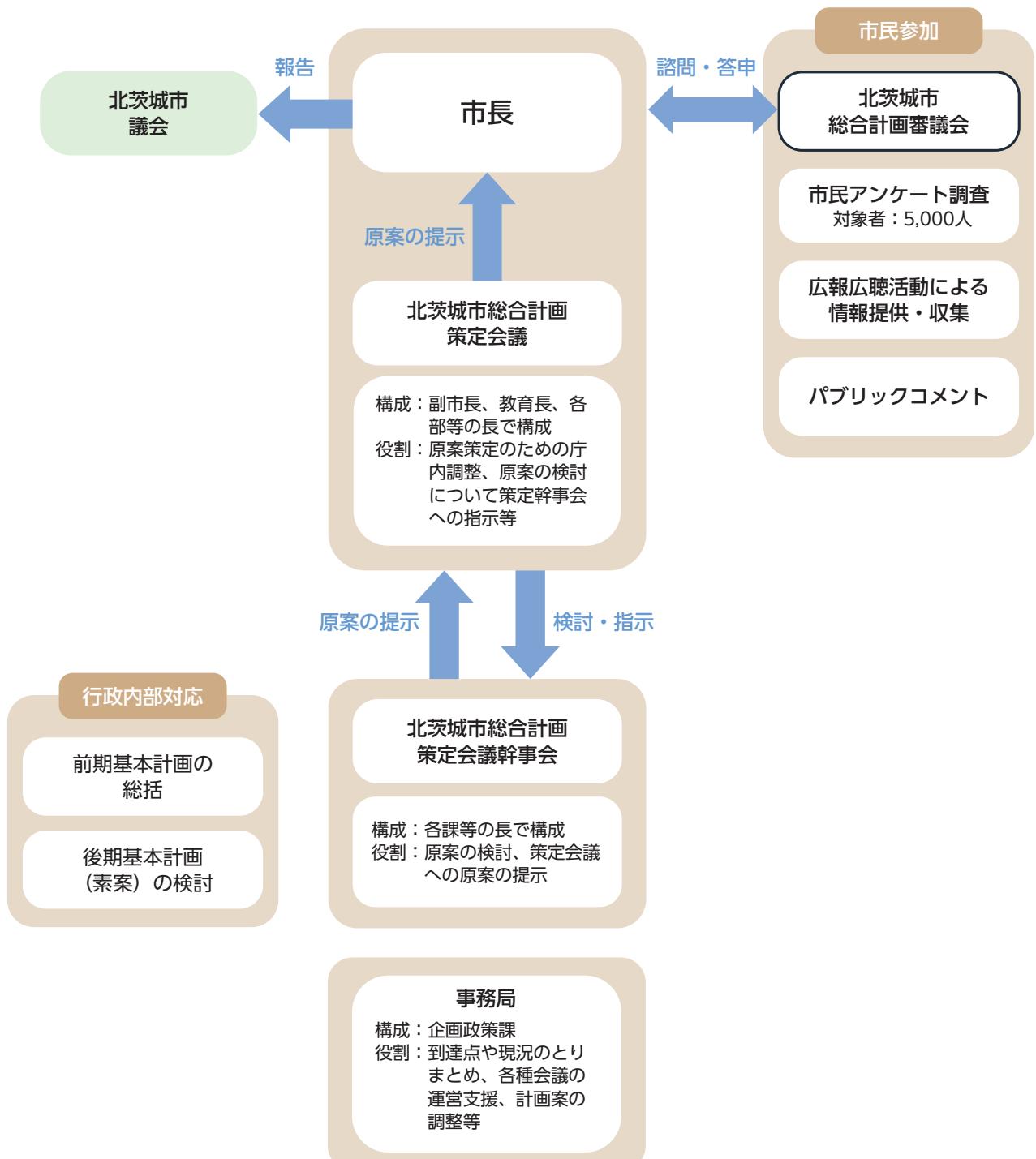
1

策定経過概要

日程	項目	内容
令和5（2023）年度		
令和5年11月15日～12月10日	市民アンケート調査	18歳以上の市民5,000人
令和6年1月29日・2月9日	後期基本計画策定に係る職員研修会	参加人数：課長級29人、係長級49人
2月21日～3月25日	各課前期計画総括・後期計画検討シートの作成	24課を対象に実施
令和6（2024年度）		
6月25日	第1回 幹事会・策定会議	後期基本計画策定方針について
7月5日・8日・10日・18日・22日	各課後期基本計画案についてヒアリング	20課を対象に実施
7月19日	第1回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 ・ 後期基本計画策定の基本的な考え方 ・ 今後のスケジュールについて
8月13日	第2回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 序論について ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標I・IIについて
8月22日	第2回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 序論について ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標I・IIについて
8月30日	第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 序論について ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標I・IIについて
9月4日	第3回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標III・IVについて
9月17日	第3回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標III・IVについて
9月27日	第3回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回審議会での御意見に対する検討事項について ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標III・IVについて
9月30日	第4回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標V・VIについて
10月15日	第4回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標V・VIについて
10月25日	第4回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回審議会での御意見に対する検討事項について ・ 後期基本計画 分野別計画 基本目標V・VIについて
11月18日	第5回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画（序論・計画の基本フレーム・基本計画）について
11月25日	第5回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期基本計画（序論・計画の基本フレーム・基本計画）について
12月2日	第5回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回審議会での御意見に対する検討事項について ・ 後期基本計画（序論・計画の基本フレーム・基本目標）について
12月11日～1月6日	意見募集（パブリックコメント）の実施	意見なし
令和7年1月14日	第6回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 後期基本計画最終案について
1月22日	第6回 策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 後期基本計画最終案について
1月30日	第6回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回審議会での御意見に対する検討事項について ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 後期基本計画答申案について
2月14日	答申	

2

策定体制



I

II

III

資料

3

審議会条例

昭和 48 年 6 月 28 日
北茨城市条例第 12 号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、北茨城市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ北茨城市における総合計画に関する必要な事項を調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 住民

(任期)

第4条 審議会の委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、会長の定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4

審議会委員名簿

役職	氏名	所 属 等
会 長	滝 修	北茨城市教育委員会委員
副会長	和 田 祐 司	北茨城市商工会会長
	篠 原 裕 治	北茨城市観光協会副会長
	坂 本 善 則	大津漁業協同組合専務理事
	小 野 國 光	北茨城市農業委員会会長
	山 名 哲 也	元北茨城青年会議所理事長
	大 部 啓 子	北茨城市女性連盟書記
	福 田 尚 子	子育て世代
	武 子 能 久	北茨城民宿組合組合長
	江 森 美千代	北茨城市女性消防団
	石 渡 のりお	集落支援員
	上神谷 英 典	北茨城市議会（総務委員会）
	熊 田 栄	北茨城市議会（文教厚生委員会）
	豊 田 弘 俊	北茨城市議会（産業建設委員会）

※所属等は委嘱をした時のものとなっています。

I

II

III

資料

5

諮詢

北企第3318号
令和6年7月19日

北茨城市総合計画審議会会長様

北茨城市長 豊田 稔

第5次北茨城市総合計画について（諮詢）

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり
諮詢します。

記

第5次北茨城市総合計画（後期基本計画）の審議について

6 答申

北総審第1号
令和7年2月14日

北茨城市長 豊田 稔 様

北茨城市総合計画審議会
会長 滝 修

第5次北茨城市総合計画（案）について（答申）

北茨城市総合計画審議会条例第2条の規定により、令和6年7月19日付け北企第3318号で諮詢された「第5次北茨城市総合計画（後期基本計画）（案）」について、慎重かつ詳細に審議を重ねてきた結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画を推進するにあたっては、下記の事項に留意され、将来都市像の実現に努めることを要望します。

記

- ・市民協働の理念を踏まえ、より一層の市政への市民参加を促進して本計画を推進すること。
- ・計画の推進にあたっては、行政評価に基づく成果を基本とした進捗状況の管理と、施策及び事業の改善・改革を継続的に実施し、基本目標の実現に取り組むこと。
- ・今後の人口減少と少子高齢社会に適切かつ迅速に対応し、将来にわたって地域社会の活力の維持・増進を図るために、柔軟性をもって本計画を推進すること。

以上

I

II

III

資料

第5次北茨城市総合計画後期基本計画 (基本施策)とSDGsとの関連

第5次北茨城市総合計画後期基本計画(基本施策)とSDGsとの関連(1/2)

SDGsの目標 (ゴール)	基本目標I				基本目標II			基本目標III
	I-1 市民協働・ 市民参加 の推進	I-2 人権の 尊重	I-3 都市交流 の促進	I-4 行財政の 効率的 運営	II-1 健康・ 医療の 充実	II-2 地域福祉 の充実	II-3 社会保障 の充実	III-1 学校教育 等の充実
1 貧困をなくそう	●				●	●	●	
2 飢餓をゼロに					●	●	●	
3 すべての人に 健康と福祉を					●	●	●	●
4 質の高い教育を みんなに		●	●					●
5 ジェンダー平等 を実現しよう		●						
6 安全な水とトイレ を世界中に								
7 エネルギーを みんなにそして クリーンに								
8 働きがいも 経済成長も		●				●		
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう								
10 人や国の不平等 をなくそう		●	●		●	●	●	
11 住み続けられる まちづくりを	●				●	●	●	●
12 つくる責任 つかう責任								●
13 気候変動に 具体的な対策を								
14 海の豊かさを 守ろう								
15 陸の豊かさも 守ろう								
16 平和と公正を すべての人に	●	●	●	●		●		
17 パートナーシップ で目標を達成 しよう	●	●	●	●	●	●	●	●

第5次北茨城市総合計画後期基本計画（基本施策）とSDGsとの関連（2／2）

SDGsの目標 (ゴール)	基本目標III		基本目標IV		基本目標V		基本目標VI	
	III-2	IV-1	IV-2	V-1	V-2	VI-1	VI-2	
	生涯学習 社会の構築	地域の特性 を活かした まちづくり の推進	都市基盤 の充実	環境保全・ 循環型社会 の実現	安全・安心 の向上	産業の振興	労働環境の 向上と 消費者行政 の推進	
1 貧困をなくそう					●		●	
2 飢餓をゼロに						●		
3 すべての人に 健康と福祉を	●		●	●				
4 質の高い教育を みんなに	●						●	
5 ジェンダー平等 を実現しよう								
6 安全な水とトイレ を世界中に			●	●				
7 エネルギーを みんなにそして クリーンに				●				
8 働きがいも 経済成長も						●	●	
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう		●	●			●		
10 人や国の不平等 をなくそう						●		
11 住み続けられる まちづくりを	●	●	●	●	●	●		
12 つくる責任 つかう責任				●			●	
13 気候変動に 具体的な対策を		●	●	●	●			
14 海の豊かさを 守ろう			●	●				
15 陸の豊かさも 守ろう			●	●				
16 平和と公正を すべての人に					●			
17 パートナーシップ で目標を達成 しよう	●	●	●	●	●	●	●	

I

II

III

資料

第5次北茨城市総合計画後期基本計画

発行年月 令和7（2025）年3月

発行 北茨城市

編集 北茨城市市長公室企画政策課

〒319-1592

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地

TEL 0293-43-1111（代表）

※表紙「六角堂」
所蔵先名「国立大学法人茨城大学五浦美術文化研究所」